

令和7年度

包括外部監査の結果に関する報告書

観光振興に関する施策に係る事務の執行について

旭川市包括外部監査人

公認会計士 堤 直美

目次

第1部 外部監査の概要.....	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 監査の対象.....	1
第3 当該事件を選定した理由.....	1
第4 対象とする所属等.....	1
第5 監査対象年度.....	1
第6 監査実施期間.....	1
第7 包括外部監査人及び補助者.....	2
第8 利害関係.....	2
第2部 監査の方法及び監査の対象事業.....	2
第1章 監査の方法.....	2
第1 監査の基本方針.....	2
第2 監査の着眼点.....	2
第3 監査手続.....	3
第2章 監査の対象事業.....	3
第3部 観光振興施策に関する概要と旭川市の財政状況.....	6
第1章 国、北海道及び旭川市における観光政策.....	6
第1 国の観光政策.....	6
第2 北海道の観光施策.....	8
第3 旭川市の観光推進施策.....	9
第2章 旭川市の財政状況.....	13
第4部 監査の結果.....	16
第1章 総論.....	16
第2章 監査の指摘及び意見の一覧.....	34
第3章 各論.....	38
第1 大雪カムイミンタラ DMO 推進費.....	38
第2 一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金 コンベンション誘致推進事業補助金 コンベンション誘致活動運営事業補助金 一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金.....	52
第3 観光プロモーション推進費.....	61
第4 観光受入体制充実費.....	66
第5 観光情報センター運営費.....	72
第6 観光情報発信費.....	80
第7 観光振興行政費.....	84

第 8 イベント推進費.....	89
第 9 ICT パーク運営費.....	94
第 10 空港関連事業 (1).....	102
第 11 空港関連事業 (2).....	109
第 12 北の恵み食ベマルシェ開催負担金.....	116
第 13 冬季観光促進費.....	124
第 14 旭川市スポーツ協会補助金.....	136
第 15 旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金.....	139
第 16 北口榛花選手凱旋パレード事業.....	143
第 17 バーサーロペット・ジャパン開催負担金.....	148
第 18 ハーフマラソン開催負担金.....	157
第 19 カムイスキーリンクス索道等整備費.....	163
第 20 カムイスキーリンクス施設整備基金積立金.....	171
第 21 旭川ミュージックウィーク開催負担金.....	176
第 22 醸造文化活用産業観光振興事業費.....	179
第 23 ジオパーク構想推進費.....	183
第 24 優佳良織普及促進事業補助金.....	185
第 25 アイヌ文化振興費.....	188
第 26 アイヌ施策推進費.....	190
第 27 アイヌ施策推進基金積立金.....	196

第1部 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

第2 監査の対象

観光振興に関する施策に係る事務の執行について

第3 当該事件を選定した理由

令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、旭川市においても観光客は激減したが、その後、いわゆる「アフターコロナ」の時代に突入し、観光客数も回復している。特に外国人の観光客が急激に増加しており、今後も増加傾向が続くことが予想される。

また、旭川市は少子高齢化が進んでいることから、旭川市民の地域内における消費額や税収の減少傾向が続くことが予想され、今後、旭川市が持続可能な都市として発展するためには、観光振興は欠かせないものと考えられる。(旭川市の財政状況については第3部第2章において詳しく記載する。)

観光振興が進み地域が活性化することで、旭川市民が享受する利便性が向上し、また、外から見た旭川市の魅力を市民が感じることで、地元に対する誇りを感じることもつながる。

旭川市の令和6年度における市政方針においても、「観光・スポーツ・文化」は主要10項目の1つとして掲げられている。

さらに、過年度の旭川市包括外部監査のテーマとして観光振興に関する施策に係る事務の執行が選定されたことがない。

以上の点から、観光振興に関する施策に係る事務の執行について、合規性、経済性、効率性及び有効性について監査することは意義があると考え、特定の事件として選定した。

第4 対象とする所属等

観光スポーツ部及び観光振興につながる事業を実施している部局

第5 監査対象年度

原則として令和6年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度も監査対象とした。

第6 監査実施期間

令和7年7月1日から令和8年3月30日まで

第7 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	堤 直美
監査補助者	公認会計士・税理士	中島 幹雄
監査補助者	公認会計士	富永 誠
監査補助者	公認会計士・税理士	多田 陽平
監査補助者	公認会計士・税理士	高野 司

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また割合についても同様に一致しない場合がある。

第2部 監査の方法及び監査の対象事業

第1章 監査の方法

第1 監査の基本方針

観光振興に関する施策に係る事務の執行が、関係法令等に準拠しているか、3E（有効性、効率性、経済性）及び公益性が確保されているかという観点から監査を行った。

第2 監査の着眼点

1 事業の合規性

観光振興に関する施策に係る事務の執行が、法律、条例、規則、要綱等の関係するあらゆるルールに整合しているか。また、そもそものルール自体に改善すべき点はないか。

2 3Eの観点

観光振興に関する施策に係る事務の執行において、有効性（事務の執行及び事業の管理が目的を達成し、効果をあげているか）、効率性（事務の執行及び事業の管理において最大の成果やサービスをもたらしているか）、経済性（事務の執行や事業の管理が最少の費用で行われているか）が認められるか。特に観光振興に関する施策に係る事務の執行については、3つの中でも特に有効性に着目した。

第3 監査手続

1 観光振興に関する事業の概要の把握

観光振興に関する事業の概要を把握するために、「旭川市観光振興条例」、「旭川市観光振興条例 解説書」及び「旭川観光基本方針」を閲覧した。また、観光振興に関連すると思われる旭川市が公表しているデータも参考とし、各担当部局から事業の概要についてヒアリングを行った。

2 資料の確認

監査対象事業ごとに、支出項目別に必要な資料の提出を受けて確認を行った。例えば支出項目が補助金や負担金である場合には、補助金や負担金の交付決定から実績報告までの起案文書や添付書類を閲覧した。

3 質問

資料の確認を行い、担当部局へ書面による質問を送り、書面による回答を得るとともに、書面での回答だけでは十分に理解できない点については、直接担当者とのヒアリングを実施した。

第2章 監査の対象事業

旭川市の観光振興に関する事業については「観光スポーツ部」が所管しているため、「観光スポーツ部」所管の事業の中から、金額的又は内容的に監査人が監査対象とすべきと判断した事業を監査対象とした。また、監査実施前のヒアリングにおいて、「観光スポーツ部」の所管ではないものの、旭川市の観光振興につながっている事業、もしくはつながる可能性を有している事業があったことから、それらの事業についても監査対象とした。また、観光振興を支えるインフラである旭川空港に関する事業に関しても監査対象とした。

なお、旭川市の観光スポットの代表格である旭山動物園に関しては、所管部局が経済部であること、並びに平成30年度に包括外部監査のテーマになっていること、また令和2年度の包括外部監査「基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について」で、旭山動物園施設整備基金が監査対象となっていることから、当年度の監査対象とはしていない。

以下、監査対象事業の一覧である。

(単位：千円)

No.	事業名	担当部局	決算額
1	大雪カムイミンタラ DMO 推進費	観光スポーツ部	84,468
2	(一社) 旭川観光コンベンション協会補助金	観光スポーツ部	17,802
	コンベンション誘致推進事業補助金		6,900
	コンベンション誘致活動運営事業補助金		17,450
	(一社) 旭川観光コンベンション協会管理費補助金		1,600
			計 43,752
3	観光プロモーション推進費	観光スポーツ部	18,071
4	観光受入体制充実費	観光スポーツ部	4,636
5	観光情報センター運営費	観光スポーツ部	30,328
6	観光情報発信費	観光スポーツ部	3,418
7	観光振興行政費	観光スポーツ部	9,800
8	イベント推進費	観光スポーツ部	11,700
9	ICT パーク運営費	経済部	47,866
10	空港費管理費	地域振興部	8,210
	空港対策費		1,240
	空港整備費		429,221
	空港車両等整備費		17,603
11	新規路線就航支援費	地域振興部	25,720
	航空路線確保対策費		23,113
12	北の恵み食バマルシェ開催負担金	経済部	41,835
13	冬季観光滞在促進費	観光スポーツ部	75,458
14	旭川市スポーツ協会補助金	観光スポーツ部	18,800
15	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金	観光スポーツ部	7,637
16	北口榛花選手凱旋パレード事業	観光スポーツ部	13,364
17	バーサーロペット・ジャパン開催負担金	観光スポーツ部	16,800
18	ハーフマラソン開催負担金	観光スポーツ部	12,000
19	カムイスキーリンクス索道等整備費	観光スポーツ部	54,458
20	カムイスキーリンクス施設整備基金積立金	観光スポーツ部	8,569
21	旭川ミュージックウィーク開催負担金	社会教育部	3,700
22	醸造文化活用産業観光振興事業費	観光スポーツ部	4,477
23	ジオパーク構想推進費	社会教育部	7,073 (※①)
24	優佳良織普及促進事業補助金	社会教育部	3,305

No.	事業名	担当部局	決算額
25	アイヌ文化振興費	社会教育部	2,143
26	アイヌ施策推進費	社会教育部	4,387
27	アイヌ施策推進基金積立金	社会教育部	46,919

※① 流用による執行額は除く。

第3部 観光振興施策に関する概要と旭川市の財政状況

第1章 国、北海道及び旭川市における観光政策

第1 国の観光政策

平成18年12月13日に議員立法によって成立し、平成19年1月1日から施行されている観光立国推進基本法では、観光について21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けている。また、関係者の責務等として、地方公共団体には、地域の特性を生かした施策を策定し実施すること、広域的な連携協力を図ることに努めなければならないことが規定されている。

さらに、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を定めることとしている。

令和5年3月31日に閣議決定した「観光立国推進基本計画（第4次）」（以下、「基本計画」という。）においては、基本的な方針として、持続可能な観光地域づくり戦略、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略の3つの戦略に取り組むこととされている。平成29年3月に閣議決定した前観光立国推進基本計画（以下、「前基本計画」という。）では、7つの目標と、それらに関連する参考指標を掲げ、観光立国の実現に関する施策を推進してきた。前基本計画においては量（人数）を目標値とするものが多かったが、基本計画では持続可能性を重視し、質（消費額単価や満足度）の向上を目標値とする方向へ転換している。

3つの観光戦略に沿った具体的な目標値は以下のとおりである。

○ 持続可能な観光地域づくり

持続可能な観光地域づくりに関しては、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数を目標値として掲げている。

以下、「基本計画」より抜粋。

『持続可能な観光地域づくりが全国各地で進められる姿を目指すこととし、国が地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等に対し取組の促進や支援を行うことにより、令和7年までに、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数を、取組が全国各地で進められているといえる水準まで増加させることを目標とする。また、海外からも評価され、かつ第三者から優良な取組であると評価されるレベルを目指す観点から、国際的な認証・表彰を受けた地域数についても、同様に増加させることを目標とする。』

	目標値	実績値
	令和7年まで	令和4年
持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数	100地域 (うち国際認証・表彰地域 50地域)	12地域 (うち国際認証・表彰地域 6地域)

旭川市を中心とした上川管内中部の自治体で構成する観光地域づくり推進法人（DMO）「大雪カムイミンタラ DMO」も、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域として令和 7 年 3 月に日本版持続可能な観光ガイドラインロゴマークを取得している。

○ インバウンド回復戦略

インバウンド回復戦略においては、早期に達成すべき目標として訪日外国人旅行消費額を、コロナ前の 4.8 兆円を超える 5 兆円とし、さらに令和 7 年までの達成目標として以下の 5 つの目標を掲げている。

消費額 5 兆円の早期達成に向けて、施策を総動員し、消費額拡大・地方誘客促進を重視するとともに、アウトバウンド復活との相乗効果を目指している。

	目標値	実績値
	令和 7 年まで	令和元年
訪日外国人旅行消費額 単価	20 万円	15.9 万円
訪日外国人旅行者一人 当たり地方部宿泊数	2 泊	1.4 泊
訪日外国人旅行者数	令和元年水準超え	3,188 万人
日本人の海外旅行者数	令和元年水準超え	2,008 万人
アジア主要国における 国際会議の開催件数に 占める割合	アジア最大の開催国 (3 割以上)	アジア 2 位 (30.1%)

訪日外国人旅行消費額は、令和 6 年に 8 兆円を超え、訪日外国人旅行消費額単価も 22.7 万円となっている。(国土交通省 観光庁：「訪日外国人の消費動向 2024 年々次報告書」より)

また、訪日外国人旅行者数は令和 6 年で 3,687 万人と令和元年に比べて 116%となっている。(国土交通省 観光庁：「現行基本計画における目標の達成状況」より)

一方、日本人の海外旅行者数は令和 6 年で 1,301 万人となっており、令和 7 年に令和元年の 2,008 万人を超えるのは難しい状況となっている。また、訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数も令和 6 年に 1.4 泊となっており、令和 7 年の目標値である 2 泊を達成するのは難しい状況となっている。(国土交通省 観光庁：「現行基本計画における目標の達成状況」より)

インバウンドの回復が順調である一方、旭川市の観光に直接関係してくる地方部宿泊数は目標値に届いていないことが分かる。

○ 国内交流拡大戦略

国内交流拡大戦略においては、国内旅行の実施率の向上、滞在長期化を目指し、旅行需要の平準化と関係人口の拡大につながる新たな交流需要の開拓を図ることを目指している。

	目標値	実績値
	令和7年まで	令和元年
日本人の地方部延べ宿泊者数	3.2億人泊	3.0億人泊
国内旅行消費額	22兆円	21.9兆円

日本人の地方部延べ宿泊者数は令和6年に3.0億人泊となっており、令和元年度とほぼ同水準となったが、令和7年の目標値までは届いていない。また、国内旅行消費額は令和6年に25.1兆円と令和7年の目標値をすでに達成している。

第2 北海道の観光施策

旭川市における観光振興事業は旭川市単独で進められるものではなく、周辺市町村、さらには北海道全体での取組からも大きな影響を受けることになる。

北海道においては、「北海道観光のくにづくり条例」に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画である「北海道観光のくにづくり行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定している。

令和3年から令和7年を対象期間とした第5期北海道観光のくにづくり行動計画が最新のものである。

行動計画の概要は以下のとおりである。

○ 北海道観光が将来的にめざす姿

- オンリーワン！自然・食・文化を活かした観光地
- いつでも！どこでも！何度でも！
- 誰もが安全・安心・快適に滞在
- 持続的な観光関連産業の発展

○ 特に注力する施策展開の方向性

- クリーン×セーフティ北海道
 - (1) 新北海道スタイル、業種別感染症対策ガイドラインの徹底などによる安全・安心の提供
 - (2) 広大な自然、密になりにくいアウトドア環境など本道の価値・優位性を再評価
 - (3) 積極的な情報発信

- (4) 環境と共生する観光の推進
- 量×質の追求
 - (1) 人口減少社会における道内観光の高付加価値化
 - (2) 地元（道民）からも愛される観光地づくり
 - (3) 自然環境・食など本道の観光資源のブランド力強化による新規誘客・リピーターの獲得
 - (4) 富裕層向け商品・サービスの充実による質の向上
 - (5) AI、IoT等先端技術導入による観光産業の収益構造の改善
- 旅行者比率のリバランス
 - (1) 道民の道内再発見、国内旅行の需要喚起
 - (2) 渡航制限解除等を見据えた海外需要の獲得
 - (3) 欧米等新規市場の開拓による市場拡大
- 新しい旅行スタイルの推進
 - (1) 本道の自然等を活かしたワーケーションの創造などによる滞在型観光の推進
 - (2) 「ATWS 北海道／日本」を契機に本道の自然・文化等の特性を活かしたアドベンチャートラベルの造成・発信
 - (3) MICE・IRなど新たなインバウンド等の取込方策の検討
- 観光インフラの強靱化
 - (1) 広域観光の拠点としての道内空港等の利活用
 - (2) 観光産業を支える人材の確保・育成
 - (3) 災害時等に観光客の安全・安心に資する基盤の強化

これら北海道の方針も踏まえ、旭川市の観光施策が策定されている。実際、旭川空港を含む道内 7 空港は、北海道エアポート株式会社に一括で運営委託を行っており、北海道一丸となって観光インフラの強靱化を推進しているところである。

第3 旭川市の観光推進施策

1 旭川市総合計画

総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画である「第8次旭川市総合計画」は、平成28年度からの12年間を基本構想及び基本計画の期間としており、原則4年ごとに見直すこととされ、直近では令和5年度に見直されている。（見直し後の「第8次旭川市総合計画」を、以下、「総合計画」という。）

総合計画では、基本目標3の「活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します」の基本政策7「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」において観光振興が位置付けられている。

現状と課題としては、夏季に比べ大きく落ち込んでいる冬季観光客を増やしていくた

め、通年滞在型観光への取組の重要性が挙げられている。また、四季を通じた観光振興として以下の施策が掲げられている。

「観光客の減少する冬季に特化した施策を展開するとともに、本市の都市機能と自然を最大限に活用し、文化、スポーツ、自然、食、産業などを組み合わせた体験型観光の促進や、本市を拠点とした広域観光を推進することにより、1年を通じた観光誘致に取り組みます。これらを通じて、圏域のブランド化を進め、いつ来ても、何度来ても楽しめる地域である「マウンテンシティリゾート」としての確立を推進します。また、将来にわたる持続可能な観光振興を図るため、自主的な財源確保策の検討を進めます。さらに、官民が連携してイベントの充実やコンベンションの誘致を図るなど、本市の多様な魅力を効果的に情報発信しながら、市民一人一人のおもてなしの心の醸成と受入体制の充実を図り、地域を訪れる国内外の人々が魅力に感動し、居心地の良さを感じることができる環境を創出します。」（「総合計画」より抜粋）

2 旭川市観光振興条例

旭川市では、観光を重要な取組と位置付け、令和4年4月1日に「旭川市観光振興条例」（以下、「条例」という。）が施行された。条例の前文において、「誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指して、市、市民、観光事業者及び観光関係団体等、旭川市に関わる全ての者が連携し、一体となって観光の振興を推進するために、この条例を制定する。」とされている。

また、目的として「施策を総合的かつ計画的に推進し、もって観光の振興により観光客の来訪を促進し、本市経済の発展と豊かな市民生活の実現に寄与すること」が掲げられ、続いて市の責務と市民、観光事業者、観光関係団体等の役割が規定されている。

3 旭川観光基本方針

条例では、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、観光の振興に関する基本的な方針を策定するものとする旨規定されており、これを受け令和5年度から令和9年度を推進期間とする「旭川観光基本方針」（以下、「基本方針」という。）が制定された。

基本方針では、観光振興に向けた課題として以下の4つが挙げられている。

- ① 通年型・滞在型観光の推進
- ② 広域観光の推進
- ③ 受入れ体制の整備
- ④ 消費拡大の仕組みづくり

①に関しては、夏季よりも冬季の観光客数が少ない傾向、特に3、4月及び11、12月の観光客数の著しい減少に対し、旭山動物園以外の観光スポットや観光資源の魅力を高

め、一年を通じて観光客を増やす取組が求められており、また、滞在時間と宿泊者数を増やす観点から、朝や夜の時間における取組も求められている。

②に関しては、道外観光客が道内各地を巡る周遊型観光を行っているため、この地域に期待される役割や、移動にかかる費用・時間に見合った価値のある旅行商品の提供について考慮する必要性と旭川空港の利用による広域観光をけん引し、取組を強化していく役割が期待されていることが記載されている。

③に関しては、様々な国や地域の文化・慣習に配慮した対応と受入側の意識醸成に加えて、観光業の担い手の確保・育成を図ることが記載されている。

④に関しては、市・市民・観光事業者・観光関係団体等の連携・協力の下、幅広い産業の事業者が、積極的に観光に携わることで気運を高め、さらに、滞在中の消費額が高い海外市場へのプロモーション、サービスの高付加価値化やブランディングによる消費単価向上など、観光地経営の視点に立った広報宣伝及びマーケティングなどの取組も重要とされた。

また、基本方針の推進期間においては、次の 5 つの施策展開の方向性に特に注力することとされた。

- 1 新たな旅行スタイルへの対応
- 2 着地型・体験型の観光コンテンツの拡充
- 3 都市機能を備えた旭川を拠点とした広域観光の強化
- 4 「稼ぐ力」の醸成に向けた受入体制整備
- 5 マウンテンシティリゾートの確立

これらの具体的な成果指標として、次の 4 つが定められた。

成果指標	目標値（令和 9 年度）	基準値（令和元年度）
①観光入込客数（人）	6,000,000	5,357,000
②観光客宿泊延数（泊）	1,220,000	935,600
③外国人宿泊延数（泊）	268,000	205,764
④観光消費額（千円／人）	72.8	62.9

4 旭川市の観光に関する各種実績値

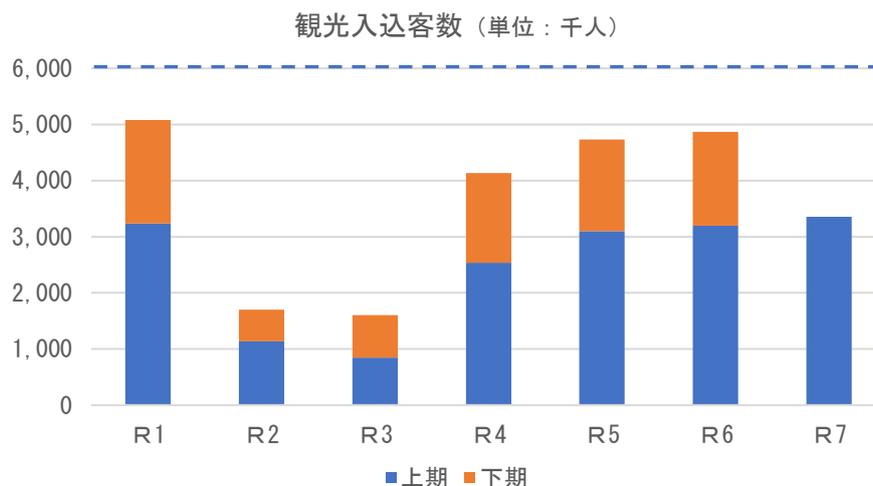
令和 6 年度は、基本方針の推進期間の途中であり、目標値が定められている令和 9 年度までは 3 年あるため途中経過としての評価となるが、令和元年度から令和 6 年度及び令和 7 年度上半期の実績は以下のようになっている。

① 観光入込客数

観光入込客数の推移は下表のとおりである。表中の点線は令和 9 年度の目標値を表している。(以下、②③のグラフにおいても同様。)

新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度と令和 3 年度は大きく減少したが、令和 4 年度以降は回復しており、令和 7 年度の上半期も前年を上回る数値となっている。

令和 9 年度の目標値である 600 万人に対して令和 6 年度で 8 割ほどの達成率となり、特に上半期は直近の令和 7 年度において令和元年度を超える数値となっている。

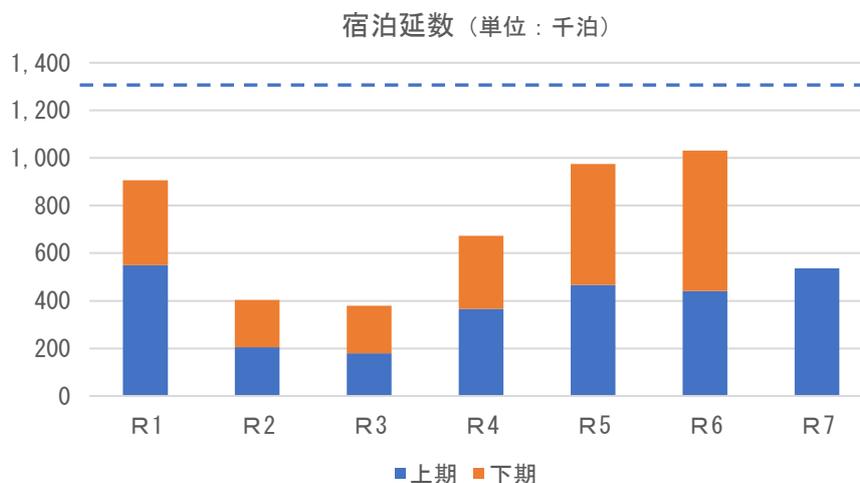


② 宿泊延数

宿泊延数の推移は下表のとおりである。

①の観光入込客数は上半期の伸びが大きい、宿泊延数は下半期の伸びが大きい。

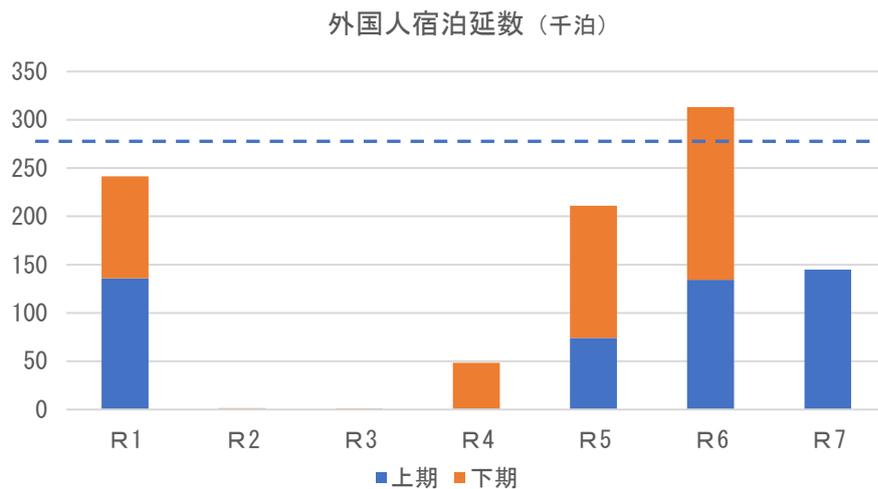
令和 9 年度の目標値である 122 万泊に対して令和 6 年度で 85%程度の達成率となっている。令和 7 年度の上半期もほぼ令和元年度の数値に回復しており、下半期もこのまま順調に増加していけば目標値を達成する可能性も高くなる。



③ 外国人宿泊延数

外国人宿泊延数の推移は下表のとおりである。

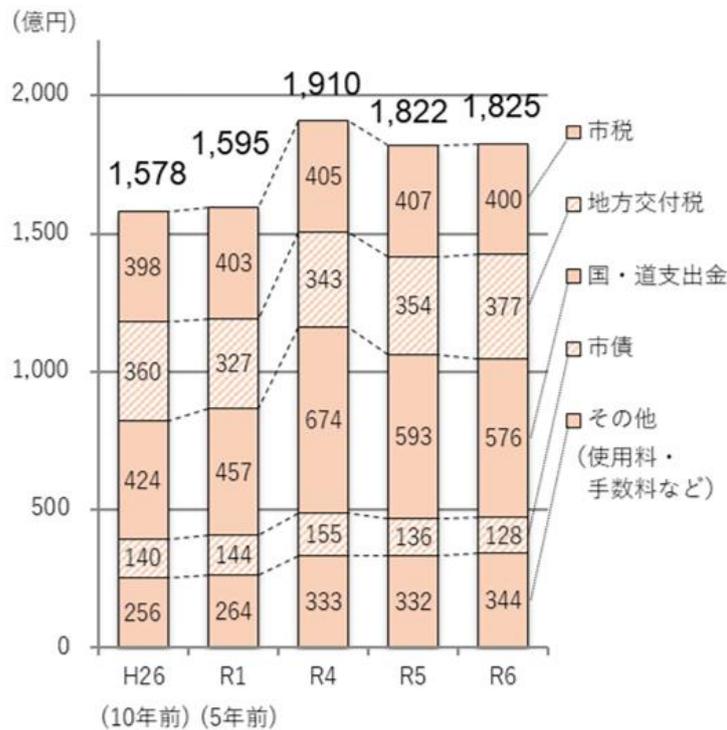
新型コロナウイルスの影響で壊滅的な影響を受けたが、令和5年度から急速に回復し、令和6年度にすでに令和9年度の目標値を超えている。②宿泊延数と同様、下半期（冬季）の伸びが順調で、令和元年には上半期の方が多かったのが、令和5年度、令和6年度ともに下半期の方が多くなっている。



第2章 旭川市の財政状況

旭川市の歳入は地方交付税と国・道支出金で全体の50%を超えており、旭川市の自主財源の占める割合は比較的低くなっている。歳入に占める市税の割合は、旭川市は22%となっており、北海道内の他の自治体では札幌市が29%、函館市が22%、苫小牧市が31%、帯広市が23%であり（苫小牧市は令和5年度、他市は令和6年度）、旭川市は北海道内の他の自治体に比べても低いものとなっている。

旭川市の歳入の推移は下表とおりである。（旭川市HPより）



また、財政を自前の収入でどれくらい賅っているかを表す「財政力指数」は0.529となっており、中核市平均の0.762と比べても低くなっている。（「財政力指数」が1を超えると、需要額より収入額の方が多いということで、財政に余裕があることになる。）

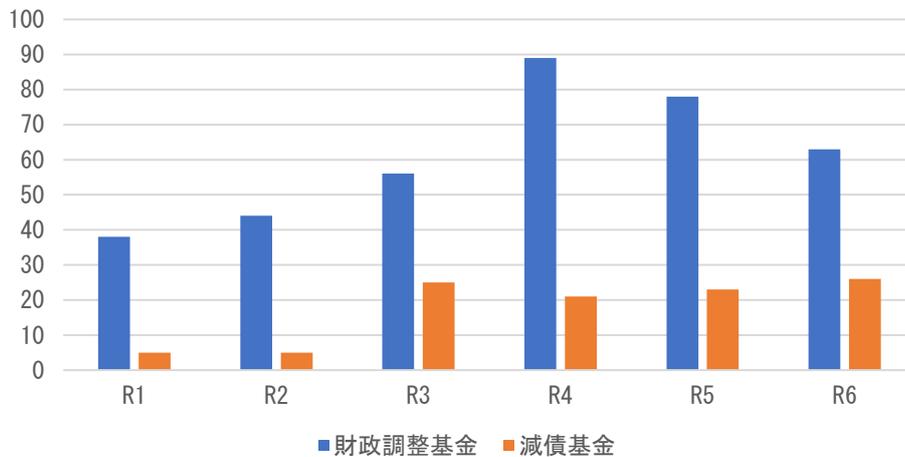
北海道内の他の自治体においても、札幌市が0.706、函館市が0.477、苫小牧市が0.749、帯広市が0.599であり函館市の次に低い水準となっている。なお、中核市市長会（2024年2月（令和5年度））が公表している都市要覧によると、函館市は全国の中核市の中で最低であり、鳥取市、佐世保市に続き、旭川市は4番目に低い数値となっている。

次に、財政運営の調整財源に活用できる財政調整基金と減債基金の残高であるが、財政調整基金は、令和3年度に実質収支（※）が65億円となり、その半分の33億円を令和4年度に積み立てたことから令和4年度に大幅に増加し、その後、令和5年度に30億円、令和6年度に20億円取り崩している。

減債基金は、令和3年度に新たな積立てにより増加し、その後、大幅な増減はない。

※ 形式収支（歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額のこと）の額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額のこと。

財政調整基金、減債基金残高（単位：億円）



また、市債残高は微減を続けており、令和6年度の残高は1,630億円となっている。

旭川市の財政状況は財政力指数が低いことから、自前の収入での財政運営は厳しく、地方交付税や国庫支出金への依存度は高い傾向にある。

旭川市は、15歳未満人口比率が全国平均より低く、北海道平均とほぼ同じであるが、65歳以上人口比率は全国、全道平均を上回っている。また、中核市平均と比べても15歳未満人口比率は低い一方、65歳以上人口比率は高くなっており、少子高齢化が進行していることが分かる。

今後も少子高齢化と人口減少が続くことが想定される中、住民による自前の収入を増やすことは相当に困難である。

そのような状況下において、観光振興に関する施策は、地元消費の拡大による税収増加をもたらすため重要なものである。

第4部 監査の結果

第1章 総論

各事業について監査を進める中で、いくつかの事業で共通して認識された指摘又は意見で、担当部局以外にも関係する事項などについて記載する。これらは、担当部局だけでは対応が難しいため、旭川市全体として横断的に見直しを行う契機としていただければと思う。

また、総論として記載した事項についても、細かな点では各事業で違いがあるため、それぞれの事業ごとに監査の結果として記載している場合もあり、担当部局での対応が可能なものに関しては【指摘】【意見】として記載している。

(1) 旭川市が拠出する観光促進関連支出及び今後の集約(外部団体の統廃合含む)について【意見】

旭川市が拠出する観光促進のための補助金・助成金・負担金について、支出先が実施する事業が重複しているものがあり、効果的・効率的な目的達成のため、外部団体の設立経緯はあるもののその在り方も含めた体制作りや業務集約について大きな視点に基づくグランドデザインを検討する必要があると思われる。

38 ページ以降に記載したとおり、平成 27 年に「日本版 DMO 候補法人登録制度」が創設され、令和 7 年 10 月 31 日現在、登録されている DMO は広域連携 DMO が 10 法人、都道府県 DMO が 38 法人、地域 DMO が 286 法人となっている。

DMO の役割には、各種データ等の継続的な収集及び分析、観光地経営戦略の策定、重要業績評価指標 (KPI) の設定、PDCA サイクルの確立等高度な情報分析があり、地域観光振興政策における司令塔としての役割が求められているものと思われる。

一方で、各自治体においては、従来から観光促進のため設立され活動してきた観光協会、各種協議会等様々な団体があり、各種補助金、助成金、負担金を支出している。令和 6 年度に旭川市が支出したものの一部及び支出先の令和 6 年度の事業規模は以下のとおりである。

小事業名	支出先	支出額/内容 (注)	支出先の事業規模
旭川観光コンベンション協会補助金	(一社)旭川観光コンベンション協会	65,466 千円 運営費、各種補助金、委託料	106,569 千円
大雪カムイミンタラDMO推進費	(一社)大雪カムイミンタラDMO(地域DMO)	82,160 千円 負担金	764,642 千円
観光振興行政費	(公財)北海道観光機構(広域連携DMO)	570 千円 会費、各種負担金	1,767,933 千円
観光振興行政費	上川地方観光連盟	190 千円 会費	1,781 千円
観光振興行政費	旭川観光ボランティア協議会	460 千円 補助金	1,062 千円
観光プロモーション推進費	あさひかわ観光誘致宣伝協議会	10,200 千円 負担金	15,965 千円

(出典：各決定文書、精算書等から監査人が集計)

上記のうち、(公財)北海道観光機構は広域連携 DMO に認定され、北海道全体を対象エリアとする北海道の観光振興政策の司令塔であり連携強化を行うことでよいと思われる。一方、支出先が実施する事業が重複しているものには以下のものがある。

① パンフレット制作

団体名	具体的事業名	事業費	支出した会費、補助金等
(一社)旭川観光コンベンション協会	観光ガイドマップ等作製事業	3,335 千円	3,000 千円
上川地方観光連盟	広域観光パンフレット作製事業	770 千円	190 千円

(出典：各確定文書、事業報告から監査人が集計)

(一社)旭川観光コンベンション協会(以下、「コンベンション協会」という。)は旭川市の補助金 3,000 千円を受領し、多言語による旭川市内の観光マップを 110,250 部作成しているほか、事業計画において「きた・ひがし北海道広域観光周遊ルートの推進」、「サイクリングロード、レンタカー利用等による周遊観光コースの開発」及び「北海道シーニックバイウェイ大雪・富良野ルート及び北海道ガーデン街道の推進」を掲げており、広域観光周遊ルートの開発も行っている。上川地方観光連盟は、上川総合振興局内の 23 自治体等が会員となり組織化され、広域周遊観光を促進するための観光マップである「北海道道真ん中」30,000 部を作成・配布している。

一方、補助金等は支出されていないものの、(一社)大雪カムイミンタラ DMO(以下、「大雪 DMO」という。)は旭川市を中心とした 9 市町を構成エリアとして各種データ等の継続的な収集及び分析が求められており、市内はもとより、周遊ルートに関する知見も蓄積さ

れているものと思われる。

地域観光振興政策の司令塔である大雪 DMO は分析を担うものの、観光ガイドマップ作成はコンベンション協会、上川地方観光連盟が実施するという状況となっている。本来は大雪 DMO が各種データ等の継続的な収集及び分析結果に基づき市内又は広域観光ガイドマップ作成も行うのが効率的であると思われる。人員体制が不十分という事情があれば、コンベンション協会と情報共有を行い、コンベンション協会が市内及び広域観光マップ作成という役割を担うことも良いと思われる。

なお、上川地方観光連盟の総事業費は 1,781 千円であり、上記広域周遊観光のための観光マップ作成及び配布のほか、観光案内人等研修事業も行っているが、当該事業規模で各自自治体の長又は担当者が会議に出席し事業を行うことは非効率と思われる。また、会員にはコンベンション協会の他、一般社団法人ふらの観光協会(地域 DMO)、一般社団法人美瑛町観光協会(地域 DMO) もおり、それぞれがデータ分析等行っており、より実態に即した活動を行えるはずである。振興局主導による連盟組成という経緯があったとしても、現在は地域 DMO が存在する以上、役割を委譲し、経営資源を他に振り分ける議論を進めることが良いと思われる。

② 観光案内員研修等事業

団体名	具体的事業名	事業費	支出した会費、補助金等
上川地方観光連盟	観光案内人等研修事業	197 千円	190 千円
旭川観光ボランティア協議会	観光案内人等研修事業、活動費	889 千円	460 千円

(出典：各確定文書、事業報告から監査人が集計)

上川地方観光連盟では、参加者約 20 名、旭川市近郊の約 5 カ所の観光スポットを巡り、実際にアクティビティ等を経験しながら観光案内人の研修を行っている。

旭川観光ボランティア協議会では、主として旭川市内の各種イベントに参加するボランティアを募りその費用を補助するほか、自主研修も行い(費用 139 千円)、ボランティアの育成活動を行っている。なお、コンベンション協会も主催又は協力する各種イベントにボランティア派遣を受ける関係上 250 千円を拠出している。

また、事業費等は明確ではないが、コンベンション協会も旭川観光ボランティア協議会と協力し、「JR 北海道観光列車の歓迎・送迎対応」として観光情報のアナウンスをする活動を行っている。

事業規模は多額ではないものの、各団体が観光案内員やボランティアの育成を行っている状況で、手段が多ければ裾野が広がる可能性はあるが、活動の豊富さ、ノウハウや育成の手腕等考慮し、集約して効果的・効率的な育成等目指すことが良いと思われる。

③ 空港利用拡大事業

団体名	具体的事業名	事業費	支出した会費、補助金等
あさひかわ観光誘致宣伝協議会	国内誘客事業、国外誘客事業、特別事業	15,965 千円	10,200 千円
旭川空港利用拡大型成会	空港利用拡大に関する PR 等、空港利用のための交通網整備運動、空港機能の整備拡充に関する建議等	15,006 千円	8,700 千円

(出典：各確定文書、事業報告から監査人が集計)

あさひかわ観光誘致宣伝協議会は、旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、上川町、東川町の 11 市町の他、各観光協会及び北海道エアポート株式会社（以下、「HAP」という。）等が負担金を拠出し、さらに北海道（上川総合振興局）が補助金を拠出し、旭川空港を活用した国内及び国外誘客の観光プロモーションを実施している。

11 市町の他、コンベンション協会、一般社団法人稚内観光協会（地域連携 DMO）、一般社団法人ふらの観光協会（地域 DMO）、一般社団法人美瑛町観光協会（地域 DMO）が負担金を拠出しているが、大雪 DMO は会員になっておらず負担金は拠出していない。

旭川空港利用拡大型成会は、路線維持・誘致事業として航空会社及び関係者訪問や視察対応、利用促進事業として空港会社との連携事業（SNS 広告配信等）やイベント事業（チャーター便歓迎セレモニー等）を行っている。事業の中には、あさひかわ観光誘致宣伝協議会と連携して実施しているものもある。

また、旭川空港の運営委託先である HAP においても、旭川空港利用拡大事業は行っているはずである。

旭川空港利用拡大型成会や HAP は、旭川空港の利用増や路線の誘致・維持を目的として事業を行っており、あさひかわ観光誘致宣伝協議会や大雪 DMO は、旭川市を含む圏域の誘客を図るに当たって、その移動の重要な手段の一つとして旭川空港の路線利用の PR を行っている。

それぞれの成り立ちが異なり、それぞれの目的にそって事業を展開してきたことと思うが、今後は限られた資源（ヒト・モノ・カネ）で効率的・効果的に施策を実施していくことが重要となる。現状においても、各団体の連携は行っているところではあるが、今後はそれぞれの役割を明確にしつつ、大雪 DMO の継続的な収集及び分析結果に基づく各種データ等も利用しながら、観光プロモーションを効果的・効率的に行うことが求められるものと思われる。

④ 上記以外

上記①～③以外で、個別の事業として特定できないまでも、例えば観光宣伝及び観光客の誘致促進活動(各種イベントへの参加、パンフレット配布)や、ホームページによる観光案内等を各団体がそれぞれの視点で実施しているところである。

これも手段が多ければそれだけ効果が発現する可能性が高いのかもしれないが、限りある資源(ヒトモノカネ)を効率的に投入する視点が必要である。

繰り返しになるが、大雪 DMO は各種データ等の継続的な収集及び分析等を実施しており、またコンベンション協会は過去のイベント主催や協力により様々なノウハウを有し、観光客に対する知名度も高いと思われる。

それぞれの長所を活かし、かつ観光促進につながるためにどのような体制で業務を分担していくことが良いか、しっかりと検討することが望まれる。

(2) 入札の際の予定価格について【意見】

入札によって契約先を決定する場合の最も重要な要素である予定価格については、地方自治法で以下のとおりに規定されている。

地方自治法 第 234 条第 3 項

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

予定価格は、入札における公平性を担保するために開札まで秘匿されるべき情報であり、予定価格が事前に漏れてしまえば公正な競争が阻害されるおそれがある。

予定価格は、費用ごとに積算された積算書をもとに決定される。これらの金額は、原則として旭川市が算出するべきものであるが、特殊なケースなどで、旭川市だけでは積算書の作成が困難なケースでは、業者から参考として見積資料を徴取することも許容される。ただし、その際にもでき得る限り客観的かつ適正な積算となるように努める必要がある旨規定されている。

契約事務の手引（旭川市総務部契約課）

第2章 1 (1)イ

積算については、契約の内容によって大きく異なる。建設工事、施設清掃、警備業務などのように一定の積算手法があるもの以外は、個別にその方法を検討しなければならない。

特に、特殊な契約で算定が困難な場合にあつては、業者から参考として見積資料を徴取したり類似業務の実績などを十分調査するとともに、必要に応じ関係部局との協議を行い、でき得る限り客観的かつ適正な積算となるよう努める必要がある。

なお、一般的には、人件費、物件費及び管理費を積算し、類似業務における契約価格や難易度、履行期間の長短等を考慮し定めることになる。

また、業者から参考見積を徴取する際の注意事項として、その後の発注を約束するものでないことの明確化や事業者の負担軽減について規定されている。

監査対象のいくつかの事業において、積算書の基礎となる見積書を前契約先のみ依頼して作成してもらい、その見積書を主な根拠として予定価格を算出していた。前契約先からの見積金額をそのまま予定価格としているケースもあった。

これらは、他に参考となる事例のないイベントの運営や、特殊な作業での入札において行われていた。

旭川市において、業者から見積りを徴取することは許容されているので、ただちに是正すべきとは言いきれないものの、やはり前契約先からの見積金額を主な根拠として予定価格を算出したり、または見積金額をそのまま予定価格としたりすることは、前契約先が著しく有利になることは否めず、公正な競争を是とする入札において望ましいとは言えない。

実際に、今回の監査で検証した事例（上記のように前契約先のみが見積書を提出しているケース）では、全てにおいて前契約先が落札する結果となっていた。

結果だけみれば、予定価格内で一番低い価格を提示したものが落札しており、旭川市とすれば問題ないようにも思えるが、最も低い価格であることが最も望ましいこととは言いきれず、過度に廉価となっていないか、必要な品質などが保証されているかも検討すべきである。また、一者のみが見積書を提出し、同一の業者が落札することが続けば、入札自体に対する信頼性を損ねることにもつながるおそれがある。

予定価格のために見積書を入手するケースでは、見積書を提出した業者は入札に参加しないことが望ましいが、実際は見積りの算出も多くの時間とコストがかかるものである以上、そのような対応を強く求めることはできない。複数の業者から見積りを入手するか、一者からの見積りを参考とするのであれば、提出された見積りについての適正性を旭川市でしっかりと検証し、同じ業者の落札が継続するようであればさらなる検証を実施

するなどの対応が必要となるであろう。

(3) 補助金評価表について

監査の対象とした事業の多くには、補助金又は負担金の支出がある。

令和元年度の包括外部監査は「補助金に係る事務の執行について」がテーマとなっており、その際に補助金ごとに【指摘】又は【意見】とされた事項で、今回の監査対象事業に関係するものについては、その後の措置状況も確認している。それらは次章の各論で事業ごとに記載することとする。

また、補助金全般に関して【意見】とされている事項のうち、補助金評価表に関して現在の記載内容を確認したところ、成果指標と補助金単位コストについて引き続き改善の余地が見受けられる。

① 成果指標について【意見】

成果指標に関しては、令和元年度の包括外部監査報告書において、以下のような【意見】が記載されている。

(成果指標と過去5年間の実績)

成果指標とは、事業等の実施により最終的に住民の側にもたらされる効果・成果（アウトカム）を表す指標である。成果指標を2つ記載する様式となっているが、指標数を限定することなく自由に記載できる様式とすべきである。現状では例年の指標に倣って記載しているのが大半であり、指標自体が妥当ではないケースがある。自由な記載とすることによって補助金がどれだけ市民に効果をもたらしているのか理解してもらえらるであろうし、所管部局としても改めて補助金を適切に評価し、今後の改善等につなげるきっかけにもなるであろう。また、指標の目標値を記載し、現時点での補助金目的の達成状況を把握できるようにすべきである。さらに、必要に応じて補足説明を記載できる様式であればなお良いであろう。

この意見に対する措置状況としては、「成果指標の設定について、補助金評価表作成時の記入方法において示した。」との記載となっている。

補助金評価表作成時の記入方法と別紙の成果指標の例を確認したところ、成果指標として9つの事業例とそれらの成果指標例が示されており、評価に対して適切で、かつ市民にわかりやすく説明できるものとなるように留意する旨の記載もある。

自由な記載欄とはなっていないものの、成果指標にどのようなものを選択するのかについての対応としては措置状況に記載されていることに間違いはない。

ただし、目標値については何らの対策も講じられてはいない。成果指標に関しては、適切な成果指標を2つまで選んで過去5年間分記載している。成果指標を記載するに際し

て、結果としての数値ももちろん重要であるが、事前に目標値が定められ、それがどの程度達成できたのかという視点も非常に重要である。

結果としての数値の記載も、客観的な数値の推移から傾向を知ることができる点や、一定の活動実績を示すことができる点など当然有用な点はあるが、補助金の効果的かつ効率的な運用をはかる上では、目標値の設定と達成状況の把握は必要である。

現在の様式では、5年間の実績を記載するようになっているが、過去2年分は実績値、当期は目標値と実績値を記載し、翌期と翌々期については目標値を記載するような形式などに改めることも検討していただきたい。

また、成果指標に何を選定するかに関しても、従前からの継続性を重視することから変更が困難であると認識している事業もあったが、変更後の指標について過年度の数値を算出できるのであれば、変更後の指標を過去から遡って公表すれば問題ない。

「旭川市補助金交付基準」第1で明記されているように、補助金の効果的、効率的な運用は補助金を交付する際の大前提であり、成果指標はそれを評価するための重要なものであるから、再度検討していただきたい。なお、成果指標に関しては、(6)においても記述している。

② 補助金単位コストについて【意見】

補助金単位コストは、補助金交付対象事業の市負担額を受益対象者数で除して算定するものである。市負担額は、補助金額と人件費及びその他事務費を合算したものとなっている。人件費のうち正職員については、人工をもとに金額（年度ごとに1人工当たりの基準額が定められている）を算出する。各担当部局では、補助金交付対象事業ごとに人工を計算して人件費を算出している。

補助金単位コストを算出するための人件費に関して、令和元年度の包括外部監査報告書において、以下のような【意見】が記載されている。

（市負担額のうち人件費）

人工が記載されているが、その根拠に乏しい。人工を記載する以上どれだけの作業量を要したのか測定した上で記載することが本来であるが、実際は測定等を行っておらず、おおよその目安を記載している。そのような人工に基づいて人件費金額が算定されているが、その人件費金額には明確な根拠がなく、現状では記載する意義が乏しい。今後、人工を測定するための方法を検討することが望ましい。

この意見に対する措置状況としては、「人工については、毎年春の定期査察時に作成する事務分担表を踏まえて各課で記入しているものと考えているが、補助金評価表作成時の記入方法において示すこととした。」との記載となっている。（春の定期査察については、令和4年度から実施されていない。）

補助金評価表作成時の記入方法を確認したところ、人件費として「補助金の支出に要した人件費を正職員と嘱託／会計年度任用職員に分けて記入する。正職員は平均単価に人工を乗じた額とするが、人工の積算については、事務分担表を参考にするなど、事務量を適切に反映すること。嘱託／会計年度任用職員は実額とする。」旨の記載となっていた。

いくつかの補助金評価表で人工を確認したが、実際の集計に基づいて記載されてはならず、感覚的な記載となっており、明らかに少ないのではないかとと思われる記載もあった。上記の記入方法に記載された「事務量を適切に反映したもの」となっているとは言い難い。

そもそも人件費を正しく算出するのは、人件費を利用して算出される補助金単位コストの正確性のためである。しかし、補助金単位コストが有効に活用されていないように思われた。

補助金単位コストの目標値が設定されている訳でもなく、過年度からの推移から何かしらの意見や結論が導き出されている訳でもない。表の形式に記載欄があるので、数値を算出して埋めている感が否めない。

補助金単位コストに大きな意味のある事業もあると思う。例えば福祉関係の事業などで受益者が明確で、受益者数が成果指標となるようなものに関しては、補助金単位コストが年度間の比較や自治体間の比較に有用であると思う。

一方、今回の監査テーマである観光事業などは、受益者数に何を選定するのも明確ではなく、また、補助金を支出したことによる収入が生じるため、支出側だけで算出される補助金単位コストだけを見てもあまり意味がない。

利用価値の低い数値であれば、それを算出するための労力が無駄になるわけで、そうであれば補助金単位コストが有用でない補助金からは削除することも念頭に、補助金評価表の記載事項について今一度検討していただきたい。

(4) 税金（法人税・消費税）について

令和 6 年度までの補助金又は負担金の交付要綱では、消費税仕入控除税額に関する項目は規定されておらず、消費税に関する報告は義務付けられてはいなかった。そのため、補助金や負担金に係る仕入控除税額があったとしても一律に把握できる体制にはなっていないかった。

旭川市では、令和 5 年度に一部の実行委員会等で法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことから、全庁的に見直しを行い、例えば「旭川ハーフマラソン実行委員会」及び「パーサーロペット・ジャパン組織委員会」についても、税務署と協議を行った結果、過年度における法人税及び消費税、地方消費税の課税対象者であると判定され、7 月 3 日までに過去 5 年分（平成 30 年度から令和 4 年度分）の本税及び加算税、延滞税を納付している。（令和 6 年 7 月 24 日 観光スポーツ部「旭川ハーフマラソン実行委員会及びパーサーロペット・ジャパン組織委員会における過年度分の納税について」より）

① 消費税について【意見】

上記の事案を受け、令和 7 年度の補助金又は負担金の交付要綱の改正で、消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等の項目が新設された。(以下、例として「北の恵みあさひかわ食べマルシェ実行委員会負担金交付要綱」より抜粋。)

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第 17 条

実行委員会は、対象事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定した場合(仕入控除額が 0 円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別紙様式 8)により市長が別に定める日までに報告しなければならない。また、負担金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

今後は、仕入控除税額報告書による報告が適切になされているかを確認し、補助金又は負担金に係る仕入控除税額がある場合には、速やかに返還を受けるような手続きを行う必要がある。

また、実行委員会の事務局を市の職員が担っているケースで、消費税の計算を行う際に、エクセルなどの計算ソフトを利用して自前で行っている事業がいくつかあった。補助金や負担金の割合が大きい事業では、簡易課税よりも原則課税を選択した方が消費税の納付額が少なくなることが想定されるため、原則課税を選択している事業もある。エクセルなどを利用して原則課税での消費税計算を行うことには、かなりの労力を要していると思われる。実際に計算データも閲覧したが、かなりの事務負担であることは間違いない。

インボイス制度においては、一定期間の経過措置がとられている部分もあることや、税率も複数であること、今後の税制改正も想定されることから、計算の正確性と効率性を鑑みて、会計ソフトの導入も前向きに検討すべきと思われる。市の職員が力技でできたとして、その正確性は保証されないし、担当者の異動のたびに長時間を要して消費税を理解し、エクセルなどの計算ソフトで消費税の計算を行うことは効率的でない。

② 法人税について【意見】

上記①の消費税にも関わることであるが、令和 5 年度に複数の実行委員会において、過年度から課税事業者として納税義務があったことが判明し、遡って納税を行っている。税金に関しては、専門性を有する分野であり頻繁に改正も行われることから、旭川市だけでなく、外部団体も含めた税務について、専門家による定期的な助言を得られる体制の整備も検討すべきである。

(5) 負担金について

負担金は、評価の視点から二つに区分されており、補助金的性格をもって支出する負担金は補助金的負担金とされ、交付の効果の評価を毎年度行うこととされており、その情報は公表されている。一方、補助金的負担金とはされない負担金に関しては、交付の際の要綱も作成されず、負担金交付の効果などに関しても評価や公表は行われていない。

補助金と負担金は、厳密にはその性格を異にするものであり、両者に同じ評価や公表基準を適用することが是とは限らない。しかし、負担金であれば交付要綱も作成されず、交付金額が多額であっても、形式的なチェックは行ったとしても基本的には交付先から請求された金額を交付している。一方、補助金であれば、金額が少額であっても交付要綱が作成され、補助対象経費も限定されることとなり、事業終了後には、実績報告が求められ、結果として交付決定された補助金が過大であれば減額されることもある。また、毎年度、補助金評価表により実績や効果が公表されている。

このように、外郭団体や外郭団体に準ずるような団体に対する支出であっても、負担金に関しては、補助金に比べて監視の目が届きにくいのが現状である。

今回の監査の中でも、例えば一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO（以下、「大雪 DMO」という。）に対する負担金の交付に関しては、契約書も負担金交付要綱もなく、大雪 DMOからの負担金要求額に基づいて予算要求を行い、要求額どおりに負担金の交付を行っている。

① 負担金に関する評価について【意見】

補助金に関しては、毎年度、補助金交付基準に則り所管部局で見直しを含めた評価を実施しており、4年に一度は外部機関を設置し、その意見を聞いた上で評価も行われる。

負担金に関しても、金額的な重要性が高いものなどについては、毎年度の評価まで求める必要性が低いのであれば、せめて4年に一度の評価においては対象とすることも検討すべきと思われる。

② 負担金交付先における情報公開について【意見】

負担金交付先の一つである大雪 DMO では、決算に関する情報は公表されていない。公表されないこと自体は違法ではないものの、市から多額の負担金が支出されているのであるから、負担金の使途を明確にするために決算情報の積極的な開示を求めることも検討すべきである。

(6) 事業成果と KPI について【意見】

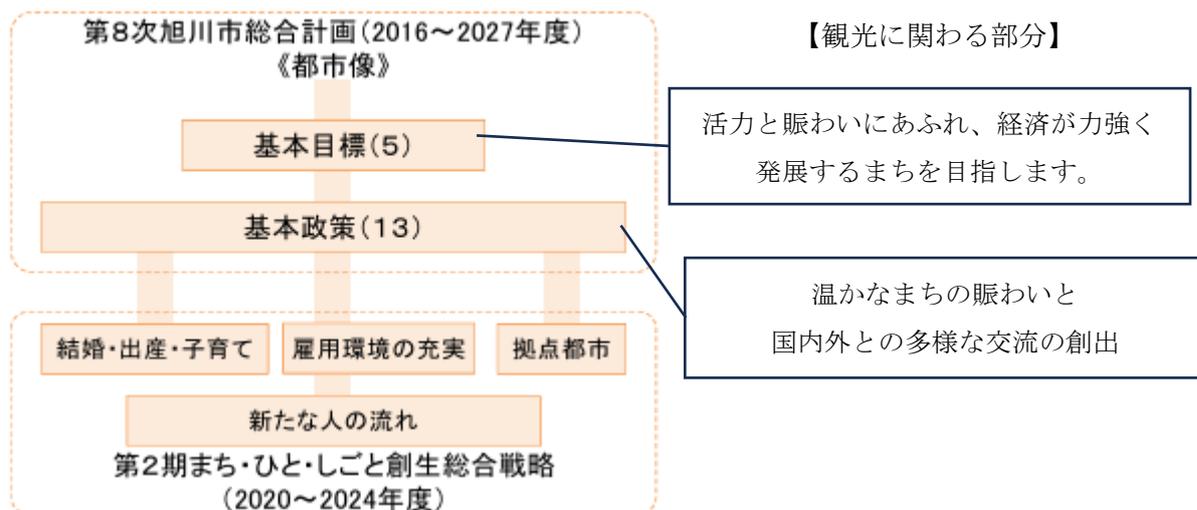
観光に関する事業について、KPI の視点からも監査を行うこととしたが、KPI と補助金等評価表に記載されている成果指標について監査人自身も混同する場面があったため、まずそれぞれの定義などについて記載する。

KPI とは、Key Performance Indicator を略したもので、日本語では「重要業績評価指標」と訳される。デジタル大辞泉によると、「企業などの組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標。達成すべき目標に対し、どれだけの進捗がみられたかを明確にできる指標が選択される。これをもとに、日々の進捗把握や業務の改善などが行われる。」とある。また、野村総合研究所の用語解説によると、「組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標であり、達成状況を定点観測することで、組織のパフォーマンスの動向を把握できるようにするもの。」とある。

つまり、KPI とは達成すべき目標に対するプロセスの進捗を点検するための指標であり、KPI そのものが最終的な目標ではない。達成すべき目標を定量的に表した指標はKGIである。

KGI は Key Goal Indicator を略したもので、日本語では一般的に、「重要目標達成指標」と訳される。事業の最終的な成果目標を定量的に示す指標とされる。日本語で成果指標と表されるものとはほぼ同義である。

旭川市における成果指標と KPI について整理する。



(出典：旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】)

旭川市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための分野別各種計画の基本となる最上位の計画が「旭川市総合計画」であり、現在は第8次総合計画の期間中である。

5つの基本目標と13の基本政策が定められており、それぞれの観光に関する部分は上図のとおりである。また、基本政策の説明の中では下図の成果指標も明示されている。なお、数値は令和5年12月に改定されたものである。

【成果指標】

指標名及び説明	基準値	第1期実績値 (R1) (2019)	第1期目標値 (R1) (2019)	第2期実績値 (R5) (2019)	第2期目標値 (R5) (2023)	第3期目標値 (R9) (2027)
旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合 (まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	21.7% (H27)	20.2% (R1)	25%	20.2% (R5)	28.5%	32%
中心部の歩行者数 (中心部に賑わいがあるかを計ります)	130,407人 (H27)	117,635人 (H29)	136,000人	113,332人 (R5)	136,000人	145,000人
高速交通利用者数 (市外との交流が活発になっているかを計ります)	687.9万人 (H25)	696.2万人 (H29)	695万人	462.5万人 (R3)	700万人	675万人
観光客宿泊延数 (国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります)	74.4万泊 (H26)	108.3万泊 (H30)	100万泊	67.3万泊 (R4)	130万泊	122万泊

観光に直接関係する部分は観光客宿泊延数である。これが旭川市における最終目標、つまり成果指標である。

さらに、総合計画の目標達成に向けた施策を着実に進めていくための取組や事業を明らかにするための「第8次旭川市総合計画推進計画（令和6～9年度）」がある。観光に関する推進計画は下図のとおりである。

展開施策名	7-2-1 地域資源を生かした観光の振興
-------	-----------------------------

1 総合計画の位置付け

基本目標	3	活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します
基本政策	7	温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出
施策	2	四季を通じた観光の振興

2 展開施策の概要

国内外からの観光客の増加を図るため、観光資源を生かし、マウンテンシティリゾートの構築をはじめとする様々なツーリズムの推進やイベント・コンベンションの充実を進めるほか、情報発信や受入体制の強化を図ります。

3 評価指標

評価指標	単位	基準値	実績値				達成率	目標値
			R6	R7	R8	R9		R9
1 観光入込客数	千人	4,135 (R4)						6,000
2 外国人観光客宿泊延数	泊	48,569 (R4)						268,000

4 展開施策を構成する事業等

事業名	部局名	事業名	部局名
観光情報センター運営費	観光スポーツ部	イベント推進費	観光スポーツ部
旭川観光コンベンション協会補助金	観光スポーツ部	観光受入体制充実費	観光スポーツ部
観光プロモーション推進費	観光スポーツ部	観光情報発信費	観光スポーツ部
冬季観光滞在促進費	観光スポーツ部	大雪カムイミントラDMO推進費	観光スポーツ部
動物園事業特別会計繰出金	経済部	(新)醸造文化活用産業観光振興事業費	観光スポーツ部
北の恵み食べマルシェ開催負担金	経済部		

この中で、評価指標つまり KPI として、「観光入込客数」と「外国人観光客宿泊延数」が定められている。基本計画における令和9年度の成果指標である観光客宿泊延数は122万泊であるから、それを達成するためには、外国人観光客宿泊延数26万8千泊、観光入込客数6百万人が目標とされる。

また、観光に関しては、「旭川市観光基本方針」でも定められており、その中では成果指標として、上述した観光入込客数、観光客宿泊延数、外国人宿泊延数の他に観光消費額も設定されており、令和9年度の目標値は72.8千円/人となっている。

さらに、まち・ひと・しごと創生法に基づいて作成された「旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、旭川市総合計画を基礎に、人口減少の抑制に向けた施策について選択、集中して実施することとされ、観光も「しごと」と「まち」を支える分野として対象となっており、KPIとして以下のものが設定されている。

【重要業績評価指標 (KPI)】
○観光客のリピート率：66.0% (R9年度) ←58.7% (R5年度)
○本圏域を訪れる観光客の旅行消費額（一人あたり）：110千円 (R9年度) ←110千円 (R5年度)
○冬季（12月-3月）観光客宿泊延数（各年度泊数）：465千泊 (R9年度) ←359千泊 (R5年度)

以上をまとめると

	指標	令和9年度	記載
成果指標	観光客宿泊延数	122万泊	総合計画
KPI	観光入込客数	6百万人	総合計画推進計画
	外国人観光客宿泊延数	26万8千泊	
	観光客のリピート率	66.0%	まち・ひと・しごと 創生総合戦略
	旅行消費額	11万円/人	
	冬季(12月-3月)観光客宿泊延数	46万5千泊	

これら KPI を達成するために各事業が実施されている。各事業は前頁の推進計画の表の中に記載されている。

各事業における補助金評価表では、成果指標を記載する欄が設けられており、成果指標は各担当部局で決めて記載している。しかし、旭川市全体としての成果指標と KPI が定められていて、それを達成するための各事業であるならば、各事業の成果指標（成果指標と KPI のどちらの表現が正しいかは別問題として）も担当部局と相談の上で、総合的な見地から決定する方が望ましい。

推進計画に記載されている各事業の令和 6 年度における成果指標を各補助金評価表から抜粋すると下表のとおりである。なお、事業名のカッコ内は、事業のうち主な補助金及び負担金の名称であり、成果指標と令和 6 年度実績は当該補助金及び負担金に関するものである。

事業名	部局名	成果指標	令和 6 年度実績
観光情報センター運営費	観光スポーツ部	当事業の主な支出は委託で、成果指標の設定はされていない。	
旭川観光コンベンション協会補助金	観光スポーツ部	観光入込客数 観光客宿泊延数	4,867,500 人 1,031,600 泊
観光プロモーション推進費 (あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金)	観光スポーツ部	観光入込客数 観光客宿泊延数	4,867,500 人 1,031,600 泊
冬季観光滞在促進費 (旭川冬まつり開催負担金)	観光スポーツ部	観客動員数 観光客宿泊延数	823,000 人 1,031,600 泊
冬季観光滞在促進費 (氷彫刻世界大会開催補助金)	観光スポーツ部	観客動員数	823,000 人
動物園事業特別会計繰出金	経済部	設定されていない	
北の恵み食べマルシェ開催負担金	経済部	経済波及効果 売上	3,202,425 千円 198,169 千円
イベント推進費 (北海道音楽大行進開催負担金)	観光スポーツ部	観客動員数	110,000 人
イベント推進費 (旭川夏まつり開催負担金)	観光スポーツ部	観客動員数	845,000 人
観光受入体制充実費	観光スポーツ部	当事業の主な支出は委託で、成果指標の設定はされていない。	

事業名	部局名	成果指標	令和6年度実績
観光情報発信費 (観光ガイドマップ作製事業補助金)	観光スポーツ部	観光入込客数 観光宿泊延数	4,867,500人 1,031,600泊
大雪カムイミンタラDMO推進費 (大雪カムイミンタラDMO会費負担金)	観光スポーツ部	当事業の主な支出である負担金は補助金的負担金に該当しないため成果指標の設定はされていない。	
(新)醸造文化活用産業観光振興事業費	観光スポーツ部	当事業の主な支出は委託で、成果指標の設定はされていない。	

各事業は、前述した観光施策で設定された成果指標や KPI を達成するための事業であり、各事業にはそのための目標（事業別 KPI）が設定されるべきである、また事業ごとで達成度合いを確認できるような指標としなければならない。例えば観光情報発信費事業で、観光入込客数や観光宿泊延数を成果指標としたところで、当事業の適切な目標値とはなり得ない。

当事業であれば、例えば、事業別 KPI を達成するための事業量指標として、ガイドマップ作製部数や多言語バージョン版数、配布部数などを設定し、それらの事業量指標を達成した結果として、「いかにガイドマップが有効に利用されたか」を測る事業別 KPI として、ガイドマップの利用率、ガイドマップからの Web 版や QR コードへのアクセス数、ガイドマップの満足度などを設定することが考えられる。

(7) 補助金及び負担金交付要綱における実績報告後の是正のための措置について【意見】

監査対象とした補助金及び負担金の交付要綱において、以下の条文が規定されているものが多数あった。（以下の条文は、「ICT パーク運営負担金交付要綱」より）

(実績報告)

第13条 事業者は、負担対象事業が完了したとき又は前条に規定する負担対象事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに負担金事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、支出を証する書類の写し等が大量である場合は、抽出による確認又は実地調査等により提出に替えることができるものとする。また、監査終了後には監査を受けたことを証する書類を提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業決算書
- (3) 支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書等の提出は、交付決定通知年度の3月31日を越えないものとする。

(是正のため措置)

第15条 市長は、第13条の報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る負担対象事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、事業者に対し、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

事業が終了してから実績報告書が提出されるため、事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合しないと認められても、形式上の不備程度であれば、是正も可能であるだろうが、事業自体のやり直しや追加実施を求めることは不可能である。そうであれば、どういう意図の条文なのかが不明瞭である。

実際に事業の担当者に確認しても条文の意味するところは不明であった。

要綱は土台となる条文例をもとに、それぞれに合うように加筆・修正を行っていると思われる。実際に、担当部署からは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第16条に同様の条文があるため、要綱で同様の規定として定めており、この条文が必要となるケースについても説明があった。

旭川市側では、完了した事業が交付決定の内容に適合しない時に、いきなり補助金や負担金を払わない(又は減額する)という判断をする前に、事業者には是正の機会を与えるという側面があり、事業者としても適合させることができる範囲のものであれば、適合させて交付決定された金額を受領することができる。

また、補助事業で発生する全ての状況を想定することは不可能であるため、個別具体的な条文とすることは困難であり、包括的な当条文は必要であるとのことであった。

条文として必要であるならば、各事業の担当者が個々の事業ごとに要綱の意味するところを理解して適切な運用がなされるべきであるところ、今回は複数の事業において十

分な理解がなされていなかった。今後は全庁的に要綱などを統括する担当部局において、各事業担当者へ適切な指導がなされるべきである。

第2章 監査の指摘及び意見の一覧

〔総論〕	
旭川市が拠出する観光促進関連支出及び今後の集約(外部団体の統廃合含む)について	【意見】
入札の際の予定価格について	【意見】
補助金評価表～成果指標について	【意見】
補助金評価表～補助金単位コストについて	【意見】
税金(法人税・消費税)～消費税について	【意見】
税金(法人税・消費税)～法人税について	【意見】
負担金～負担金に関する評価について	【意見】
負担金～負担金交付先における情報公開について	【意見】
事業成果と KPI について	【意見】
補助金及び負担金交付要綱における実績報告後の是正のための措置について	【意見】
〔大雪カムイミンタラ DMO 推進費〕	
大雪 DMO 会費負担金の金額決定について(大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金)	【意見】
会費負担金のあり方について(大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金)	【意見】
負担金の支出規模について(大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金)	【意見】
出向職員などに係る出向負担金を市が全額負担していることについて(地域活性化起業人制度に関する負担金)	【意見】
財務情報の公開について	【意見】
〔一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金〕	
〔コンベンション誘致推進事業補助金〕	
〔コンベンション誘致活動運営事業補助金〕	
〔一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金〕	
成果指標の設定について(全般)	【意見】
法人会計の一部負担の合理性について(一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金)	【意見】
資金収支計画書における前年度繰越金について(一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金)	【意見】
補助金を区分する必要性について(コンベンション誘致推進事業補助金及びコンベンション誘致活動運営事業補助金)	【意見】
補助金を区分する必要性について(コンベンション協会管理費補助金)	【意見】
コンベンション協会の情報公開姿勢について	【意見】

〔観光プロモーション推進費〕	
実施予定事業の確認について(あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金及びあさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金(地方創生))	【意見】
〔観光受入態勢充実費〕	
「ユニバーサル地図ナビ」システムの契約期間について(使用料及び賃借料)	【意見】
積算価格の算定について(神居古潭観光案内板デザイン制作及び掛替業務)	【意見】
〔観光情報センター運営費〕	
委託業務内容の報告事項の不足について(旭川観光物産情報センター運營業務)	【指摘】
人件費支出の確認について(旭川観光物産情報センター運營業務)	【意見】
自家用電気工作物保安管理業務料の負担部署について(旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務)	【意見】
仕様書による提出物について(旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務)	【意見】
積算価格の算定について(旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務)	【意見】
〔観光情報発信費〕	
PRカード配布後の効果測定について(旭川市観光PRカード作成業務)	【意見】
観光ガイドマップ作製における協賛広告について(観光ガイドマップ等作製事業費補助金)	【指摘】
〔観光振興行政費〕	
請求書発行手数料について(通信運搬費)	【意見】
観光課執務室の転借料について	【意見】
光熱水費の負担関係について	【意見】
〔イベント推進費〕	
経費の取扱い(振込手数料及び会場費)について(北海道音楽大行進開催負担金)	【意見】
負担金概算払いの処理日について(旭川夏まつりの開催負担金)	【指摘】
成果指標について(北海道音楽大行進開催負担金)	【意見】
成果指標について(旭川夏まつりの開催負担金)	【意見】
〔ICTパーク運営費〕	
協議会の事業とDMOへ委託する事業の棲み分けについて	【意見】
負担金の概算払いについて	【指摘】

〔空港関連事業費〕	
負担金の概算払いについて(航空路線確保対策費)	【意見】
〔北の恵み食べマルシェ開催負担金〕	
継続可能性について	【意見】
委託先の選定に関する入札方法について	【意見】
補助金の成果指標について	【意見】
補助金評価表の補助金単位コストについて	【意見】
繰越金残高について	【意見】
負担金の対象となる経費の範囲について	【指摘】
特定の収入が充当される経費について	【指摘】
〔冬季観光促進費〕	
報酬の勤務時間集計誤りについて	【指摘】
入札における予定価格について	【意見】
一者特命随意契約について	【意見】
氷彫刻推進補助金の補助金対象事業における支出項目について	【意見】
氷彫刻推進補助金の必要額について	【意見】
氷彫刻推進補助金における事業期間と補助金交付期間の相違について	【意見】
冬まつりの補助金等評価表の成果指標について	【意見】
氷彫刻世界大会実行委員会の決算について	【意見】
〔旭川市スポーツ協会補助金〕	
成果指標の妥当性について	【指摘】
〔旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金〕	
委任先団体の会長が市長となっている体制について	【意見】
成果指標の追加について	【意見】
〔バーサーロペット・ジャパン開催負担金〕	
成果指標について	【意見】
大会 PR について	【意見】
〔ハーフマラソン開催負担金〕	
成果指標について	【意見】
大会の分析について	【意見】
〔カムイスキーリンクス索道等整備費〕	
一者特命随意契約について	【意見】
〔カムイスキーリンクス施設整備基金積立金〕	
利便事業における収支決算余剰額を納付金の対象に含めることについて	【意見】
計画的な納付金の確保について	【意見】

〔旭川ミュージックウィーク開催負担金〕	
適切な成果指標の設定について	【意見】
〔醸造文化活用産業観光振興事業費〕	
事業者の選定について	【意見】
〔アイヌ施策推進基金積立金〕	
寄付金収入の安定的な確保について	【意見】

第3章 各論

各論の各事業において補助金の補助率を記載しているものがあるが、補助対象経費に対する補助金の割合ではなく、事業の収入に占める補助金の割合を示している。

第1 大雪カムイミンタラ DMO 推進費

1 事業の概要

事業名	大雪カムイミンタラ DMO 推進費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」であり、具体的な事業は以下の内容で構成される。

① 負担金

- (a) 大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金
- (b) 地域活性化起業人制度に関する負担金

② 報償費

③ 旅費

負担金のうち、(a)大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金は、旭川市が社員となっている「一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO」（以下、「大雪 DMO」という。）の会費負担金を大雪 DMO へ支出するものである。この負担金は大雪 DMO の運営経費に充てられる。

また、(b)地域活性化起業人制度に関する負担金は、大雪 DMO は外部から出向職員を受け入れているが、当該出向職員に係る人件費などの諸費用を旭川市が出向元へ負担金として支出するものである。

また、旭川市は、大雪 DMO の組織運営に必要な人材育成等の業務に従事する者を「副業型地域活性化起業人制度」を活用して 2 名確保している。報償費及び旅費は、この 2 名に対する報酬及び移動に伴う旅費を旭川市が支出するものである。

地域活性化起業人制度については後述する。

(2) 事業の成果指標と実績

当事業に関する直接的な成果指標と実績ではないが、大雪 DMO 全体の KPI を示すと以下のとおりである。

		R4 年度	R5 年度	R6 年度
旅行消費額 1 人あたり (千円)	目標	55	60	65
	実績	54.7	75	71
延べ宿泊者数 (千人)	目標	1,100	1,600	1,950
	実績	1,152	1,559	1,666
来訪者満足度 (5 段階)	目標	4.35	4.40	4.45
	実績	4.48	4.82	3.48
リピーター率 (%)	目標	64.0	65.0	66.0
	実績	75.5	58.7	57.7

(出典：所管部局より入手した大雪 DMO 概要資料より)

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

支出額	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算	65,260	84,470	87,760
決算額	60,970	79,375	84,468

(2) 令和 6 年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	82,160	大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金 76,560 地域活性化起業人制度に関する負担金 5,600
報償費	1,332	2 名分
旅費	976	2 名分
合計	84,468	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

<大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金>

負担金名称	大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金
根拠法令要綱等	なし。
交付先	一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO
負担金交付目的	法人の運営経費に充てる。
対象経費と算定方法	DMO 社員総会で決定する。
負担金の額	76,560 千円

<地域活性化起業人制度に関する負担金>

負担金名称	地域活性化起業人制度に関する負担金
根拠法令要綱等	なし。
交付先	(株)阪急交通社
負担金交付目的	(株)阪急交通社のノウハウや知見を活かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組を行うこと。
対象経費と算定方法	地域活性化起業人制度に関する協定書に基づく。
負担金の額	5,600 千円

3 DMO について

(1) DMO の位置付け

観光庁のホームページによれば、DMO とは正式には「観光地域づくり法人」と言われ、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人である。

地方誘客及び旅行消費拡大を持続可能な形で推進する上で、地域のさらなる魅力向上や受入環境整備など、「観光地域全体のマネジメント」の取組を DMO が主体となって行うことが期待されている。

(2) DMO の基本的な役割

DMO の基本的な役割は以下が挙げられる。

- 各種データ等の継続的な収集及び分析
- 明確なコンセプトに基づいた観光地経営戦略の策定
- 重要業績評価指標 (KPI) の設定
- PDCA サイクルの確立

- 着地整備に関する取組の推進
 (地域の魅力向上に資する観光資源の磨き上げ、二次交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記、需要の平準化、旅行者のマナー啓発、自治体等と連携した発災時におけるインバウンド等に向けた適切な情報発信、観光 DX 推進による観光地経営の高度化等)
- 関係者が実施する観光関連事業と観光地経営戦略の整合性を図る調整、仕組みづくり
- プロモーション
- DMO を中心とした多様な関係者との体制構築や合意形成

(3) DMO の区分

DMO には以下の三つの区分がある。

広域連携 DMO : 地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

都道府県 DMO : 単一都道府県の全域を対象とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

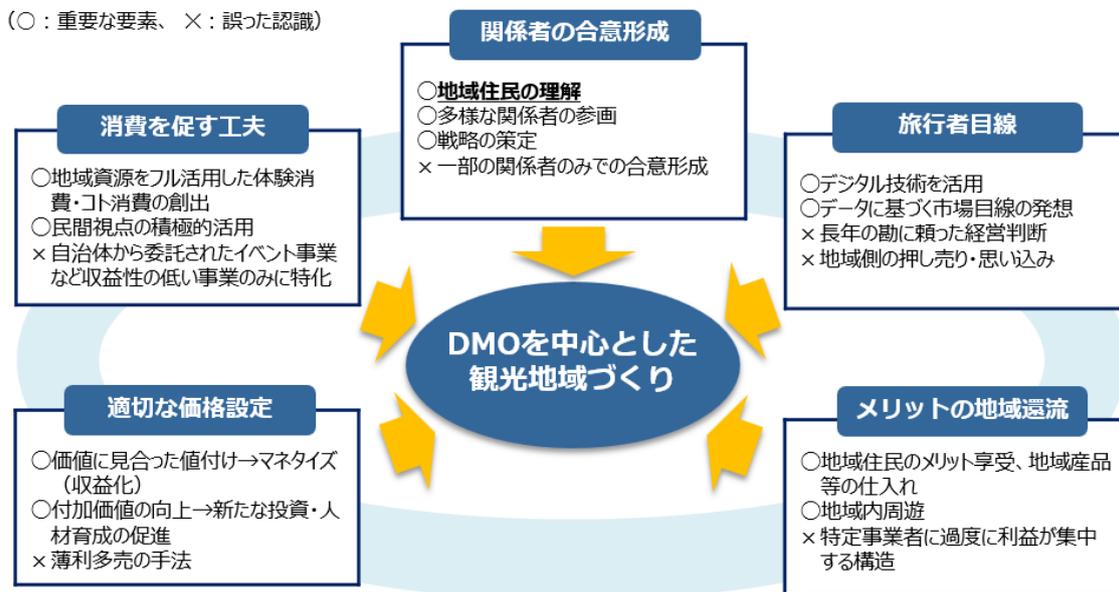
地域 DMO : 単一市区町村の区域並びに複数市区町村にまたがる区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

また、令和 7 年 10 月 31 日現在、登録されている DMO は広域連携 DMO が 10 法人、都道府県 DMO が 38 法人、地域 DMO が 286 法人ある。大雪 DMO は「地域 DMO」に該当する。

観光地域づくり法人 (DMO: Destination Management / Marketing Organization)
 地域の多様な関係者と協働し、科学的アプローチを取り入れた**観光地域づくりの司令塔**となる法人



DMOの使命
持続可能な観光地域づくり



(出典：観光庁ホームページより)

(4) DMO の登録制度

観光庁が、「登録要件」の全てを満たす観光地域づくり法人を「登録 DMO」として登録する。観光庁による当該法人に対する支援等を通じて、各地における持続可能な観光地域づくりを推進するものである。

登録 DMO には、観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を発揮することが求められている。

この制度は、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に規定する登録要件を満たす法人について、観光庁が登録を行うものである。

登録の有効期間は3年間であり、有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする法人は、有効期間中の更新登録申請受付期間内に申請を行う必要がある。

ガイドラインでは、登録 DMO に求める機能・役割や取組等が示されている。地域に真に必要とされ、持続可能な観光地域づくりを戦略的に実践する質の高い DMO の形成を目的とし、登録制度はこのガイドラインに基づき運用される。ガイドラインは令和7年10月1日より改正された。主な改正点と内容は以下のとおりである。

主な改正点	内容
1.観光地経営戦略策定の義務化	○策定すべき項目の明示 ○ KGIの追加 及び 必須KPIの見直し (外部マネジメント指標の見直し、内部マネジメント指標の導入)
2.組織体制の更なる強化	○ 意思決定機関の設置と議事内容の公表 ○ CMOの専従撤廃と常勤職員3名以上の配置 (CMO: Chief Marketing Officer)
3.安定財源確保の強化	○KPIとして 安定財源確保率を導入 ○実施計画に必要な予算と調達の見通しを示す 財源計画の策定
4.更新登録要件の導入	○これまでの 活動の成果を定量的、定性的に評価 ○ 研修受講 の要件化
5.審査方法の改善	○ ヒアリングを導入し、1年間かけて審査。 ○更新登録要件を満たさなかった場合は、1年に限り留保
6.登録区分の見直し	広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO ↓ ↓ ↓ ↓ 広域連携DMO、 都道府県DMO、地域DMO

(出典：観光庁ホームページより)

また、具体的な登録要件は以下のとおりである。

- 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析

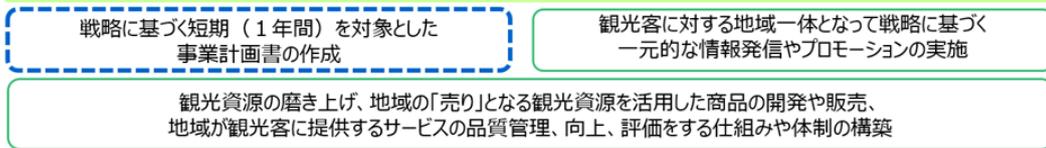
- 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善
- 多様な関係者との体制構築
- 観光地域づくり法人の組織の確立
- 安定的な運営資金の確保

※青枠は新たに規定した登録要件
※赤字は更新登録で追加される要件

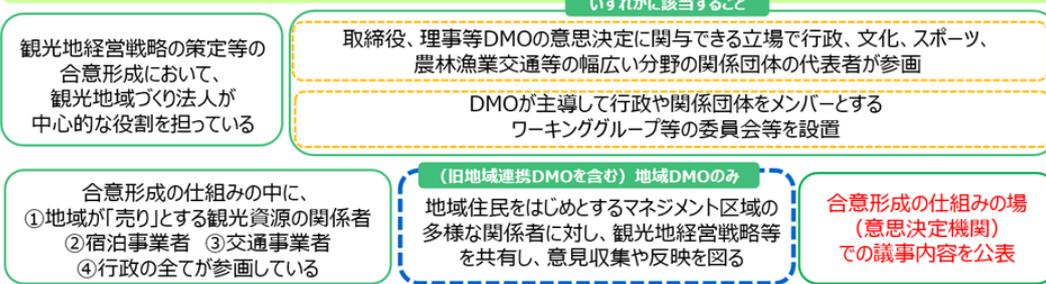
(1) 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析



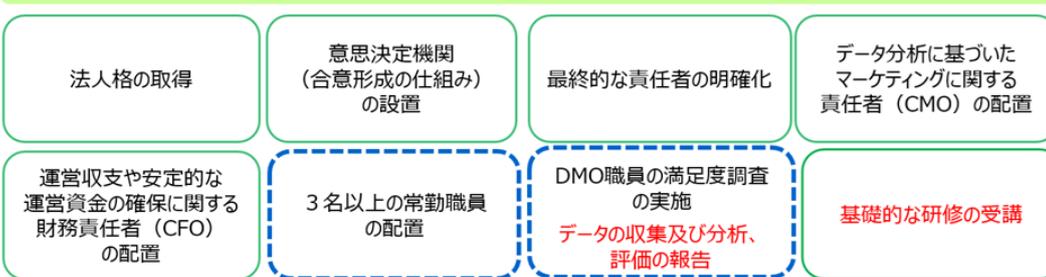
(2) 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善



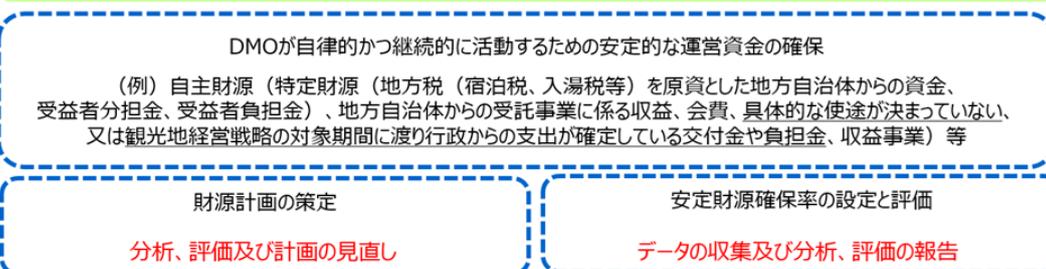
(3) 多様な関係者との体制構築



(4) DMOの組織



(5) 安定的な運営資金の確保



(出典：観光庁ホームページより)

4 大雪 DMO について

(1) 法人の位置付け

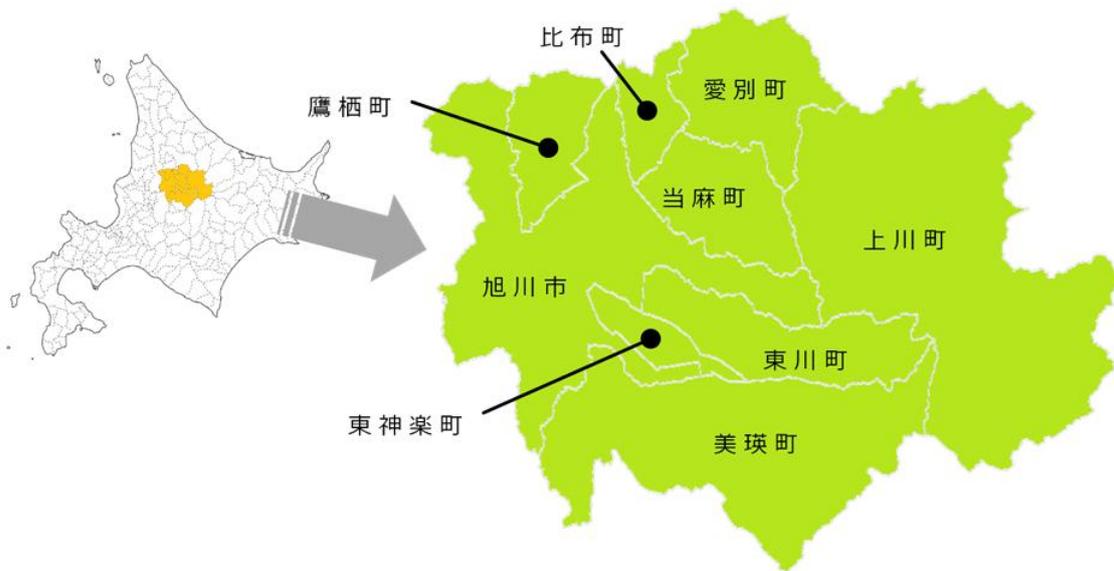
大雪 DMO（正式名称は「一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO」）は、アイヌの人々が「神々の遊ぶ庭（カムイミンタラ）」と呼んだ大雪山国立公園を核とするこの圏域が、新たな滞在観光エリアとして国内外の多くの人々に認知され、大雪山がもたらす四季折々の自然や食、歴史・文化体験、スポーツ環境等を求めて幾度となく訪れたい地域として選ばれるよう舵取り役となり、圏域の民間・行政が一体となって、ブランド形成に向けた事業に取り組み、観光関連産業の振興と交流人口の拡大による地域経済の活性化を促進し、豊かな地域社会の実現を図る法人として位置付けられている。

(2) 設立までの経緯

設立までの経緯を示すと以下のとおりである。

- 平成 26 年度から 1 市 7 町エリアの広域観光を推進する「大雪広域観光圏推進協議会」において、当初、観光圏整備法に基づく観光圏の認定に向けた準備作業を進めてきたが、新たに全国で観光地経営の主体となる日本版 DMO の形成、確立を目指す方針が示されたことを受け、当圏域においても DMO の設立を目指すことに。
- 平成 28 年 10 月に観光庁に対して、日本版 DMO 形成・確立計画と候補法人の登録申請を提出（平成 29 年度中に法人化する予定で、平成 28 年 11 月に候補法人登録）
- 設定区域は「大雪広域観光圏推進協議会」を基本に旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町の区域
- 観光圏の認定に向けて、圏域の関係者で協議してきた内容をベースとしながら、観光庁が示した「スノーリゾート地域の活性化に向けた考え方」等を踏まえて、基本戦略や組織体制等の骨格整理を行い、平成 29 年 10 月に一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO を設立
- 平成 29 年 11 月に日本版 DMO として登録を受ける。

現在は、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町の 1 市 8 町を構成エリアとしている。



(3) 事業内容

法人の定款には、以下の事業を行うことが明記されている。

- ・地域ブランド形成に向けた戦略の策定と検証
- ・地域内の滞在促進と受入環境の整備
- ・国内外への情報発信とプロモーションの実施
- ・観光拠点施設の管理運営
- ・旅行業法に基づく旅行業
- ・その他この法人の目的達成のために必要な事業

より具体的な事業としては、主に以下の事業を行っている。

- ① 観光マーケティング
- ② 旅行商品の造成・販売
- ③ カムイスキーリンクスの運営事業
- ④ ICT パークの運営事業

(4) 地域活性化起業人について

大雪 DMO では前述のとおり、外部から出向職員を受け入れている。また、組織運営に必要な人材育成等の業務に従事する者を 2 名受け入れている。これらの受入れに当たっては総務省が所管する「地域活性化起業人制度」を活用している。

これは、都市部に所在する企業等と地方圏の地方自治体が、協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6 か月から 3 年）派遣し（いわゆる企業派遣型）、地方自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材と

して業務に従事することで、地域活性化を図る取組である。

また、社員が副業として(いわゆる副業型)業務に従事すること、さらに、退職したシニア(いわゆるシニア型)が事業に従事することも活用可能である。大雪 DMO では、企業派遣型と副業型を活用している。

この制度では、地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費については国が特別交付金として支援する。副業型及びシニア型の場合も同様である。

総務省のホームページによれば、令和 6 年度の地域活性化起業人は企業派遣型が 780 名、副業型が 91 名となり、合計で 871 名と、過去最高を記録した。また、企業派遣型地域活性化起業人の活用自治体は 421 団体、派遣企業は 390 社となった。

令和 6 年度から制度の対象となった副業型地域活性化起業人の活用自治体は 45 団体、起業人が所属する企業数は 80 社となった。

自治体 DX、観光振興、地域経済活性化、地域製品の開発など、様々な分野で活躍している。

地域活性化起業人 ① 企業派遣型 (H26～)
② 副業型 (R6～) / シニア型 (R7～) ※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式(副業型/シニア型)**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業(または社員)の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

地方公共団体
(対象: 1,433市町村)

① 三大都市圏外の市町村
② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在地に所在する企業の社員等の活用可能団体: 上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在地以外の市町村(1375市町村)
(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)

地域活性化起業人の推移

年度	企業	自治体	企業派遣型	副業型	合計
H26	17	15	22	0	54
R2	98	95	148	0	291
R3	258	188	395	0	618
R4	368	252	618	0	918
R5	449	330	779	0	1,158
R6	390	439	780	91	1,600

民間企業

A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在地に所在する企業※

【企業派遣型】

○要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など

○特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
② 受入れの期間中に要する経費(上限**590万円/人**) ※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

【副業型/シニア型(退職した個人)】

○要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など

○特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
② 受入れの期間中に要する経費(報償費等 **上限100万円/人+旅費上限100万円/人(合計の上限200万円/人)**)
③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

協定締結

○任期 6か月～3年
○活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域製品の開発 等

社員(個人)

5 監査の結果と意見

(1) 大雪 DMO 会費負担金の金額決定について【意見】(大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金)

市が負担した令和 6 年度の大雪 DMO 会費負担金は 76,560,000 円であった。この負担金に関する契約書や交付要綱といったものは存在しない。これは、負担金のうち、補助金的性格をもって支出している負担金を除いて、負担金には交付要綱等の作成は求めないという全庁的な考え方に基づく。

そこで、どのような根拠に基づいて負担金額を決定したのか所管部局に確認したところ、「大雪 DMO と旭川市で契約書は交わしておらず、毎年度、大雪 DMO の要望に基づき予算要求を行い、市議会での議決を経て予算措置された額を会費負担金として支出している。」との回答であった。より具体的に言えば、次年度の市の施策を検討する推進計画事業調査及び予算要求の段階で、次年度の DMO の取組内容や必要経費(予算)についてヒアリングを行うことによって DMO の要望金額の内容把握を行い、負担金額を決定している。すなわち、大雪 DMO からの要求額が起点である。

この負担金額の決定に当たっては、次年度の DMO の取組内容や必要経費(予算)だけではなく、法人全体の財務状況も加味する必要があるものと考えられる。実際に令和 7 年 3 月期の決算書を確認すると、利益にあたる「当期一般正味財産増減額」は前年度よりも増えており、さらに資金残高も増加している。DMO にとって真に必要な金額水準の負担金を支出することは、DMO の運営に対してより一層の緊張感を持たせることに繋がるし、市の財政的な観点から考えても必要なことであろう。

(2) 会費負担金のあり方について【意見】(大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金)

大雪 DMO は 1 市 8 町の自治体を構成員としている。令和 6 年度に構成員が負担した負担金は合計 79,540,000 円である。うち、市負担分は 76,560,000 円であり、約 96%が市の負担である。各構成員の負担金額はどのような基準に基づいて算定されているのか所管部局に確認したところ、「直近 3 年間の人口、観光客入込客数、宿泊客数を基に 1 市 8 町で按分している。」とのことであった。この基準のうち、「観光客入込客数」、「宿泊客数」については、観光振興によって地域経済を活性化することに寄与するという DMO の本来の存在意義からは理解できるが、「直近 3 年間の人口」という基準は負担金額を決定する上で妥当なのか、疑問である。人口の多寡は観光振興とは関係がない。実際、人口が少ない自治体が積極的な観光振興によって活性化している事例は多々ある。現状では近隣自治体と比べて市の人口が多いことは事実であるから、必然的に負担金額が高くなってしまふ。そのような状況は、公平な負担と言えるであろうか。そこで、もう少し「観光」に着目した指標として、例えば各市町における「人口に占める観光関連事業への従事者割合」などを採用することが考えられる。割合を採用した方が、より公平な負担になるものと思われる。

負担金額についてはさらに、「大雪 DMO のエリア及び事業の大きな割合を占める旭川市分の負担金については、按分に基づく額に加え、運営に必要な会費として上乗せして算出している。」ということである。エリアについては面積のことを言っているのであれば、市の面積より近隣自治体の面積を合計した方が広い。また事業については、大雪 DMO は、市だけではなく近隣自治体が有する観光資源と連携し、高付加価値な旅行体験を提供することを目指して事業を展開しているのであるから、市に関わる事業だけを行っているわけではないであろう。

大雪 DMO は市の観光振興だけではなく、近隣自治体の観光振興にも少なからず寄与しているはずであり、そうでなければ DMO の存在意義から逸脱する。結果として近隣自治体よりも市の負担が大きくなるのは理解するが、市だけが運営に必要な会費を上乗せして負担するというのは合理性に欠けると思われる。

今一度、1市8町での負担金のあり方を整理することが望ましい。

(3) 負担金の支出規模について【意見】(大雪カムイミンタラ DMO 会費負担金)

先述のとおり市は、令和6年度は76,560,000円、同5年度は74,430,000円、同4年度は60,970,000円の負担金を支出しており、直近3年は金額が増加している。

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)では、安定的な運営資金の確保に関して以下のように記載されている(一部抜粋)。

地方自治体の予算は単年度主義であり、継続的な支援により将来にわたる安定的な財源の調達を見込むことは困難であるため、地方自治体の補助金等に完全に依存することは望ましくない。観光地域づくり法人は、運営資金の財源について、自主財源をはじめとした安定的かつ多様な財源の確保を目指し、安定財源確保率の数値目標を設定することが必要である。

ガイドラインでは、安定財源として自治体からの受託事業に係る収益や負担金を否定してはいない。しかし一方で、収益事業に係る収益も安定財源として位置付けられている。現状での大雪 DMO の事業は、指定管理者制度によるカムイスキークルスの運営によるところが大きい。今後は更なる独自の収益事業の展開を検討することがあっても良いと考える。例えば、既存事業である旅行業を強化する、ホームページにおける広告料収入の獲得を目指すなど、自治体に依存しない事業展開を目指すことを期待したい。

それにより市の負担が圧縮されれば、他の観光施策に財源を回すことができるであろう。

(4) 出向職員などに係る出向負担金を市が全額負担していることについて【意見】(地域活性化起業人制度に関する負担金)

大雪 DMO では前述のとおり、外部から出向職員を受け入れている。この出向職員に要する費用は、出向元企業との協定書に基づき全額市が負担している。協定書に基づいた負担なのでこれ自体は問題ない。しかし現状は、出向職員の受入先は実質的には大雪 DMO であるにもかかわらず、大雪 DMO は費用を一切負担していないことになる。

この出向職員の受入れに当たっては、前述した「地域活性化起業人制度(企業派遣型)」を活用している。この制度では、自治体が負担する費用は国から特別交付税として交付される。そのため市の実質的な負担は無い。しかし、出向職員を受け入れているのは大雪 DMO なのであるから、相応の金額を大雪 DMO も負担するべきである。大雪 DMO としても当該出向職員に要する費用は、組織運営上必要な費用として収支に反映するべきである。そうしなければ、組織運営上、どれだけのコストを要しているのか把握できない。民間でも出向職員の受入れは行われているが、出向先が出向元へ負担する費用は、収支に計上される。

今一度、出向職員の出向負担金の負担関係を整理するべきである。

さらに大雪 DMO では前述のとおり、組織運営に必要な人材育成等の業務に従事する者を2名受け入れている。この受入れに当たっても「地域活性化起業人制度(副業型)」を活用している。これに関しては、従事する者の報酬に当たる報償費と移動に関わる旅費を全額市が負担している。これらの費用は、上記企業派遣型と同様に国から特別交付税として交付される。そのため、市の実質的な負担は無い。

しかしこちらも同様の理由から、費用の負担関係を整理するべきである。

(5) 財務情報の公開について【意見】

大雪 DMO のホームページにおいては、決算書は一般に公開されていない。この点、従来は公開されていたものの、監査期間中にホームページがリニューアルされ、以降、決算書が公開されなくなった。しかし、より積極的に決算書を公開する必要があると考える。

大雪 DMO は一般社団法人としての法人格を有しており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)に基づき運営され、公告の義務はあるものの(同第128条)、決算を含めた詳細な情報公開の義務は有していないのが法律上の取扱いである。一方、同じ非営利法人でも公益社団法人及び公益財団法人は公益を目的とした事業を行う法人であり、行政庁の公益性の認定を受け各種優遇措置を受けるとともに、決算を含めた詳細な情報公開が義務付けられている。

大雪 DMO は一般社団法人であり公益性の認定等は受けていないものの、収入の約20%(令和6年度)は補助金や負担金を受けて運営しており、観光分野において市民のみならず、近隣自治体やその住民が広く利益を享受する活動を行っている。また、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」においても、安定的な運営資金の確保が求

められている。

補助金等の使途を明確に示し、財務状況の透明性を確保するために、決算書を積極的に情報公開していく姿勢が望ましい。

- 第2 一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金
 コンベンション誘致推進事業補助金
 コンベンション誘致活動運営事業補助金
 一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金

1 事業の概要

事業名	一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金 コンベンション誘致推進事業補助金 コンベンション誘致活動運営事業補助金 一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」、具体的な事業は一般社団法人旭川コンベンション協会（以下、「コンベンション協会」という。）の運営及びその事業活動等に対する各種補助金である。

コンベンション協会の概要は下記「2 コンベンション協会について」で記述する。

(2) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観光入込客数	人	6,000,000	4,135,300	6,000,000	4,735,000	6,000,000	4,867,500
観光客宿泊延数	泊	1,300,000	672,800	1,300,000	974,200	1,220,000	1,031,600

2 コンベンション協会について

(1) 設立日

平成25年4月1日

社団法人旭川観光協会と旭川コンベンションビューローが統合し設立された。

(2) 設立の目的

旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、コンベンションの誘致、観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光関連事業の健全な振興を図り、もって、観光旅行者等の利便の増進、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的として設立され

た。

(3) コンベンション協会が実施する主な事業

- ・ 観光宣伝及び観光客の誘致
- ・ 観光資源の保護、開発及び観光地の美化
- ・ 観光拠点の整備改善及び管理運営
- ・ 接遇の改善及び向上
- ・ コンベンションの誘致、創出及び支援
- ・ フィルムコミッション（※）の誘致及び支援
- ・ 観光関係情報の収集及び提供
- ・ 旅行業法に基づく旅行業
- ・ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

※ フィルムコミッションは、映画、テレビドラマ、CM 等で旭川地域が広く国内外に紹介されることがロケを通じた直接的な経済効果のほかに、観光振興などの地域の活性化等につながるとの考えにより実施するもの。

(4) 団体構成等

旭川商工会議所、企業、個人事業者等

令和 6 年 7 月 1 日現在、約 500 会員が加入している。

(5) 旭川市の観光入込客数等

(単位：人、泊)

年度	観光入込客数	宿泊延数	外国人宿泊延数
令和 6 年度	4,867,500	1,031,600	313,060
令和 5 年度	4,135,300	974,200	211,121
令和 4 年度	1,601,600	672,800	48,569

(出典：旭川市ホームページより転記)

令和 5 年 5 月に新型コロナが 5 類感染症に移行し、その後は順調に観光客が増加しており、令和 6 年度の外国人宿泊延数は過去最高を記録した。

(6) 旭川市からコンベンション協会に対する補助金等の交付状況

上記のとおり協会は様々な観光に対する事業を行っており、旭川市から協会に対して複数の補助金等が交付されている。過去 3 年の交付実績及び令和 6 年度の交付予算額をまとめると以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【補助金、助成金及び委託料】			
(一社)旭川観光コンベンション協会 補助金	17,802	17,802	17,802
コンベンション誘致推進事業補助金	5,500	4,500	6,900
コンベンション誘致活動運営事業補助 金	17,450	17,450	17,450
(一社)旭川観光コンベンション協会 管理費補助金	1,600	1,600	1,600
観光ガイドマップ作製事業補助金	3,000	3,000	3,000
旭川観光物産情報センター運營業務委 託料	19,201	18,487	18,714
小計(A)	64,553	62,839	65,466
その他収入	62,839	28,334	41,104
収入合計(B)	108,352	91,173	106,571
補助金等の割合((A)/(B))	59.6%	68.9%	61.4%

(出典：旭川市の補助金等評価表、コンベンション協会の正味財産増減計算書から監査人が集計)

3 事業費の概要

(1) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) 一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金

補助金名称	一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金
根拠法令要綱等	一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金交付要綱
交付先	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	体制及び財産基盤を強化し、行政と一体となって観光事業の健全な振興を図り旭川経済の活性化に結び付ける。
対象経費と算定方法	管理運営及び事業に要する経費の一部を補助対象経費とし、その100分の60以内、ただし補助対象経費中、役員報酬、給与手当、福利厚生費については100分の100以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。
補助金の額	17,802千円

(イ) コンベンション誘致推進事業補助金

補助金名称	コンベンション誘致推進事業補助金
根拠法令要綱等	コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱
交付先	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	一般社団法人旭川観光コンベンション協会が行うコンベンション誘致推進に係る事業に補助することにより、コンベンション誘致を促進し、旭川市の観光・経済の振興を図る。
対象経費と算定方法	<p>(1) コンベンション誘致事業費</p> <p>旅費交通費（通勤手当除く）、通信運搬費、宣伝関係費、情報収集費、催事費、印刷製本費、支払負担金、賃借料、消耗品費とする。ただし、市が補助金及び負担金を交付している他の事業・団体への補助金及び負担金、並びに交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は除く。</p> <p>上記対象経費の 100 分の 60 以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。</p> <p>(2) コンベンション開催支援費</p> <p>コンベンションの開催支援に要する経費で、その支援が会場費、運営費、講師費、現地移動費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及びその他市長がコンベンション開催支援に必要と認める費用であるもの。ただし、飲食費は除く。</p> <p>上記対象経費の 100 分の 100 以内とし、毎年度予算の範囲内において市長 が定めるものとする。</p>
補助金の額	6,900 千円

(ウ) コンベンション誘致活動運営事業補助金

補助金名称	コンベンション誘致活動運営事業補助金
根拠法令要綱等	コンベンション誘致活動運営事業補助金交付要綱
交付先	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	一般社団法人旭川観光コンベンション協会が行うコンベンション・フィルムコミッションの推進に係る事業に補助することにより、コンベンション・フィルムコミッションの誘致を促進し、旭川市の観光・経済の振興を図る。
対象経費と算定方法	協会が実施するコンベンション及びフィルムコミッションの推進に係る事業に従事する者の人件費及び福利厚生費並びに旅行会社等からの派遣職員に係る派遣費を対象経費とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。

補助金の額	17,450 千円
-------	-----------

(エ) 一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金

補助金名称	一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金
根拠法令要綱等	一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金交付要綱
交付先	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
補助金交付目的	旭川フードテラス 2 階の旭川総合観光情報センターに、一般社団法人旭川観光コンベンション協会の執務室を移転し、旭川の観光関連施設を一か所に集めることにより相互連携を深め、より本市における観光資源の開発や紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上、観光旅行者の利便性増進や本市観光の振興を推進させるため。
対象経費と算定方法	旭川フードテラス 2 階の賃借料及び共益費とし、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。
補助金の額	1,600 千円

4 監査の結果と意見

(1) 成果指標の設定について（全般）【意見】

「補助金等評価表(令和 6 年度)」では、協会に対する補助金の評価指標は「観光入込客数」「観光宿泊延数」とされている。

コンベンション協会が実施する事業は多岐にわたり、補助金の対象事業についても上記指標に直接関連するものもあれば、将来的に関連するもの、直接関連しないものなどに分かれており、それぞれに応じた成果指標を設定すべきである。

「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」は法人運営に係る費用の一部を補助するもので十分な収入源のない協会には必要不可欠なものであり、例えば、実施事業と法人運営費の割合である「(事業費) ÷ (法人運営費)」等を成果指標とし、目標とする活動水準を設定することが考えられる。

「コンベンション誘致活動運営事業補助金」はコンベンション誘致活動を行う職員の人件費を負担するものであり、営業活動によって当年度中に開催が決定したコンベンション件数（開催は 1～2 年後のため、当年度中に開催したコンベンション件数は適切ではない。）を設定することが考えられる。

「コンベンション誘致推進事業補助金」及び「一般社団法人旭川観光コンベンション協会管理費補助金」について、前者はコンベンション誘致活動に係る人件費以外の経費を負担するもの、後者は協会事務室の賃料を負担するものであり、費用の発生状況そのものが

指標になるものと思われる。

(2) 法人会計の一部負担の合理性について（一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金）【意見】

当補助金は特定の事業に対するものではなく、法人運営のための各種費用に対して補助するものである。また、コンベンション協会は一般社団法人のため会計（及び予算）の区分は事業費と管理費（法人運営費）に分かれており、当補助金は後者に対するものとなる。

しかし、交付申請書に添付される「対象経費一覧」は、法人全体の予算書の法人会計と一致せず、その一部の金額が申請されており、関係が非常に分かりにくい状態となっている。

この点、令和元年度の包括外部監査で関連する意見が示されている。

(1) 交付要綱における補助対象経費の規定について【意見】

一般社団法人旭川観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、旧旭川観光協会と旧旭川コンベンションビューローが平成 25 年 4 月に統合されて設立された組織である。

当補助金交付要綱第 2 条には補助対象経費が規定されており、協会の事業費と管理費が対象経費とされているが、「旧旭川観光協会関係分」との条件が設けられている。所管部局によると、「旧旭川観光協会関係分」との条件は当補助金設定時に必要な条件であったが、現在は該当がないとのことであった。これは不要な条件であると考えられるため、現状に即して条件を削除することが可能であろう。

（出典：「令和元年度 包括外部監査の結果に関する報告書」より抜粋）

当時の意見を受け、交付要綱上の条件は削除されたものの申請時及び確定時の金額は従来どおり「旧旭川観光協会分」が集計されているものと推察される。

そもそも法人運営費を補助対象としているのにその一部を申請する意味はなく、法人運営費全体から一部を抜き出す作業も不要なものである。提出を受けた市としても、予算書と照合することは出来ず、法人運営費の一部であるという確認しか出来ない。さらに補助金の決定額は予算を上限としており、毎年申請額がこれを上回るため法人運営費全体で申請しても補助金額に影響もない。

今後は法人運営費全体を申請することとして会計区分との整合を図り、かつ、業務の効率性を向上させることが必要である。

(3) 資金収支計画書における前年度繰越金について（一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金）【意見】

当補助事業では4月、11月に概算払いを行っている。「負担金概算払申請書」は5月16日に提出され、5月17日に承認されており、承認の理由は「別紙収支計画書のとおり、事業の運営に支障をきたすため。」とされている。

しかし、上記収支計画書には「前期繰越額」がなく、年度当初の資金残高がゼロという前提になっている。この点、補助金だけを資金源として単年度のみ活動する事業体や団体であればそのような考え方も問題はないが、每期継続的に事業を行っている法人においては必ず年度末の現金預金残高があり、収支計画における年度当初の資金残高がゼロという記載をし、その記載を根拠に概算払の要否を判断する方法を採用すべき根拠は見いだせない。

コンベンション協会は複数の補助事業を行っているため現金預金残高の配分が必要となるが、法人全体の資金繰りは当然に検討しているはずであり、それを各事業に細分化した収支計画を策定することになると思われる。現状は現金預金の前期繰越額を無視した資金収支計画書で実態に即したものではないため、改善が必要である。

なお、過去5年間の年度末のコンベンション協会の現金預金残高は以下のとおりであり、事業規模が約100,000千円あることを考慮すると潤沢な資金を有しているとはいえず、各補助金等で概算払いは必要になると思われる。

(単位：千円)

勘定科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現金預金	18,385	13,439	17,615	14,455	20,387

(4) 補助金を区分する必要性について（コンベンション誘致推進事業補助金及びコンベンション誘致活動運営事業補助金）【意見】

コンベンション協会に対するコンベンション誘致に関する補助金には、コンベンション誘致推進事業補助金とコンベンション誘致活動運営事業補助金があり、両者は統合すべきである。

前者は誘致活動及びコンベンション開催に際して主催者の経費を補助するもの、後者は同じく誘致活動に係る人件費及び旅行会社からの派遣職員に係る派遣費を補助するものとされている。具体的にそれぞれの予算及び実績を見ると、前者は人件費以外の費用、後者は主に人件費という構成になっている。

誘致活動は当然に人件費及びそれに付随する各種経費が一体で発生するものであり、それを2つに区分して補助対象経費とする合理性は見受けられない。

各補助金を統合することで、コンベンション協会としては会計区分を一体で処理可能であるとともに、補助金申請等の事務作業も効率化可能となり、旭川市も書類確認等の事

務作業の効率化が図られるものと思われる。

(単位：千円)

収入の部	誘致推進	誘致活動	備考
補助金	6,900	17,450	旭川市
自己負担金	3,565	1,746	会費等収入
合計	10,465	19,196	

支出の部	誘致推進	誘致活動	備考
人件費	—	13,377	コンベンション誘致担当職員
人件費（派遣費）	—	3,000	派遣職員
福利厚生費	—	2,731	コンベンション誘致担当職員
旅費交通費	1,214	—	コンベンション誘致推進事業
通信運搬費	697	—	コンベンション誘致推進事業
消耗品費	21	—	コンベンション誘致推進事業
印刷製本費	1,165	—	コンベンション誘致推進事業
保険料	180	—	コンベンション誘致推進事業
支払負担金	980	—	コンベンション誘致推進事業
宣伝関係費	801	—	コンベンション誘致推進事業
情報収集費	105	—	コンベンション誘致推進事業
催事費	796	—	コンベンション誘致推進事業
車両費	627	—	コンベンション誘致推進事業
賃借料	168	—	コンベンション誘致推進事業
開催支援助成金	3,400	—	コンベンション誘致推進事業
交際費	287	—	コンベンション誘致推進事業
委託費	—	69	
雑費	18	17	
合計	10,465	19,196	

(出典：各補助金の確定通知の添付資料「事業決算書」より監査人が転記)

(5) 補助金を区分する必要性について（コンベンション協会管理費補助金）【意見】

当補助金を区分する必要性はなく、「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」と統合すべきである。

当補助金はコンベンション協会の執務室の賃借料等を補助するものである。旧旭川観光協会と旧旭川コンベンションビューローが平成25年4月に統合された際、事務所を移転することにより事務所賃借料が大きく増加することからそれを補助するために設定さ

れた経緯があり、補助金額はここ 5 年間一定である。

一方、コンベンション協会に対する補助金のうち法人運営に係る経費の補助として上記「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」があり、職員等の人件費、各種事務費が補助対象となっている（執務室の賃借料は対象外。）。

法人運営に対する補助として共通しているものの、別個の補助金として手続きがなされている状態である。統合当初はその趣旨から別な補助金として支出する意味はあったのかもしれないが、統合後 13 年経過しており、区分し続ける合理性はないと思われる。

各補助金を統合することで、コンベンション協会としては会計区分を一体で処理可能であるとともに、補助金申請等の事務作業も効率化可能となり、旭川市も書類確認等の事務作業の効率化が図られるものと思われる。

(6) コンベンション協会の情報公開姿勢について【意見】

コンベンション協会の HP 上、決算書や事業報告は一般に公開されておらず、より積極的に法人の決算や運営に係る情報を発信する必要がある。なお、過去の事業報告や決算書については、ホームページ上部の「会員向け情報」で会員は閲覧できるが、非会員は閲覧できない。一方、ホームページ下部の「会員向け情報」は会員及び非会員ともに閲覧でき、非常に分かりにくい状態となっている。なお、包括外部監査報告書提出時点では、非会員もいずれからでも閲覧可能となっている。

コンベンション協会は一般社団法人としての法人格を有しており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）に基づき運営され、公告の義務はあるものの（同第 128 条）、決算を含めた詳細な情報公開の義務は有していない。一方、同じ非営利法人でも公益社団法人及び公益財団法人は公益を目的とした事業を行う法人であり、行政庁の公益性の認定を受け各種優遇措置を受けるとともに、決算を含めた詳細な情報公開が義務付けられている。

上記のとおり、コンベンション協会は一般社団法人であり公益性の認定等は受けていないものの、収入の 61.4%（令和 6 年度）は旭川市の補助金等を受けて運営しており、観光分野において旭川市民が広く利益を享受する活動を行っていることから、補助金等の使途を明確に示すものとして決算書、運営全般の結果としての事業報告等を積極的に情報公開していくことが良いと思われる。

第3 観光プロモーション推進費

1 事業の概要

事業名	観光プロモーション推進費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」であり、具体的な支出内容は、観光プロモーションに係る旅費、旭川市シンボルキャラクターの着ぐるみに係る費用、あさひかわ観光誘致宣伝協議会等への観光宣伝活動等への負担金等、内容は多岐にわたる。

令和6年度は、旭川市がスイス観光賞を受賞し、授賞式への出席及び展示会での出展等行うなど単年度のみ費用も発生している。なお、スイス観光賞は、2006年(平成18年)に創設され、優れた自然や歴史・文化等を有する高品質な観光地をスイスや周辺諸国に紹介し、競争力を高め、持続可能な観光地として維持・成長を促すことを目的として授与されるものである。令和5年に京都市がアジア初の受賞を果たしており、令和6年は旭川市と山口市が同時受賞となった。

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	10,774	14,289	19,277
決算額	10,084	13,942	18,071

(2) 令和6年度の決算額(実績)内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
旅費	2,234	スイス出張費 1,930 他
需用費	170	消耗印刷費 77、修繕費 93
役務費	205	通信運搬費 24、手数料 165、災害保険料 16
委託料	3,860	スイス観光賞受賞及び展示会出展支援業務委託

		3,860
負担金、補助及び交付金	11,600	負担金 11,600
合計	18,071	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金

負担金名称	あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金
根拠法令要綱等	あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金交付要綱
交付先	あさひかわ観光誘致宣伝協議会
負担金交付目的	旭川圏域の観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が広域連携を図り、具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、もって旭川圏域の観光の振興及び旭川空港の利用拡大を図る。
負担金の額	4,200 千円

(イ) あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金（地方創生推進交付金対象事業）

負担金名称	あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金
根拠法令要綱等	あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金交付要綱
交付先	あさひかわ観光誘致宣伝協議会
負担金交付目的	旭川圏域の観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が広域連携を図り、具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、もって旭川圏域の観光の振興及び旭川空港の利用拡大を図る。
負担金の額	4,000 千円

(ウ) あさひかわ観光誘致宣伝協議会特別事業負担金

負担金名称	あさひかわ観光誘致宣伝協議会特別事業負担金
根拠法令要綱等	あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金交付要綱
交付先	あさひかわ観光誘致宣伝協議会
負担金交付目的	豪州国内でも影響力のあるインフルエンサーを招へいし、SNS等による本エリアのスノーアクティビティや新鮮な食文化の情報発信を通じ、豪州の一般消費者に直接的かつ効率的にPRを行い、もって誘客促進を図る。
負担金の額	2,000 千円

(エ) スイス観光賞受賞及び展示会出展支援業務

委託業務の名称	スイス観光賞受賞及び展示会出展支援業務
委託先	一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO
委託理由	旭川市がスイス観光賞受賞の内定を受け、スイス連邦ルガーノ市で開催される授賞式に出席するとともに、同時に開催されるスイス国際ホリデー展示会に出展することから、事業の円滑化を図るため業務委託を行う。
契約方法	一者特命随意契約
契約内容	(1) スイスホリデー国際ホリデー展示会出展支援業務 (2) スイス観光賞授賞式への参加支援業務 (3) 航空、鉄道など各種移動及び宿泊施設等の手配・確保に関する支援業務 (4) Wi-Fi 機器の手配
契約額（税込）	3,078,900 円
随意契約の理由	旭川市随意契約ガイドライン 2(1)ア(イ)に基づく。
業者選定理由	本業務はスイス国際ホリデー展示会への出展及びスイス観光賞の受賞支援を行う業務であり、出展では受賞に係る選考基準で高い評価を受けた自然や文化の体験をメインテーマに展示を行い、PR 及び市場調査を行うこととしている。上記事業者は、本市及び周辺 8 町の圏域の自然や食、歴史・文化体験、スポーツの視点から観光地域づくりを行う団体であり、本市及び圏域の自然体験や歴史・文化体験に精通することから、展示会における PR や市場調査を最も円滑かつ効率的に実施できる事業者であるため。
業務履行の確認方法	業務完了報告書

3 監査の結果と意見

(1) 実施予定事業の確認について(あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金及びあさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金(地方創生))【意見】

それぞれの交付要綱によれば、負担金の対象とする事業は以下の3つである。

① 国内誘客事業、② 海外誘客事業、③ 特別事業

交付申請書では各事業について、以下のとおり具体的な実施内容や予算額が明記されているが、事業年度終了時の事業報告では、各事業の実施金額ではなく、上記大区分での実績額しか示されておらず、予定していた各事業が実施されているのか不明である。

国内誘客事業と海外誘客事業の予算比の増減は、JAL 連携事業を後者で実施したことによるものとの説明を受けたが、負担金を支出し、かつ同協議会は他の市町村等から広く負担金等を受けている以上、事業報告やそれ以外の資料で比較できるようにしておくことが望ましい。

(単位：千円)

項目	予算	実績
【国内誘客事業】	7,710	5,949
1. 国内プロモーション事業	1,610	
2. 航空会社連携事業		
(1) ANA 連携事業	1,200	
(2) JAL 連携事業	1,200	
(3) ジェットスター・ジャパン連携事業	1,200	
3. WEB を通じた個人旅行者等への情報発信等	2,200	
4. 道内パブリケーション事業	300	
【海外誘客事業】	6,200	7,272
5. 海外プロモーション		
(1) 東アジア圏セールスプロモーション	2,000	
(2) 台湾・屏東県からの行政等関係者の招聘事業	1,500	
(3) 海外インフルエンサーによる SNS 等を通じた本エリアへの誘客促進事業	1,500	
(4) 海外広告及び視察対応	1,200	
【特別事業】		
6. 欧米豪市場に対する誘客促進事業	2,000	2,000
【その他】		
7. 事務局運営ほか	1,439	742
合計	17,349	15,960

(出典：予算書及び事業報告から監査人が抜粋)

この点、観光課からは「予算の段階では大きな枠組みの事業計画であり、5月の総会実施後に各事業者とプロモーションに効果的な事業を相互に検討し、実施するものである。検討段階で事業費は変動するものであり、事業自体も大枠から細分化され多岐にわたる事業展開を行っている。そのため、実績額は表示していないが、報告書内では細分化された事業内容を記載し、3月に実施している各エリア担当者との打ち合わせの際に直接報告しているものである。予定されていた各事業以上に多くの事業を展開し、報告書にも事業内容を記載しているため事業実施不透明という指摘は当事業において該当するものではない。」との回答であった。

確かに当初予算額は流動的であり、国内及び国外の動向を踏まえて事業内容を変更することもあると思われる。結果的に詳細な事業ごとの金額を記載すると当初予算額と乖離し、各事業者に対して誤解を与えてしまう(事業者が締結する直接的な委託契約額は減少してもそれ以外の費用が発生するため、相互の連携事業金額の認識に差が生じてしまう)ことを懸念しているとのことである。

しかし、あさひかわ観光誘致宣伝協議会への資金拠出は旭川市だけではなく、近隣市町村や上川総合振興局、各観光協会等多岐にわたる。予算で各事業細目の金額を明示している以上、実績を明示し、増減内容について丁寧に説明することが必要と思われる。

第4 観光受入体制充実費

1 事業の概要

事業名	観光受入体制充実費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」であり、具体的な事業は「神居古潭の観光案内版デザイン制作及び掛替等の環境整備」経費、「嵐山エリア観光誘致 WEB マップデータ追加及び多言語翻訳業務」、「神居古潭 web マップデザイン制作業務」、「ユニバーサル地図ナビ」システム利用料である。

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	4,500	1,406	5,848
決算額	3,876	1,216	4,636

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
委託料	2,992	・嵐山エリア観光誘致 WEB マップデータ 29 ・神居古潭観光案内板デザイン制作 2,695 ・神居古潭 web マップデザイン制作 267
使用料及び賃借料	1,644	・ユニバーサル地図ナビ 1,644
合計	4,636	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) 嵐山エリア観光誘致 WEB マップデータ追加及び多言語翻訳業務

委託業務の名称	嵐山エリア観光誘致 WEB マップデータ追加及び多言語翻訳業務
委託先	㈱ライナーネットワーク
委託理由	令和3年度のアイヌ政策推進交付金事業において実施した「嵐山エリア観光誘致 Web マップ構築業務」の受託者であり、本事業の趣旨を踏まえた Web マップの他言語翻訳及びデータ追加業務が可能である。
契約方法	随意契約
契約内容	(1) 嵐山エリア観光誘致 Web マップのデータ追加（休業・閉業した店舗の削除、新規店舗の追加） (2) 追加したデータの他言語翻訳
契約額（税込）	29,700 円
随意契約の理由	上記委託理由に記述のとおり。
業者選定理由	上記委託理由に記述のとおり。
業務履行の確認方法	業務完了報告書にて履行確認。

(イ) 神居古潭観光案内板デザイン制作及び掛替業務

委託業務の名称	神居古潭観光案内板デザイン制作及び掛替業務
委託先	㈲藍工房
委託理由	国内外の観光客の誘致に係るプロモーション及び観光物産展等のイベントで配布する本市 PR 用の観光 PR カード作成業務の委託を行う。
契約方法	指名競争入札
契約内容	(1) 観光案内板を委託者が指定するデザインにより制作すること。 (2) 既存看板の解体撤去作業と新設看板の設置作業を行うこと。 (3) 既存敷石の解体撤去作業と適切な路面補修を行うこと。
契約額（税込）	2,695,000 円
随意契約の理由	該当なし。
業者選定理由	該当なし。
業務履行の確認方法	業務完了報告書（作業工程の写真含む）にて履行確認。

(ウ) 神居古潭 web マップデザイン制作業務

委託業務の名称	神居古潭 web マップデザイン制作業務
委託先	㈱北日本広告社
委託理由	見積書徴取先事業者は、令和2年度に開始したアイヌ政策推進交付金事業に係る制作関係業務（アイヌ観光モデルコース、アイヌ文化ガイド育成ツール等制作業務、東旭川エリア観光誘致 Web マップ制作業務等）を受託しており、当該事業で制作した画像データやイラストデータを本事業で活用することが可能である。
契約方法	随意契約
契約内容	アイヌ文化関連スポット等の情報発信及び神居古潭エリアの誘客を促進するため、インターネット上に掲載するマップのデザインのデータを制作し納入すること。
契約額（税込）	267,747 円
随意契約の理由	上記委託理由に記述のとおり。
業者選定理由	上記委託理由に記述のとおり。
業務履行の確認方法	業務完了報告書（マップ完成版添付）にて履行確認。

3 監査の結果と意見

(1) 「ユニバーサル地図ナビ」システムの契約期間について（使用料及び賃借料）【意見】

当事業は、「障害や高齢など何らかの理由により観光に躊躇せざるを得ない方々に向けて、快適にストレスなく移動し旅行を楽しめることを目的としたシステムサービスを活用した実証実験」である。

使用料及び賃借料として1,644千円支払われており、契約内容は以下のとおりである。

契約名	「ユニバーサル地図/ナビ」システム利用契約
契約先	全日本空輸(株)
契約の目的	MaaS サービスに関するシステムの使用許諾
契約日	令和6年4月16日
利用期間	契約書に利用期間の記述はないが、令和7年3月31日までを前提とした金額1,644,500円（税込）が記載されている。

上記ユニバーサル地図ナビは、「誰もが移動をあきらめない世界へ」をテーマとして、何らかの理由により移動にためらいのある方々が快適にストレスなく移動を楽しめるサービスを目指し、デジタルマップ上に各種バリアフリー情報や観光情報を掲載するものである。

旭川市では令和6年9月13日に下記プレスリリースと共にサービス提供が開始されている。

<https://map.universal-maas.com/ja/v1/view/RouteSearch?clientid=aW2ZSCetmbpdniBak5PF&signature=fvWX7kBZdswt2hqAeAb2fj6RAkI=>

しかし、監査人が上記 HP にアクセスした結果、旭川市内中心部 500 メートル四方のバリアフリー情報及び飲食店情報が約 50 件掲載されているものの、その他エリアの情報は未掲載であった。

契約日からプレスリリースまで時間を要したことについて質問したところ、「約 160 スポットの情報を入力しました。4 月 17 日の契約締結日以降、「ANA、バリアフリー団体と「どの程度の情報をどのように入力していくか」の事前調整を実施、その後入力作業が完了、ANA とサービス提供開始日を調整」を行い、最終的に 9 月 13 日に提供を開始しました。市有施設の情報は市で入力し、情報収集含め 3 日程度で終了しておりますが、大半のスポット情報はバリアフリー団体が保有していたため、入力作業もバリアフリー団体に依頼し、そちらの作業は 2、3 か月かかったと把握しております。」との回答内容であった。

ソフトウェア等をカスタマイズして利用する場合、事前の設定等を経て事業の用に供する時期から使用料が発生する契約形態もあるが、当事業ではカスタマイズする期間も使用料が発生し、上記の事情により約 5 か月間支払のみ発生する状況であった。事前に外部団体の入力に要する期間等を把握し、サービス提供元と交渉していれば、事業の用に供する時点からの使用料の支払で合意できた可能性がある。

また、それが叶わずとも、外部団体の 160 スポットの入力作業が 2~3 か月かかることを把握していれば、市として入力作業のアドバイスや助力等することで、もっと早期にサービス提供されていたものと思われる。使用料を支払っている以上、早期にサービス提供できるようより慎重な検討が必要であったと思われる。

(2) 積算価格の算定について（神居古潭観光案内板デザイン制作及び掛替業務）【意見】

当業務の積算価格算定において、一業者から取り寄せた見積額を根拠として積算価格を算定し、指名競争入札であるものの結果的に当該業者が落札している。積算価格を設定するため見積書を参考とすることはやむを得ないが、現行の一業者からの見積額を根拠として積算価格とする方法は、定期的に発注する事業において当該業者に圧倒的有利な立場を提供する可能性が高く、手続きを再検討する必要がある。

契約に係る起案文書は以下の内容となっている。

項目	内容
起案日	令和6年8月24日
決裁日	令和6年8月27日
1. 業務名	神居古潭観光案内板デザイン制作及び掛替業務
2. 契約の方法及び根拠法令等	指名競争入札 地方自治法第167条第1号、旭川市委託契約等の競争入札事務実施要綱第19条第1号ア
3. 業者の選定	次の7者を指名業者とする。 (1) シスコン・カムイ(株) (2) (有)イマーヂュ (3) (有)協同アドコム (4) (株)do-co (5) 北海道ロア工房(株) (6) (有)藍工房 (7) 特定非営利活動法人カムイ大雪バリアフリー研究所 (8) えびすけ(株)
4. 積算金額	2,860,000円

(出典：起案文書より監査人が抜粋)

上記の積算金額は、令和6年7月23日付けで取り寄せている(有)藍工房の見積書の金額そのままである。

入札結果は、2者が辞退、他6者が入札し(有)藍工房が2,695,000円(積算価格比▲165,000円)で落札している。入札に応じた他の事業者の入札金額は2,750,000円と近似する者がいたものの、その他4者は3,421,000円以上となっていた。

一業者からの見積額を根拠として積算価格とすると、落札した業者側からすると上記見積額が基準となっていると推測でき、次回以降の同様の業務において他の業者より圧倒的に有利な立場となると思われる。本来、積算価格は発注者自ら算定することが望ましいが、地方自治体の規模や人員不足等によりそれが困難な場合もある。積算ソフトを使用して自ら積算価格を算定する地方自治体もあるが、業者側も同様のソフトを購入して入札に臨むなど、必ずしも公平な選定となっていないケースもある。

なお、随意契約の場合は「旭川市契約事務取扱規則」の第17条において「なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。」とされているものの、指名競争入札における参考見積の徴取については「契約事務の手引」(2020年12月改訂版)で【参考見積徴取時の注意事項】が記されているものの、徴取対象とする業者、徴取する業者数等に関する記述はない。

指名競争入札においても、一業者だけの参考見積徴取は上記のように公平性を害する

可能性があり、二者以上の徴取とし、最も低い価格であることが最も望ましいこととは言い切れないため過度に廉価となっていないか、必要な品質などが保障されているかも検討して決定すべきである。

第5 観光情報センター運営費

1 事業の概要

事業名	観光情報センター運営費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」である。

主たる事業は、旭川観光物産情報センターの運営委託業務及びそれに付随する設備の保守点検業務、需用費（光熱水費）の支払いとなっている。

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 旭川観光物産情報センターについて

(1) 所在地

旭川市宮下通8丁目3番1号 JR旭川駅東コンコース前

(2) センターの概要

旭川駅東コンコースにある観光情報センターである。旭川を中心に道北地域の観光について案内しており、日本語、英語、中国語での観光案内に対応している。また、通年で大型手荷物の預かりを行い、夏季はレンタサイクル、冬季は歩くスキーやスノーシューのレンタルも行っている。

センター内には、道北地域の地場産品展示販売コーナーや道産食材を使用した飲食コーナーもある。

3 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	31,984	31,861	30,658
決算額	31,764	30,005	30,328

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
需用費	8,654	光熱水費 8,654
委託料	21,674	旭川観光物産情報センター運営業務 18,714、 清掃業務 1,519 他
合計	30,328	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) 旭川観光物産情報センター運営業務

委託業務の名称	旭川観光物産情報センター運営業務
委託先	一般社団法人旭川観光コンベンション協会
委託理由	同業務には観光に関する知識のほか、人材の確保や、複数の観光ボランティアの設置、他の観光案内所との連携、公益的な立場から観光PRが可能である等、複数条件を全て満たす能力が必要であり、これを全て満たす他の企業団体等は市内に存在しないため相手先として選定した。
契約方法	随意契約
契約内容	下記「仕様書」抜粋のとおり。
契約額（税込）	18,714,985 円
随意契約の理由	同業務には観光に関する知識のほか、人材の確保や複数の観光ボランティアの設置、他の観光案内所との連携、公益的な立場から観光PRが可能である等、複数条件をすべて満たす能力が必要であり、これを全て満たす他の企業団体等は市内に存在しないため相手先として選定した。
業者選定理由	上記随意契約の理由に記述のとおり。
業務履行の確認方法	業務完了報告書（一部業務について年間の実績報告資料が添付されている）にて確認している。

(イ) 旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務

委託業務の名称	旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務
委託先	サン・ビルド北海道(株)
委託理由	旭川観光物産情報センター及び彫刻美術館ステーションギャラリーに設置されている高圧受電設備は、電気事業法 第 38 条第 4 項の自家用電気工作物に該当するため、同法第 43 条により電気主任技術者を選任しなければならないが、同法施行規則第 52 条第 2 項により保安管理業務を外部委託した場合は電気主任技術者を選任しないことができると規定されているため、保安管理業務を外部委託することとする。
契約方法	指名競争入札
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・月次点検 ・年次点検 ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務の監督 ・電気工作物の故障（事故）発生時の応急処置の指導 ・電気事業法第 107 条第 3 項に基づく官庁立入検査の立会い ・情報センター及び彫刻美術館の管理者に対する電気設備の不具合等の有無に関する問診 ・その他、法令上必要とされるもの
契約額（税込）	633,600 円
随意契約の理由	該当なし。
業者選定理由	指名競争入札による。
業務履行の確認方法	検査調書、電気工作物点検報告書による。

4 監査の結果と意見

(1) 委託業務内容の報告事項の不足について（旭川観光物産情報センター運營業務）【指摘】

旭川観光物産情報センター運營業務の具体的な実施業務は下記のとおり多岐にわたるものの、仕様書における報告事項がそれらに対応した定めになっておらず、旭川市は求める業務の一部の遂行しか確認せず委託料を支払っている状況である。

4. 業務内容

(1) 観光情報センター運営に係る業務

- ア 観光施設、宿泊施設等の案内に関すること
- イ 交通情報の案内に関すること
- ウ 観光パンフレット等資料の提供
- エ DVD等映像による観光情報の提供
- オ インターネット等による観光情報の提供および収集
- カ 外国人観光客の対応に関すること
- キ JNTO 認定外国人観光案内書（カテゴリー2）としての業務に関すること
- ク 市内における他の観光案内所の補助に関すること
- ケ 旭川総合観光情報センターへの観光ボランティア又はスタッフの派遣
- コ 市内の観光施設等との情報のネットワーク化の構築及び管理に関すること
- サ 旭川観光情報センターで行う地場製品の展示販売、大型手荷物預かり、レンタサイクル、レンタルスキー事業の調整
- シ 旭川観光物産情報センターの管理に関すること
- ス 業務日誌及び取扱件数集計に関すること
- セ 必要に応じて旭川市が指示する業務
- ソ その他、前各号に付帯する業務

(4) 報告

- (1) のスで定めた業務日誌及び取扱件数集計については、1 か月分をとりまとめ翌月の 10 日までに旭川市に報告すること。また、3 月分については、3 月末日までに旭川市に報告すること。

(出典：「旭川観光物産情報センター運營業務仕様書」より監査人が抜粋)

上記仕様書の「(4) 報告」で記載されている「業務日誌及び取扱件数集計」は実際に提出されている報告資料を閲覧する限り以下のとおりである。

- ① 日別月別内容別の案内人数（日本人、外国人別）
- ② 上記について国別内訳
- ③ 国別外国人来場者数

仕様書の(1)ア～ウ、カ、キについては、報告資料に記述があるものの、それ以外の業務については特段報告を求めておらず、実際に履行されているのか確認しないまま委託料が支払われている状況である。

委託料を支払う以上、業務の履行を確認できる報告を求めなければならない。現在の仕様書で記述されている「業務日誌及び取扱集計件数」は委託業務の一部に過ぎず、コンベンション協会と協議の上、報告内容について明確にすべきである。

(2) 人件費支出の確認について（旭川観光物産情報センター運營業務）【意見】

当業務の積算書上、支出予定額の約 75%は下記表のとおり人件費に充当する前提となっているが、年度中及び年度末においても、職員等の勤務実態についての報告等は一切求めている。

一方で仕様書には勤務時間や配置等に関する定めも記載されており、業務遂行しているかどうかは、本来、貸金台帳やシフト表等を入力しなければ確認できないものと思われる。

委託内容に応じた確認方法を再検討する必要がある。

(単位：千円)

項目	予算
【旭川観光物産情報センター】①	15,224
人件費	14,105
正職員	7,812
臨時職員	1,924
外国人対応スタッフ	3,645
観光ボランティア	724
事務経費	1,117
【旭川総合観光情報センター】②	242
事務経費	242
①+②	15,466
諸経費	1,546
小計	17,013
消費税	1,701
合計	18,714

(3) 自家用電気工作物保安管理業務料の負担部署について（旭川観光物産情報センター 自家用電気工作物保安管理業務）【意見】

当業務は、各種電気工作物（引込設備、受電設備、受・配電盤等）の点検・測定試験業務であり、費用については、旭川観光物産情報センター（観光スポーツ部観光課）と彫刻美術館ステーションギャラリー（社会教育部文化振興課）で折半している。折半の理由を質問したところ、「センター開業直後に当該保安管理業務の契約締結をした際に両施設の担当課で協議したところ、按分の基準となるものがなく面積割による按分も適当ではないため折半とすべきという結論になったため。」とのことであった。

一方、需用費で処理している電気料金については、担当者が電力量計を計測し、その使用量に応じて負担している。

自家用電気工作物は電力会社から600Vを超える電圧で受電して電気を使用するための設備であり、その維持管理コストは電気使用量と関連性があり、これを按分の指標にすることも良いと思われる。なお、令和7年2月及び3月の電気量の負担額は以下のとおりである。

負担部署	令和7年2月		令和7年3月	
	負担額	割合	負担額	割合
観光スポーツ部観光課	474,930円	83.6%	503,606円	85.2%
社会教育部文化振興課	92,883円	16.4%	87,245円	14.8%

(出典：電気量負担額算出資料から監査人が抜粋)

(4) 仕様書による提出物について（旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務）【意見】

当業務に係る仕様書における提出書類は以下のとおりとされている。

<p>8 提出書類</p> <p>(1) 履行開始時</p> <p>保安点検業務年間実施計画表</p> <p>業務責任者選定通知書（市の指定様式による）</p> <p>保安業務担当者一覧（電気主任技術者等の資格が分かる書類の写しを添付）</p> <p>その他市が指示するもの</p> <p>(2) 毎月時</p> <p>月次点検結果報告書</p> <p>臨時点検結果報告書</p> <p>年次点検結果報告書</p> <p>改修指導事項一覧表</p> <p>その他市が指示するもの</p> <p>※報告書は、毎月提出すること。</p> <p>※不良箇所の改修指導・助言はその都度書面にて行うこと。</p>

(出典：仕様書から抜粋)

業務完了時の各種報告を確認するため、令和7年3月の報告書を閲覧したところ、令和7年4月8日付けの「電気工作物点検報告書」が提出されていた。これは毎月実施する点検報告書であり、仕様書で提出を求める「月次点検結果報告書」に該当する。

他の3つの報告書の提出の有無について質問したところ、「4種類の報告は、その月に該当があるものを毎月提出するものとなっており、臨時や年次の点検報告書など毎月発生するとは限らないものについては発生した月のみ提出すればよいという解釈です。令和7年3月は月次点検しか発生していないため、提出された（されるべき）報告書はこの1種類のみとなっています。」との回答であった。

仕様書では4つの報告書は毎月提出するものとされており、実際の運用が異なっている。該当する点検等がない月まで報告書を提出する必要はなく、仕様書を実際の運用に合

わせて改訂することが望まれる。

(5) 積算価格の算定について（旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務）【意見】

当業務の積算価格算定において、一業者から取り寄せた見積額を根拠として積算価格を算定し、指名競争入札であるものの結果的に当該一業者が落札している。積算価格を設定するため見積書を参考とすることはやむを得ないが、現行の一業者からの見積額を根拠として積算価格とする方法は、定期的に発注する事業において当該業者に圧倒的有利な立場を提供する可能性が高く、手続きを再検討する必要がある。

契約に係る起案文書は以下の内容となっている。

項目	内容
起案日	令和6年3月5日
決裁日	令和6年3月7日
1. 業務名	旭川観光物産情報センター自家用電気工作物保安管理業務
2. 契約の方法及び根拠法令等	指名競争入札 地方自治法第167条第3号、旭川市委託契約等の競争入札事務実施要綱第19条第3号オ
3. 業者の選定	次の3者を指名業者とする。 (1) 株東洋電機産業 (2) サン・ビルド北海道株 (3) 株電業
4. 積算金額	657,360円

(出典：起案文書より監査人が抜粋)

上記の積算金額は、令和5年8月22日付けで取り寄せているサン・ビルド北海道株の見積書の金額そのままである。

1回目の指名競争入札は2者が辞退し、その後2回目の指名競争入札を4者で行ったものの3者が辞退し、サン・ビルド北海道株が633,760円（積算価格比▲23,600円）で落札している。

一業者からの見積額を根拠として積算価格を算定すると、業者側からすると上記見積額が基準となっていると推測でき、次回以降の同様の業務において他の業者より圧倒的に有利な立場となると思われる。本来、積算価格は発注者自ら算定することが望ましいが、地方自治体の規模や人員不足等によりそれが困難な場合もある。積算ソフトを使用して自ら積算価格を算定する地方自治体もあるが、業者側も同様のソフトを購入して入札に臨むなど、必ずしも公平な選定となっていないケースもある。

なお、随意契約の場合は「旭川市契約事務取扱規則」の第 17 条において「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。」とされているものの、指名競争入札における参考見積の徴取については「契約事務の手引」(2020 年 12 月改訂版)で【参考見積徴取時の注意事項】が記されているものの、徴取対象とする業者、徴取する業者数等に関する記述はない。

指名競争入札においても、一業者だけの参考見積徴取は上記のように公平性を害する可能性があり、2 者以上の徴取とし、最も低い価格であることが最も望ましいこととは言い切れないため過度に廉価となっていないか、必要な品質などが保障されているかも検討して決定すべきである。

第6 観光情報発信費

1 事業の概要

事業名	観光情報発信費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」である。

主たる事業は旭川市観光PRカード作成業務、旭川市観光宣伝物作成業務、観光ガイドマップ等作製事業費補助金である。

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	4,318	4,318	3,418
決算額	4,279	4,280	3,418

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
委託料	418	旭川市観光PRカード作成業務 258、 観光宣伝物作成業務 159
負担金、補助及び交付金	3,000	観光ガイドマップ等作製事業費補助金 3,000
合計	3,418	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) 観光ガイドマップ等作製事業費補助金

補助金名称	観光ガイドマップ等作製事業費補助金
根拠法令要綱等	観光ガイドマップ等作製事業費補助金交付要綱
交付先	一般社団法人旭川観光コンベンション協会

補助金交付目的	旭川を訪れる観光客への観光情報の紹介を行う旭川観光ガイドマップ等を作製し、併せて旭川の観光資源の発掘及びPRを行うことで、観光客誘致の促進と観光ホスピタリティーの向上を図ることができるため。
対象経費と算定方法	補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業のうち、印刷製本費、デザイン費、Web サイト及びアプリ構築費（管理運営費用は除く。）、翻訳費及びその他市長が特に必要と認める経費とする。前項に規定する経費のうち、特定の収入が充当される経費については対象外とし、補助金の額は補助対象経費の 100 分の 90 以内とする。
補助金の額	3,000 千円

(イ) 旭川市観光 PR カード作成業務

委託業務の名称	旭川市観光 PR カード作成業務
委託先	株式会社レバンガ北海道
委託理由	当該業者は、札幌市や函館市をはじめとした北海道 107 市町村の観光施設等の情報を発信する独自のホームページを有しており今回作成する観光 PR カードと連動した観光情報発信ができる他、WEB マップとも連動しているため、観光客を効率的に誘致することができる。また、観光 PR カードにおいて、自治体独自で作成しているところはあるが、当該業者のように広く自治体と関わり、WEB と連動した観光 PR カード作成している事業者は他に無く、各都道府県で代理店は選定された 1 者のみが存在しているだけであり、北海道は当該業者のみであると先方より聴取済みであることから、同社からのみ見積書を徴取するものである。
契約方法	随意契約
契約内容	「請書」として契約。業務内容は観光 PR カードの作成、印刷、JFM サイト内の紹介文翻訳。
契約額（税込）	258,500 円
随意契約の理由	「委託理由」に記載のとおり。
業者選定理由	「委託理由」に記載のとおり。
業務履行の確認方法	業務完了報告書

3 監査の結果と意見

(1) PR カード配布後の効果測定について（旭川市観光 PR カード作成業務）【意見】

観光客誘致に係る国内外での PR 活動等で使用する観光 PR カード作製及び翻訳等の委託業務である。観光 PR カードには QR コードが記載され、JAPAN in JAPAN For Municipality サイト(以下：JFM サイト)内の自治体紹介文にリンクしている。JFM サイトは 10 言語対応の観光サイトで、令和 7 年 12 月 3 日現在日本の自治体の約 4 割となる 664 自治体が利用している。

制作したカードは多言語対応していることもあり、オーストラリア・ベトナム・タイ・マレーシアのイベントで配布したとのことだが、当契約には HP アクセス数レポート等の統計資料の提供等は含まない単純な観光 PR カード作製のみであり、配布後の効果測定を行っていない。

HP にアクセスする広告サービスを利用する場合、閲覧国・閲覧数等の統計情報も入手可能と思われ、それによって国別の関心度の高さなどを測ることが可能となり、またプロモーションのアプローチ先選定等にも有用なため非常に貴重な情報が入手できるものと考えられる。

今後同様の業務を発注する際は、そのような情報の入手も含んだ契約を締結し、今後のプロモーション等に活用することが望まれる。

(2) 観光ガイドマップ作製における協賛広告について（観光ガイドマップ等作製事業費補助金）【指摘】

観光ガイドマップ作製における協賛広告料収入について、補助金交付要綱どおりの運用がされておらず、作製委託先が直接収受しているためどの程度の収入があったのか不明である。

交付要綱及び協会が㈱北日本広告社と締結した契約書に添付されている仕様書には以下のとおり記載されている。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業のうち、印刷製本費、デザイン費、Web サイト及びアプリ構築費（管理運営費用は除く。）、翻訳費及びその他市長が特に必要と認める経費とする。

2 前項に規定する経費のうち、特定の収入が充当される経費については、対象外とする。

（出典：交付要綱より抜粋）

12 協賛広告に関する取扱いについて

- (1) 協賛広告を募り、その収入の一部を観光パンフレット作成費に加え、残りを広告集めに係る営業経費等に充当することを推奨する。

(出典：契約書に添付されている仕様書より抜粋)

観光ガイドマップ作製はコンベンション協会が発注しているものであり、それに掲載される協賛広告料は本来コンベンション協会の収入となり、上記交付要綱に基づいて「特定の収入」として報告されるものと思われる。

しかし、実際は㈱北日本広告社が受注時の予想広告料収入額を作製費から控除した額で見積書を提出し、作製の過程で広告主から直接収受している。

作製費に影響はないかもしれないが、そもそも交付要綱と異なる運用がされており、また旭川市が補助金対象事業に関連する収入を把握していないのは適切ではない。㈱北日本広告社が予想広告料収入と異なる金額を収受している場合、補助金額自体が変更になる可能性があり、今後運用を見直す必要がある。

第7 観光振興行政費

1 事業の概要

事業名	観光振興行政費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」である。

観光スポーツ部観光課の会計年度任用職員の給与及び手当、需用費、執務室賃借料等の各種経費のほか、神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務も当該事業に含まれている。

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	10,920	10,777	10,418
決算額	10,556	10,445	9,800

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
報酬	1,980	会計年度任用職員の給与 1,980
職員手当等	713	会計年度任用職員の勤勉手当 713
旅費	294	
需用費	806	消耗印刷費 148、光熱水費 622、修繕費 35
役務費	577	通信運搬費 573、筆耕翻訳料 4
委託料	738	神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務 738
使用料及び賃借料	3,469	観光課執務室転貸借料 3,236 他
負担金、補助及び交付金	1,220	負担金 760、補助金 460

合計	9,800
----	-------

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) 観光ボランティア研修事業補助金

補助金名称	観光ボランティア研修事業補助金																																		
根拠法令要綱等	観光ボランティア研修事業補助金交付要綱																																		
交付先	旭川観光ボランティア協議会																																		
補助金交付目的	観光ボランティアの育成を目的とした研修を行うものであり、旭川市における観光ホスピタリティーの向上と観光客受け入れ態勢の充実が図られるものであり、旭川の観光振興に寄与する。																																		
対象経費と算定方法	<p>予算科目のうち活動費について市の予算額を上限として決定している。なお、精算時には活動費に含まれる飲食代を除外して判定している。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">科目等</th> <th style="width: 15%;">予算</th> <th style="width: 15%;">実績</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入の部</td> <td>収入合計</td> <td style="text-align: right;">810</td> <td style="text-align: right;">812</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年度繰越</td> <td style="text-align: right;">415</td> <td style="text-align: right;">415</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,225</td> <td style="text-align: right;">1,227</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">支出の部</td> <td>活動費</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td style="text-align: right;">771</td> <td>対象外 7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">625</td> <td style="text-align: right;">454</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,225</td> <td style="text-align: right;">1,227</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	科目等	予算	実績	摘要	収入の部	収入合計	810	812		前年度繰越	415	415		合計	1,225	1,227		支出の部	活動費	600	771	対象外 7	その他	625	454		合計	1,225	1,227	
	区分	科目等	予算	実績	摘要																														
	収入の部	収入合計	810	812																															
		前年度繰越	415	415																															
		合計	1,225	1,227																															
	支出の部	活動費	600	771	対象外 7																														
		その他	625	454																															
合計		1,225	1,227																																
補助対象事業に要する経費	活動費の主な内訳 (全道大会 331 千円、自主研修 139 千円、幹事会活動費 107 千円等)																																		
補助金の額	460,000 円																																		
補助率	59.6%																																		

(イ) 神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務

委託業務の名称	神居大橋及び旧神居古潭駅舎周辺の清掃及び草刈等業務
委託先	公益社団法人旭川市シルバー人材センター
委託理由	有数の景勝地である神居古潭地域の環境保全や景観維持及び旭川サイクリングロードの休憩所ともなる旧神居古潭駅舎の活用などに向け、業務委託を行う。
契約方法	特定随意契約
契約内容	(1) 神居大橋周辺の清掃等業務 計 4 箇所、期間 2024/4/27～10/31 (2) 神居大橋周辺の草刈業務 計 4 箇所、2024/6 第 3 週に 1 回 (3) 旧神居古潭駅舎等施設周辺の清掃及び草刈等業務 計 6 箇所、休憩所について 2024/5/1～10/31
契約額 (税込)	3, 078, 900 円
随意契約の理由	旭川市随意契約ガイドライン 3 に基づく。
業者選定理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和 46 年法律第 68 号) 第 37 条第 2 項に規定する公益社団法人旭川市シルバー人材センター、シルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者として市が認定する旭川市高齢者就業機会提供団体名簿に登録されている旭川市中高齢者福祉事業団の 2 者の見積書を徴取している。
業務履行の確認方法	業務実績報告書、検査調書。

3 監査の結果と意見

(1) 請求書発行手数料について (通信運搬費) 【意見】

観光課では各種パンフレットやプロモーション物品を郵送する際に配送業者を利用し、かつ毎月の請求書発行手数料が発生している。発行手数料は毎月 110 円 (税込) と少額ではあるものの、配送業者の HP 上での閲覧又はメールによる請求書でも業務上支障はないと思われる。

近時は同様の手数料を徴収する事業者が増えていると思われ、市の全部局で同様の手数料支払の有無を確認し、業務に支障が無ければ請求書データの送付又は取込に切り替えることで、不要な支払を抑えることが出来るものと思われる。

会計課によると、令和 5 年 3 月からの電子決裁の導入に伴い、請求書等は電子文書での受領も可能とし全部局に周知し、更に令和 8 年 2 月には全部局を対象に請求書発行手数料の有無について調査を行い、支出削減に向けた検討を進めているとのことである。

上記通信運搬費についても、支出削減に向けて電子文書での受領を行うよう取引相手

方に確認を取る必要があると思われる。

(2) 観光課執務室の転借料について【意見】

観光スポーツ部観光課の執務室は、旭川フードテラス内の一部を転借しており、契約内容は以下のとおりである。

転貸借期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
転貸借施設	旭川市5条7丁目1486番地 旭川フードテラス2階
面積	2階711.92㎡のうち107.93㎡
転貸主	旭川まちなかマネジメント協議会
所有者	旭川まちづくり㈱
賃料総額	1,611,989円(月額134,337円)
共益費総額	1,624,060円(月額135,342円)

(出典：転貸借契約書より監査人が抜粋)

上記のとおり、賃料よりも共益費が高額という契約内容となっている。転貸借契約書では、共益費について以下の記述がある。

- | |
|---|
| <p>4 共益費は、共用部分の次に示す範囲とする。</p> <p>(1) 清掃費(物件の清掃費を含む。)</p> <p>(2) 警備費(物件部分を含む。)</p> |
|---|

(出典：転貸借契約書より監査人が抜粋)

転借している執務室は建物全体の7.5%程度であり、仮に共益費が面積按分されているものとする、建物全体で21,654千円もの清掃費、警備費が発生していることとなる(21,654,133円=1,624,060円÷(107.93㎡÷711.92㎡÷2))。

賃料と比較してあまりに高額な水準であり、担当課から旭川まちなかマネジメント協議会を通じて旭川まちづくり㈱に質問したところ、「共益費には共用部分の維持経費に加えて、(旭川まちなかマネジメント協議会が旭川まちづくり㈱に支払っている)共用部分(トイレ・廊下等)の家賃及び共益費の按分金額も含まれている」とのことであった。

転貸借契約書の共益費として示されるもの以外が含まれているのは適切ではなく、転貸借契約書を実態に合わせて改訂すべきである。

また、コンベンション協会が旭川まちなかマネジメント協議会と締結している転貸借契約書は以下のとおりで、賃料についての面積当たり金額は同じ水準であるものの、共益費については観光スポーツ部観光課の執務室の方が高額になっている。

転貸借期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
転貸借施設	旭川市5条7丁目1486番地 旭川フードテラス2階
面積	2階711.92㎡のうち90.50㎡
転貸主	旭川まちなかマネジメント協議会
所有者	旭川まちづくり㈱
賃料総額	1,351,664円（月額112,639円、4月のみ端数調整あり）
共益費総額	1,169,721円（月額97,477円、4月のみ端数調整あり）

（出典：転貸借契約書より監査人が抜粋）

上記のように形式上は同じ転借している両方で負担水準が異なり、かつ実態に即していない状態であることから、当転借料については条件を揃えることが望ましい。

(3) 光熱水費の負担関係について【意見】

観光課執務室転借に伴う光熱水費等について、上下水道代、ゴミ処理代を負担していないが、理由が不明確である。

旭川フードテラス2階の光熱水費等の負担状況は以下のとおりである。

（単位：㎡）

賃料支払団体	使用区分	面積	ガス代	電気代	ゴミ処理代	上下水道代
旭川市	観光課	107.93	○	○		
まちなかマネジメント協議会	観光情報センター	200.92	○	○	○	○
	事務室	37.9	○	○	○	○
	地場産品PR販売コーナー	122.54	○	○	○	○
旭川観光コンベンション協会	事務室	90.50	○	○	○	
共用部		152.13				
全体		711.92				

（出典：令和6年4月負担金算出資料から監査人が作成）

上下水道、ゴミ処理代を負担していない理由を質問したところ、「上下水道代はまちなかマネジメント協議会のみで負担するよう旭川まちづくり㈱から言われている。ゴミ処理代は過去から引き継がれているが理由等の記録は残っていない。」とのことであった。

入居当時は何らかの合理性があったのかもしれないが、入居している以上はそれらのサービスを享受しているはずであり、現状はまちなかマネジメント協議会やコンベンション協会にそれらのコストを肩代わりしてもらっている状態となっている。

自ら負担すべき費用を民間に肩代わりしてもらった状況は適切ではなく、再度、負担しないことに合理性があるのか検討を行い、適切ではない部分は早期の是正が必要である。

第8 イベント推進費

1 事業の概要

事業名	イベント推進費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

大事業名は「温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出」、中事業名は「地域資源を生かした観光の振興」、具体的な事業は「北海道音楽大行進開催負担金」、「旭川夏まつりの開催負担金」の2つである。

北海道音楽大行進の事務局を務める一般社団法人旭川観光コンベンション協会のホームページでは以下のように紹介されている。

「北海道音楽大行進」は、音楽の街・旭川を代表する吹奏楽、マーチングバンドの祭典です。戦前から続く80年以上の歴史と、全道各地から4,000人を超える参加者を数えるなど、我が国屈指の伝統と規模を誇ります。

開会式は北海道遺産・旭橋の袂、石狩川河川敷リベライン旭川パークで行われ、一般の部は複数の参加団体による合同演奏を皮切りに、保育・幼稚園児の部では市民文化会館前でのかわいい選手宣誓があり、永隆橋通を色とりどりの衣装やユニークなパフォーマンスを行う様々な楽団が、高らかに演奏しながら行進します。

沿道は、毎年15万人を超える大観衆で埋め尽くされ、旭川では夏の花火大会と並ぶ動員力を誇ります。パレードの後は、日本初の恒久的歩行者天国である平和通買物公園でアフターコンサートが行われます。行進とは違った落ち着いた雰囲気の中で、音楽を楽しむ観客で街が盛り上がります。

北海道夏まつりを紹介する一般社団法人旭川観光コンベンション協会のホームページでは以下のように紹介されている。

北国の短い夏を市民みんなで楽しみ、道北各地との連携を深めることを目的に、「旭川夏まつり」は1961年（昭和36年）にスタートし、平成18年には第45回を迎えました。現在では、3日間で50万人以上を動員する、北・北海道を代表する一大イベントに成長しています。

初日はリベラインパーク旭川で開会式が行われ、自衛隊第二音楽隊の演奏を皮切りに、YOSAKOIソーランや太鼓演奏が会場を盛り上げ、夜には華やかな「道新納涼花火大会」が観客を魅了します。

2日目以降は、市民約2,000人が踊りながら練り歩く「市民舞踊パレード」や、神輿が街を練り歩く「大雪連合神輿」、そして「烈夏七夕まつり」など、旭川の街が熱気に包まれます。

さらに、北海道第2の繁華街「さんろく街」を中心に行われる「さんろくまつり」では、多くの飲食店が露店を出店。特設ステージではさまざまなイベントが行われ、街は夜遅くまでにぎわいを見せます。

近年は「ディスコナイト」や YOSAKOI と七夕まつりのコラボレーションなど、新しい企画も登場し、参加者・観客ともに楽しめるまつりへと進化を続けています。

(2) 事業の成果指標と実績

(ア) 北海道音楽大行進開催負担金

項目名	単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観客動員数	人	—	104,000	—	85,000	—	110,000

(イ) 旭川夏まつりの開催負担金

項目名	単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観客動員数	人	—	503,000	—	630,000	—	845,000

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	11,700	11,700	11,700
決算額	11,700	11,700	11,700

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	11,700	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道音楽大行進開催負担金 2,400 ・旭川夏まつりの開催負担金 9,300
合計	11,700	

(注) なお、令和4年度及び令和5年度ともに支出額は令和6年度と同額である。

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

(ア) 北海道音楽大行進開催負担金

負担金名称	北海道音楽大行進開催負担金
根拠法令要綱等	北海道音楽大行進開催負担金交付要綱
交付先	北海道音楽大行進実行委員会
負担金交付目的	音楽の振興と旭川市のイメージアップを図るため。
負担金の額	2,400 千円

(イ) 旭川夏まっりの開催負担金

負担金名称	旭川夏まっりの開催負担金
根拠法令要綱等	旭川夏まっりの開催負担金交付要綱
交付先	旭川夏まつり実行委員会
負担金交付目的	旭川市を代表する観光行事として育成するとともに、旭川市のイメージアップと滞在型観光の促進を通じて旭川市経済を発展させるため。
負担金の額	9,300 千円

3 監査の結果と意見

(1) 経費の取扱い(振込手数料及び会場費)について(北海道音楽大行進開催負担金)【意見】

本来負担金の対象となるべき経費が対象外として申請され、そのまま負担金が算定されている。「北海道音楽大行進開催負担金交付要綱」によると、負担金の対象経費は以下のとおりとされている。

第2条 負担金の交付の対象となる経費は、負担金の交付の対象となる事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費を除く。

- (1) 行進費 看板代、音響代、警備料、機材代等
- (2) 宣伝費 記録写真代等
- (3) 運搬費 参加者送迎代、楽器運送代等
- (4) 会議費 総会・事務局会議等会議費
- (5) 参加記念費 参加記念バッジ作成代等
- (6) 事務費 通信費、消耗品費等

(出典：「北海道音楽大行進開催負担金交付要綱」より抜粋)

負担金交付申請の添付資料である予算案では、各種経費支払い時に発生する振込手数料が「その他の経費」として、開会式会場費及び雨天時の代替会場確保費用が「会場費」として処理され、上記交付要綱に照らして負担金の対象外となっている。しかし、事業を実施するために各種支払を行う際に全てを現金で行うのは現実的ではなく、その多くが口座振込であることから、振込手数料は必ず発生する費用と言える。また、屋外でのイベントであるため、開会式会場や雨天時の代替会場を確保することも当然に必要になり、これらも必ず発生する費用である。

監査対象年度ではないが、令和7年の北海道音楽大行進では雷注意報が発令されるなど開催当日の天候悪化が予想されたことから、開催前日に行進及びアフターコンサートの中止が決定され、雨天代替コンサートが開催されている。

上記取扱いの理由を観光課に質問したところ、「実行委員会から提出されたものが対象外経費として計上されているため、「その他経費」として交付要綱上対象外経費としている。」とのことであった。

本来、交付要綱の対象科目か否かではなく、その費用が事業の遂行に必要なものか否かを判断すべきであり、仮に申請者が誤っているのであれば是正するよう指導することも必要である。当負担金では対象経費総額が負担金予算額を上回っていたため実際の支給額には影響はなかったものの、担当者によると、負担金によって同様の費用について取扱いが異なる場合があるとのことで、全体的に再確認し、可能な限り取扱いを統一することが望ましい。

(2) 負担金概算払いの処理日について(旭川夏まつりの開催負担金)【指摘】

当負担金は概算払いが行われているが、実施団体からの「負担金概算払申請書」日付よりも先に「概算払承認決定通知書」が発出されていた。具体的には、申請書が令和6年6月14日付け、決定通知書が令和6年6月11日付けとなっていた。

観光課へ質問したところ、「日付の整合性を確認せずに処理した事務処理誤り」との回答であった。

事前に書類を取り寄せ、内容を検討の上で決定しているのであれば問題はないが、外観的に書類がないのに決定通知を発出しているように見受けられる。日付の整合性について、担当者のみならず承認する上席者も慎重に確認する必要がある。

(3) 成果指標について(北海道音楽大行進開催負担金)【意見】

「補助金等評価表(令和6年度)」では、「交付目的」の「意図」について「音楽の振興と旭川市のイメージアップを図る」としているが、成果指標は「観客動員数」とされている。

確かに来場者が増えれば、音楽の振興は図られ、市のイメージアップにもつながるかもしれない。しかし、「イメージアップ」は抽象的な表現であり、成果目標との関係性も明

確ではない。

イメージアップの内容をより具体的に表現し、かつ成果指標もそれに合わせたものに変更すべきである。その上で、例えば来場者へのアンケートを行い、目的とした具体的な内容について評価すべきである。

(4) 成果指標について(旭川夏まつりの開催負担金)【意見】

「補助金等評価表(令和6年度)」では、「交付目的」の「意図」について「本市を代表する観光行事として育成するとともに、本市のイメージアップと滞在型観光の促進を通じて本市経済を発展させる。」としているが、成果指標は「観客動員数」とされている。

確かに来場者が増えれば市外からの観光客が増え、滞在型観光が促進される可能性はあるが、当該成果指標では直接的に滞在型観光が促進しているかどうかは評価できず、今後の課題や改善点も明確にならないと思われる。

例えば、来場者へのアンケートを行い、居住地、宿泊の有無、宿泊日数、イベントの感想(改善点等も含む)、周遊する観光地等を回答してもらったうえで宿泊者数を推定し、推移を比較することが考えられる。また、開催期間中の宿泊者数を事業者から聴取し、直接的に集計することも考えられる。それらの結果を数年間集計及び評価し、より効果的なマーケティング方法を検討し、イベント内の新たな仕掛け等を検討することも良いと思われる。

第9 ICT パーク運営費

1 事業の概要

事業名	ICT パーク運営費
所管部署	経済部

(1) 事業の内容

ICT パークは、まちなかの賑わい、ICT に関心の高い人材の育成、IT 関連企業誘致や最先端技術の導入などを目的として、令和3年2月7日に旭川市3条通8丁目の神田館内に開設された施設である。当施設の管理・運営は、一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO（以下「DMO」という。）が行っている。

当事業は「ICT パーク運営負担金」と「ICT パーク推進協議会負担金」で構成される。

「ICT パーク運営負担金」は、e スポーツの大会や交流イベントの開催、ICT パーク内の設備を活用した集客事業を実施することにより、まちなかの賑わいづくりや新たな観光資源の創出を推進し、中心市街地の活性化及び観光客の誘客促進を図ることを目的として、DMO に対し交付されるものである。

また、「ICT パーク推進協議会負担金」は、e スポーツを核とした中心市街地の賑わい創出による地域経済の活性化と、ICT 人材育成を融合したモデル事業を展開するにあたり、関係機関や企業等が一体となり、ICT パークの運営に取り組むことを目的として、ICT パーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に対し交付されるものである。

① ICT パークの概要

ICT パークの目的は、施設のホームページによれば、「新たな賑わいの創出」「ICT 人材の確保・育成」「地場産業の高付加価値化と新産業の創出」とされている。ICT パークでは、本格的な e スポーツ大会、スポーツや音楽ライブビューイング、シンポジウム・講演会、学校授業、現地とオンラインを交えたハイブリッド形式でのイベント、高度な映像・音響・照明設備などによる新たな演出効果のステージイベントなどが行える。

そしてパーク内は以下の施設で構成されている。

●コクゲキ

約 180 名が収容可能となるコクゲキには、e スポーツのできる環境が整備されている。また、音響・照明設備も備えられているため、e スポーツ以外の多種多様なイベントにも対応が可能である。



●トレーニングジム

eスポーツのトレーニングを行うための施設である。eスポーツを通じて、学校や世代、障害の枠を超えたコミュニケーションスペースとして利用できる。プログラミング教室や個人主催の小規模なイベント開催なども可能である。



●スマートイノベーションラボ 北海道 旭川ルーム

NTT 東日本が設置するスマートイノベーションラボでは、高性能 GPU サーバの利用が可能で、AI や IoT 等の先端技術による地域産業の課題解決や社会実装を推進する。先端技術の研修など、新たな企業の交流を推進し、ICT に関連する企業を幅広く誘致する。また、NTT 東日本主催のプログラミング教室も定期的を開催し、ICT に強い人材育成の場としても活躍していく施設である。



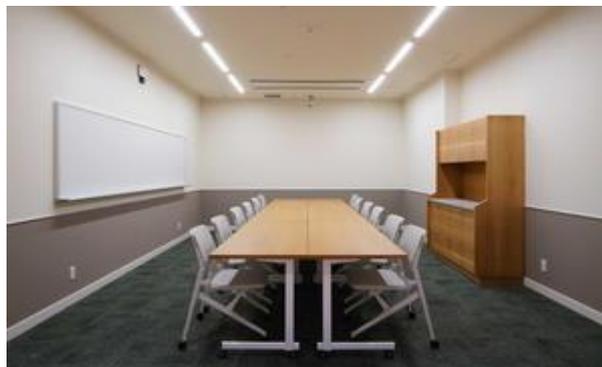
●e コミュニケーションスペース

フリーWi-Fi を完備したフリースペースであり、e スポーツを通じたコミュニケーションの輪が広がる場として自由に使用できる。



●Worcu-pet (ワーカーペ)

東京の情報セキュリティ会社が 2023 年 7 月に開設したテレワーク施設である。旭川家具を使用したコワーキングスペースのほか、個室ブースや複数人で会議等のできるフリースペースがある。出張などで来旭した方、まちなかでの仕事スペースを確保したい方におすすめできるスペースである。



施設外観



② 協議会について

協議会は、旭川市や一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO、旭川商工会議所、観光や情報産業の関連団体などが設立したものである。協議会は、旭川市中心部にある ICT パークにおいて、e スポーツを核とした中心市街地の賑わい創出による地域経済の活性化と ICT 人材育成を融合したモデル事業を展開するにあたり、関係機関や企業等が一体となり、当該施設の運営に取り組むことを目的として設置されたものである。

具体的な事業内容として、規約に以下が掲げられている。

- ICT パークの運営に関する基本方針の検討
- e スポーツを核とした賑わい創出の推進
- プログラミング的思考体験の推進
- IT 関連企業誘致や先端技術の推進
- その他、ICT パークの目的の達成に必要な事業の推進

ICT パークは、当協議会が設置したものである。実際の施設運営は DMO に委託している。この委託については、令和 3 年 2 月に、「ICT パーク設置規定の制定並びに施設管理の委任について」という文書において、施設管理を委任する旨が明らかにされている。また、両者の間で委託料等の授受はない。

③ 協議会と DMO の関係性

協議会は実際の施設運営を DMO に委託しているのは前述のとおりであるが、それ以外に両者の間では以下のような業務の棲み分けをしている。

協議会	e スポーツを核とした中心市街地の賑わい創出による地域経済の活性化と、ICT 人材育成を融合したモデル事業の展開
DMO	e スポーツを核とした中心市街地の賑わい創出、インバウンド向け集客事業など、観光客の誘致

④ 旭川市デジタル化推進方針

令和3年8月に、急速なデジタル技術の進展や社会環境の変化に適切に対応し、ICTを活用し、行政サービス向上等を進めるために「旭川市デジタル化推進方針」が策定されている。このなかで、地域課題を解決する方策の1つとして、「ICTの新技术を活用したICTパークの運営」が掲げられている。ICTパークの運営はこの方針に沿ったものと言える。

(2) 事業の成果指標と実績

① ICTパーク運営負担金

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
会員登録数	回	556	787	958
プログラミング等体験事業参加者数	回	463	639	1,117

② ICTパーク推進協議会負担金

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
会員登録数	回	556	787	958
プログラミング等体験事業参加者数	回	463	639	1,117

どちらの負担金も成果指標は同一である。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

① ICTパーク運営負担金

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	59,446	55,404	45,366
決算額	59,446	44,773	45,366

② ICT パーク推進協議会負担金

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	7,268	7,243	2,500
決算額	7,268	2,500	2,500

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	47,866	ICT パーク運営負担金 45,366 千円 ICT パーク推進協議会負担金 2,500 千円
合計	47,866	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

① ICT パーク運営負担金

負担金名称	ICT パーク運営負担金
根拠法令要綱等	ICT パーク運営負担金交付要綱
交付先	一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO
負担金交付目的	ICT パークにおいて、e スポーツを核とした賑わい創出、インバウンド向け集客事業等を展開することにより中心市街地の活性化を図るため。
負担金の額	45,366 千円

② ICT パーク推進協議会負担金

負担金名称	ICT パーク推進協議会負担金
根拠法令要綱等	ICT パーク推進協議会負担金交付要綱
交付先	ICT パーク推進協議会
負担金交付目的	ICT パークにおいて、e スポーツを核とした中心市街地の賑わい創出による地域経済の活性化と ICT 人材育成を融合したモデル事業を展開するため。
負担金の額	2,500 千円

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

① ICT パーク運営負担金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
市負担金	59,446	44,773	45,366
国・道補助金	-	8,865	-
事業収入	5,579	7,006	5,200
収入合計	65,025	60,644	50,566
支出合計	65,025	60,644	50,566
次年度繰越	0	0	0

② ICT パーク推進協議会負担金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	800	1,191	322
市負担金	7,268	2,500	2,500
協議会負担	400	400	400
道補助金	-	-	1,600
収入合計	8,468	4,091	4,822
支出合計	7,277	3,769	4,454
次年度繰越	1,191	322	368

3 監査の結果と意見

(1) 協議会の事業と DMO へ委託する事業の棲み分けについて【意見】

協議会と DMO は、ICT パークの運営に対して互いに補完し合う関係性にある。施設運営業務の委託と受託の関係性があるし、e スポーツを核とした賑わいの創出の実現をともに目指す関係性といった側面もある。両者の役割は大きく言えば、協議会は「賑わいの創出と ICT 人材の育成」、DMO は「観光客誘致を含め、e スポーツを活用した賑わい創出」であると整理できる。

しかし、両者が実際に行っている事業をみると、共催しているイベントが多く、その棲み分けは非常に曖昧である。例えば、令和7年3月に開催された「Asahikawa GAME CREATORS CAMP」は、子どもたちにもっとも身近なデジタルコンテンツであるゲームを入りに、デジタル分野への好奇心を育み、次世代のデジタル人材を育成する取組であった。事業実績報告書によれば、市内のみならず札幌圏の学生も参加しており、延べ来場者は約1,000人であった。まさに、人材育成と賑わいの創出を実現できた有意義なイベントであったであろう。結果として、人材育成のために開催したイベントが、中心市街地の賑わいの創出に

つながるということは十分あり得ることである。

両者の役割は前述のとおり区分されてはいるが、現状では両者の事業を明確に線引きすることは難しい。しかし曖昧な状況では、事業に関わる支出をどちらが負担するのかといった議論も生じ得る。

そこで、イベントのように参加者を募る企画はDMOの事業とし、ICTパークの運営の基本方針の策定やIT関連企業の誘致といったソフト面の事業は協議会の事業とするといった棲み分けを設けることも考えられるであろう。

(2) 負担金の概算払いについて【指摘】

ICTパーク運営負担金は8月に交付決定金額の全額を概算払いしている。負担金概算払申請書によれば、概算払いが必要な理由を、「事業を実施するための資金が不足するため。」とされている。DMOが提出した資金収支計画書によれば、4月に他会計より2,000万円の繰り入れが行われて収入が発生しているが、それ以降、大きな事業収入等は見込まれておらず、施設管理費の支出が毎月一定程度発生することが見込まれている。そのため、概算払いが必要であることは間違いない。

しかし負担金の交付は、あくまでも負担金の額が確定した後において行うもの（交付要綱第17条）とされており、概算払いは特に必要があると認められるときに例外的に行われるものである（同第18条）。

DMOが提出した資金収支計画書によれば、8月に概算払いを行わないと資金が不足することは分かるが、全額である必要性は認められない。仮に600万円程度概算払いを減額したとしても、他の収入が見込まれる翌年2月までは資金が不足することはない。一方、概算払いの都度、申請書を受領し、支払手続きと振込手数料が発生することも事実であり、あまりに頻回な概算払いも望ましくはない。

概算払いは例外の取扱いなのであるから、真に必要な概算払いの金額はいくらか、概算払いの時期はいつが適切であるのか、十分な検討を行った上で概算払いを実行することが必要である。

第10 空港関連事業 (1)

● 空港管理費、空港整備費、空港対策費、空港車両等整備費

1 事業の概要

事業名	空港管理費、空港整備費、空港対策費、空港車両等整備費
所管部署	地域振興部

(1) 事業の内容

旭川空港の維持・管理のための事業を行う。詳細は次項以降で記載するが、旭川空港の運営は北海道エアポート株式会社に委託されている。その委託に対する支出と施設整備に対する支出が主なものである。

(2) 旭川空港について

① 沿革

旭川空港は、昭和41年6月30日に開港された。以下、旭川空港に関する主な沿革である。

日付	内容
昭和38年8月30日	旭川空港設置（第3種空港）について運輸大臣許可
昭和41年6月30日	旭川空港開港（滑走路：1,200メートル×30メートル、運用時間：午前9時から午後5時までの8時間）
昭和51年12月28日	飛行場施設変更（滑走路：2,000メートル×45メートル）について運輸大臣許可
昭和55年6月10日	第2種（B）空港に港格変更
昭和55年12月10日	旭川空港ビル株式会社設立
昭和57年9月20日	旭川空港ターミナルビル完成
昭和57年11月25日	滑走路2,000メートル×45メートル（グルーピング敷設）供用開始
昭和59年7月1日	空港運用時間を延長（午前8時から午後7時30分までの11時間30分）
昭和60年8月12日	グリーンポート（空港公園）完成
昭和61年4月1日	空港運用時間を変更（午前8時30分から午後8時までの11時間30分）

日付	内容
平成4年4月15日	旭川空港施設変更（滑走路2,500メートル×60メートルに拡張）について運輸大臣許可
平成9年2月1日	滑走路2,500メートル×60メートル（グルーピング敷設）供用開始
平成10年4月30日	旭川空港新貨物ターミナルビル完成
平成10年10月1日	平行誘導路3,330.5メートル×30メートル供用開始
平成10年10月10日	空港拡張整備（滑走路2,500メートル×60メートル拡張）事業完了し全面供用され、記念イベント実施
平成11年9月19日	グリーンポート（空港公園）リニューアルオープン
平成12年5月29日	旭川空港新旅客ターミナルビル完成
平成12年7月1日	空港運用時間を変更（午前8時から午後9時までの13時間）
平成16年10月1日	航空管制官が配置され、飛行場管制業務開始
平成18年6月8日	旭川空港旅客ターミナルビル国際線施設完成
平成20年6月18日	空港整備法及び航空法の一部改正（空港区分の見直し）により、拠点空港：特定地方管理空港（旧第2種（B）空港）となる
平成30年11月22日	旭川空港国際線ターミナルがオープン
令和元年10月31日	北海道エアポート株式会社と旭川空港運営事業等実施契約を締結
令和2年1月15日	北海道内7空港一体でのターミナルビル事業の民間委託開始
令和2年10月1日	北海道エアポート株式会社による空港運営事業開始
令和4年4月1日	北海道エアポート株式会社が旭川空港ビル株式会社を吸収合併

（旭川市 HP より抜粋、一部加筆）

空港は、空港法に基づき、空港の果たしている機能と設置・管理主体によって区分される。空港の果たしている機能で、拠点空港、地方管理空港、その他の空港などに区分され、設置・管理主体によって拠点空港はさらに会社管理空港、国管理空港、特定地方管理空港に区分される。それぞれの区分によって、空港整備費用と維持管理費用の国と地方公共団体の負担割合が異なってくる。

旭川空港は、特定地方管理空港であり、空港整備費用のうち基本施設については国が2/3、地方公共団体が1/3、維持管理費用は地方公共団体が全額負担することとなってい

る。

昭和 55 年から旭川空港ビル株式会社が旭川空港のターミナルビルの運営を行っていたが、令和 2 年 1 月にはターミナルビル事業を北海道エアポート株式会社（以下、「HAP」という。）に運営委託し、同年 10 月には HAP による空港運営事業も開始し、令和 4 年に HAP が旭川空港ビル株式会社を吸収合併した。

HAP は現在、道内 7 空港を運営している。HAP による事業が開始したとほぼ同時期に新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、その影響で空港の利用者は激減した。

令和 5 年度から空港利用者は復活してきているが、それまでの数年間は HAP にとっては想定外の事態であったと思われる。

旭川市と HAP の旭川空港運営事業等実施契約は、令和元年 10 月末に締結された。契約期間は令和元年 10 月 31 日から令和 31 年 10 月 30 日までの 30 年間で、運営等の内容は①空港運営等事業、②空港航空保安施設運営等事業、③環境対策事業、④その他附帯する事業となっている。

そもそも、道内 7 空港の一括運営は、空港運営事業を一括して委託するとともに、施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することを目的としている（北海道内 7 空港特定運営事業等 審査公表 令和元年 10 月 31 日より一部抜粋）。

国管理空港（新千歳、稚内、釧路、函館）、特定地方管理空港（旭川、帯広）、地方管理空港（女満別）と管理者が異なる空港の一括運営は全国初の試みである。

② 収支状況及び利用者数

旭川空港の現在の収支状況は公表されていない。HAP は空港別の収支状況は公表しておらず、契約上も公表する義務はないため、一括運営している 7 空港を合算した財務諸表のみ公表している。旭川市では旭川空港の収支に関する報告は受けているものの、HAP が運営している他の空港の収支状況は把握できない。

これは、関西国際空港などを一括運営している関西エアポート株式会社でも同様であり、運営している空港の個別収支は公表していない。

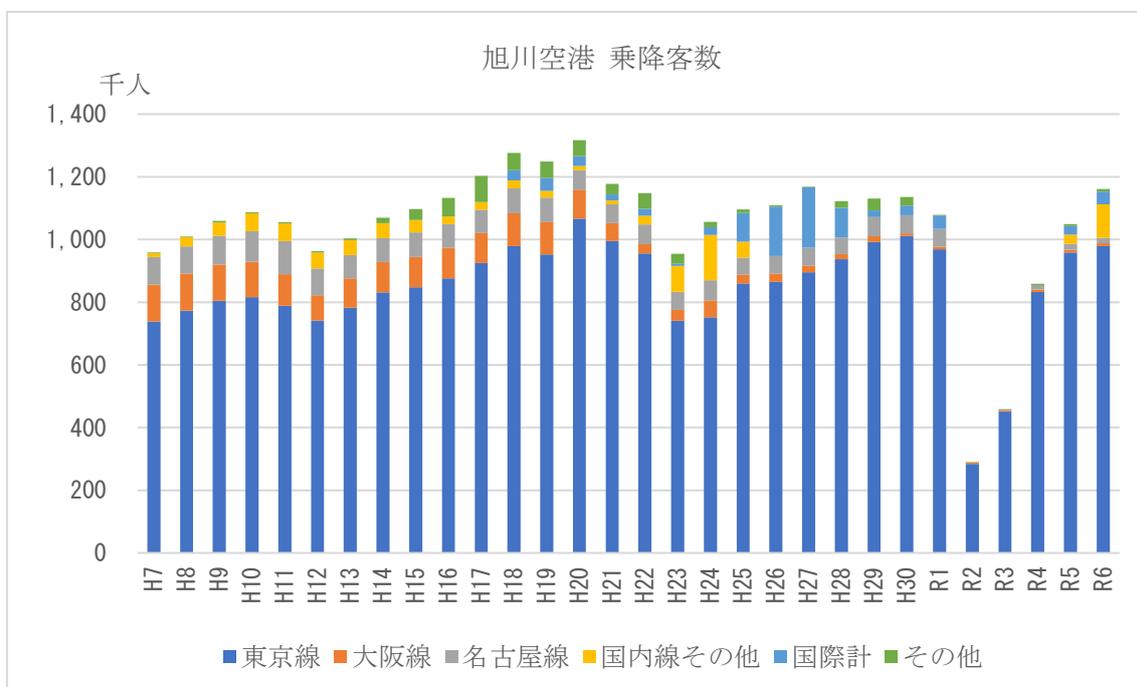
そのため、運営委託前後における旭川空港の収支も含めた空港事業全体の収支状況を比較することは出来ない。ただし、運営委託後の旭川空港の収支は HAP に属するものであり、旭川市が直接的に責任を負うべきものではないため、旭川市が直接負担する収支（運営委託後においては、旭川空港の収支を除く）の比較は、ある程度は行うことができる。

運営委託直前期である令和元年度の数値を基に比較すると、収入側は、旭川空港の運営によって得られる着陸料等収入などは運営委託後は生じないため、令和元年度の収入に計上されている着陸料等収入、行政財産使用料収入（土地、建物等の使用による使用料収入）及び雑収入（駐車場電気代収入等）の合計 418 百万円は減収となる。

一方、費用側は、空港施設等整備費（維持修繕工事費等）と空港車両等整備費については、運営委託後は運営委託先が負担するため旭川市の負担がなくなり、空港管理費は運営委託先が管理の大部分を担うため大幅に減少することとなる。それらの合計 1,080 百万円が削減された。

ただし、空港施設等整備費と空港車両等整備費は施設整備の内容と購入する車両によって大きく増減することから、年度による金額の振れ幅も大きいため、当試算はあくまで令和元年度を基準とした場合の金額である。

次に、利用者数の推移を記載する。旭川空港の利用者数の推移は下図のようになっている。



新型コロナウイルスの影響で、現時点で HAP へ運営委託したことによる効果を測ることは難しいが、東京線の乗降客数はほぼ新型コロナウイルスの発生前の水準まで回復している。一方、大阪線と名古屋線の乗降客数は平成 20 年以降減少傾向にあり、現在も少ないままとなっている。

現在、大阪線（伊丹空港）は 8 月のみの運航となっており、名古屋線（中部国際空港）は夏季と年末年始のみの運航となっている。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額及び

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

① 空港管理費

（単位：千円）

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	7,829	7,592	8,535
決算額	7,392	7,250	8,210

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
旅費	125	
水光熱費	301	
使用料賃料	3	
委託料	1,175	旭川空港運営事業等に関する総合アドバイザー業務委託料
負担金	142	
交付金	6,461	国有資産等所在市町村交付金
合計	8,210	

空港管理費の主な内訳は、委託料と交付金である。委託料は、北海道エアポート株式会社の事業運営をモニタリングする際の専門的な助言などに関する総合アドバイザー業務委託に関するものである。委託は一者特命随意契約であるが、委託先であるEY新日本有限責任監査法人は、旭川市とHAPの旭川空港運営事業等実施契約書等を策定するなど本事業に最も精通していることが一者特命随意契約の理由である。

EY新日本有限責任監査法人からの報告書を通査したところ、監査人は空港に関する専門的な事項に関して門外漢であるが、それでもかなり有益な内容であることは理解できた。そのため一者特命随意契約としていることに合理的な理由が認められる。

交付金は、旭川空港の所在地である東神楽町に対する交付金となっている。

② 空港対策費

（単位：千円）

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	19,341	19,041	4,041
決算額	1,295	14,506	1,240

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
委託料	1,199	旭川空港制限表面支障木伐採業務委託料
使用料及び賃借料	40	
合計	1,240	

空港対策費の主な内訳は、支障木伐採業務に対する委託料である。空港周辺では、一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があるため制限表面が設定されており、支障を来す木は伐採する必要がある。その伐採業務を委託しているものである。予算と決算額の乖離については、木の所有者との交渉の進捗により予定通りに伐採が行えないなどの理由による。委託業者は指名競争入札によって決定されている。

③ 空港整備費

(単位：千円)

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	939,992	870,884	443,250
決算額	472,002	738,911	429,221

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
旅費	557	
消耗印刷費	454	
通信費	199	
使用料及び賃借料	579	
工事請負費	146,410	旭川空港侵入警戒センサー電気設備その2工事
負担金	281,022	令和6年度旭川空港更新投資負担金(基本施設)
合計	429,221	

空港整備費の主な内訳は工事請負費と負担金である。工事請負費は、旭川空港侵入警戒センサー電気設備の新設工事である。北海道エアポート株式会社への運営委託後も新規

設備投資は旭川市で行うこととなっており、当該設備も旭川市の負担で建設している。工事請負先は、入札によって決定している。

負担金は、令和6年度旭川空港更新投資に対するものである。更新投資にかかる市の費用負担に関しては、旭川空港運営事業等実施契約書（以下、「契約書」という。）第39条において、市が一定金額を上限としてその費用を負担する旨規定されている。市負担の上限額は契約書の別紙において定められており、空港運営事業期間全体における上限額として、95億2千万円（消費税及び地方消費税は別）となっている。

④ 空港車両等整備費

（単位：千円）

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	35,341	21,116	17,604
決算額	35,340	21,115	17,603

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
備品購入費	17,603	除雪車等
合計	17,603	

HAPへの運営委託前に、北海道市町村備荒資金組合等から資金を借り入れて購入した車両を、HAPへの運営委託後にHAPへ譲渡している。借入金の返済は継続して旭川市が行っており、その返済額が当事業費となっている。運営委託後に新たに必要となった車両はHAPが購入している。

(3) 監査の結果と意見

特になし。

第11 空港関連事業 (2)

● 新規路線就航支援費

1 事業の概要

事業名	新規路線就航支援費
所管部署	地域振興部

(1) 事業の内容

旭川空港の新規路線の開設及び安定運航のための助成とその他付随する各種事業（人材確保対策、広告、イベント出展、マーケティング支援等）を実施する。新型コロナウイルスの影響が小さくなってきた令和5年度より、旭川空港への新規就航を支援するために始まった事業である。令和5年度はジェットスター・ジャパンの新規就航を支援している。令和5年12月15日から運航を開始し、旭川－成田線が定期便として設置された。基本的には一日に1往復で、期間限定で2往復に増便されている。令和6年度の利用客数は10万人を超えている。

新規就航に際しては、空港内のカウンター設置をはじめとした様々な開設費用がかかることや、降雪のある地域では雪対策の費用が余計にかかることから、新規就航を実現するためには初期段階での支援が重要となる。

ただし、運航が安定するまでの支援であるため、令和8年度までの事業となっている。

(2) 事業の成果指標と実績

※ 当事業は始期が令和5年度であるため、令和5年度と令和6年度のみ記載している。

項目名	単位	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値
新規路線の開設数	路線	1	1
旭川空港の乗降客数	人	1,049,553	1,160,750

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
予算	19,000	33,950
決算額	18,941	25,720

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	25,720	負担金
合計	25,720	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会負担金
根拠法令要綱等	旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会負担金交付要綱
交付先	旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会
負担金交付目的	旭川空港の新規路線の開設及び早期定着を図り、旭川空港圏域の経済発展に資することを目的とする。
対象経費と算定方法	負担金の対象となる経費は、委員会が行う負担事業に要する経費とし、交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費等を除くものとする。 負担金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。
負担金の額	25,720 千円

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度
収入内訳		
前年度繰越	—	—
市負担金・補助金	18,941	25,720
その他補助金・負担金	—	1,300
その他	—	1
収入合計	18,941	27,021
支出合計	18,941	26,964
次年度繰越	—	57

(5) 監査の結果と意見

特になし。

● 航空路線確保対策費

1 事業の概要

事業名	航空路線確保対策費
所管部署	地域振興部

(1) 事業の内容

国際便地上支援業務の実施体制の確保と旭川空港の利用拡大及び空港機能の充実に向けた事業、その他付随する各種事業（路線の維持確保・維持拡充に向けた PR、航空路線の利用拡大に向けた各種取組）への対策を行う。主な支出は、国際便地上支援業務実施業者に対する補助金と旭川空港利用拡大期成会への負担金である。

旭川空港利用拡大期成会は、旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡充促進を支援し、道北地域に於ける産業・経済・文化等の振興発展に資することを目的として設立されており、道北地域の経済団体及び事業に賛同する各種団体等をもって組織されている。

道内の他の空港でも同様の役割を果たす団体が存在している。

また、国際便地上支援業務の実施事業者に対する補助金交付は、令和 4 年度から始まっている。新型コロナウイルスの影響で令和 2 年から国際便が停止し、令和 5 年 2 月に韓国のチャーター機が着陸するまで国際便の発着は停止していた。その後、令和 5 年 5 月には台湾との国際定期便も復活した。

国際便が停止している間に、国際便復活を目指して誘致活動を行う中で、国際便の受入体制を確保しておく必要があったことから、事業者へ補助金を交付することで国際便の受入に精通している人材を確保し受入れ体制の安定をはかったものである。

なお、当補助金に関しては、HAP や北海道庁、空港所在自治体が連携して行う支援事業が開始することとなったため、令和 6 年度で終了している。

(2) 事業の成果指標と実績

当事業は、旭川空港利用拡大期成会への負担金と航空機地上支援業務補助金からなっており、それぞれの成果指標を記載する。

① 旭川空港利用拡大期成会負担金

項目名	単位	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績値	実績値	実績値
国内線乗降客数	人	856,911	1,016,701	1,112,834
国際線乗降客数	人	1,498	32,852	47,916

② 航空機地上支援業務補助金

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
国際線運航航空会社数	社	1	4	3
国際線運航路線数	路線	1	4	3

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	22,015	22,957	23,596
決算額	21,890	22,519	23,113

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
旅費	1,336	
委託料	95	
負担金、補助及び交付金	21,680	負担金 9,680、補助金 12,000
合計	23,113	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金については、全部で6つの団体に対して負担金を支出しているが、そのうち最も金額の大きい旭川空港利用拡大期成会への負担金について検討を行った。

① 負担金

負担金名称	旭川空港利用拡大期成会負担金
根拠法令要綱等	旭川空港利用拡大期成会負担金交付要綱
交付先	旭川空港利用拡大期成会
対象経費と算定方法	負担金の対象は、期成会の運営及び期成会が行う次の各号に掲げる事業に要する費用とする。ただし、飲食等を含む懇親会等の経費については対象としない。 (1) 旭川空港の利用拡大及び空港機能の充実に向けた事業 (2) 前号に付随する各種事業 負担金の額は、予算の範囲内において定める額とする

負担金の額	8,700 千円
-------	----------

② 補助金

補助金名称	航空機地上支援業務補助金
根拠法令要綱等	航空機地上支援業務補助金交付要綱
交付先	旭川空港において空港運送事業者が運航する航空機の地上支援業務を行う事業者
補助金交付目的	本邦航空運送事業者のみならず外国人国際航空運送事業者が運航する航空機（以下「国際便」という。）の受入れにも習熟した人員を確保するために要する経費に対して予算の範囲内で補助することにより、旭川空港における地上支援業務の体制確保を図る。
対象経費と算定方法	対象経費…運航支援業務、旅客業務及びランプサービス業務に配置した人員の人件費 補助率…補助対象経費の2分の1以内 補助限度額…600万円（ただし、それぞれの業務当たりの上限を200万円とする。）
補助金の額	12,000 千円
補助率	36.0%

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

① 負担金

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	848	1,248	1,904
市負担金・補助金	8,700	8,700	8,700
他自治体負担金	620	1,380	1,380
その他補助金・負担金	800	—	1,000
北海道補助金	2,000	2,600	3,000
その他	—	1,230	503
収入合計	12,968	15,158	16,487
支出合計	11,720	13,254	15,007
次年度繰越	1,248	1,904	1,480

② 補助金

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
市負担金・補助金	12,000	12,000	12,000
自己負担	17,583	20,150	21,368
収入合計	29,583	32,150	33,368
支出合計	29,583	32,150	33,368
次年度繰越	—	—	—

(5) 監査の結果と意見

① 負担金の概算払いについて【意見】

旭川空港利用拡大期成会に対する負担金は6月に全額を概算払いとしている。旭川市以外で負担金を支出している団体も同じように6月に全額を支払っている。

旭川空港利用拡大期成会では繰越金をそれほど持っていないため、事業実施のために概算払いが必要であることは間違いない。

ただし、負担金の交付はあくまで負担金の額を確定した後において行うもの(旭川空港利用拡大期成会負担金交付要綱 第9条)とされており、概算払いは特に必要があると認められるときに例外的に行われるものである(同 第10条)。

概算払いの申請書に添付されている収支計画を見たところ、6月に概算払いを行わないと資金が不足することは分かるが、全額である必要性は認められない。

新型コロナウイルスの時のように、空港の利用が極端に低下し、営業活動も行えないような事態が起こらないとは限らない。計画通りに事業を行えず、結果として負担金の戻入になるようなことは避けるべきであり、真に必要性が認められるときに概算払いが行われるべきである。

一方、概算払いの都度、申請書を受領し、支払手続きと振込手数料が発生することも事実であるため、あまりに頻回な概算払いも望ましくはない。

旭川市空港利用拡大期成会の事業は、航空会社で実施される事業の時期にも左右されるため、計画と異なる時期に支出が必要となる場合もあることから、6月に全額を支払っているとのことであるが、旭川空港利用拡大期成会に対する負担金は、長い間6月に全額を概算払いする事務が続いているので、一度、概算払いの時期について検討すべきと思われる。

② 補助金評価表の補助金単位コストについて

旭川空港利用拡大期成会負担金に関する補助金評価表の補助金単位コストであるが、人件費の基礎となる人工は集計された結果ではなく、感覚的な数値となっており、また、

受益対象者数として旭川市の人口を使用しているが、それが適正であるかも分からない。少なくとも結果として算出される補助金単位コストにどのような意味があるのかは不明である。補助金（負担金）としての成果は、成果指標としている乗降客数で十分であり、現在のような記載であるならば、補助金単位コストは必要ないと思われ、補助金単位コストを継続して記載するのであれば、目標値を定めるなどの補助金単位コストの意味付けが必要になると思われる。ただし、当事業だけで記載をやめることは出来ず、補助金等評価表全体での見直しが必要と思われるため、当事業としての個別意見とはしていない。

第12 北の恵み食べマルシェ開催負担金

1 事業の概要

事業名	北の恵み食べマルシェ開催負担金
所管部署	経済部

(1) 事業の内容

『北の恵み 食べマルシェ』は、旭川市開村 120 年を記念し、多彩で豊かな食の供給基地である道北地方・旭川市の魅力を広く発信することなどを目的に、2010 年に始まったイベントである。北北海道地域の各自治体及び交流都市などから地域自慢の食を一堂に集めた食の市場（マルシェ）として、本市中心市街地を会場に開催し、中心市街地の活性化や賑わいの創出を図っている。

毎年、9 月の敬老の日を含む 3 日間に開催され、令和 6 年度は 9 月 14 日から 16 日を会期として開催された。出店者数は 254 者で市外の出店者が半数超の 129 者となっている。

「さっぽろオータムフェスト（札幌市）」、「はこだてグルメサーカス（令和 7 年度より「グルメワンダーパーク函館」に名称変更）（函館市）」、「とちまちマルシェ（帯広市）」と並び、北海道の四大グルメイベントとなっている。

(2) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績値	実績値	実績値
経済波及効果	千円	2,619,584	2,930,092	3,202,425
売上	千円	127,171	172,481	198,169

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

支出額	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算	48,800	48,800	41,835
決算額	48,800	48,800	41,835

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	41,835	負担金
合計	41,835	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	北の恵み 食べマルシェ実行委員会負担金
根拠法令要綱等	北の恵み 食べマルシェ実行委員会負担金交付要綱
交付先	北の恵み 食べマルシェ実行委員会
負担金交付目的	「北の恵み 食べマルシェ」の開催及び当該イベントに関わる事業の実施
対象経費と算定方法	負担金の対象は、実行委員会が実施する「北の恵み 食べマルシェ」開催事業及びこれに付随する関連事業に要する費用とする。 負担金の額は、予算の範囲内において定める額とする。
負担金の額	41,835 千円

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	625	7,743	2,221
市負担金・補助金	48,800	48,800	41,835
その他補助金・負担金	1,000	1,900	1,840
協賛金	5,780	7,040	7,659
事業収入	17,907	14,221	14,734
その他	0	0	8
収入合計	74,112	79,704	68,297
支出合計	66,369	77,483	59,759
次年度繰越	7,743	2,221	8,538

3 監査の結果と意見

(1) 継続可能性について【意見】

下表は、令和4年度から令和6年度までの市負担額の一般財源と特定財源の内訳と収

入全体に占める市の補助率の推移である。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市補助率 (%)	65.8	61.2	61.3
一般財源 (千円)	16,950	25,800	26,800
特定財源 (千円)	31,850	23,000	15,035

当事業では、収入に占める旭川市の負担金の割合が6割超と高い比率となっている。また、令和4年度から令和6年度にかけて、特定財源が大幅に減少している。特定財源は「まちなか活性化事業基金」からの充当によるものであり、「まちなか活性化事業基金」は、ふるさと納税や一般寄付金の積立によっている。

「まちなか活性化事業基金」の残高は減少しており、令和6年度末には、200万円にまで減少している。そのため、令和7年度の予算において、当事業への特定財源の充当はなかった。

年度	基金残高
令和元年度	3,427万円
令和2年度	5,016万円
令和3年度	4,943万円
令和4年度	2,833万円
令和5年度	939万円
令和6年度	200万円

今後も持続可能なイベントとするためには、負担金の割合を減らしていけるよう協賛金の増額や事業収入（出店料等）の増額が必要となるが、協賛金に関しては、当事業は食に関連するイベントのため、協賛企業の範囲に限られる傾向にあること、さらに、昨今の経済状況等から、協賛企業の増加や協賛金の増額は厳しい状況にある。

事業収入の出店料は令和7年度に18,000円増額し110,000円となったが、出店料の増額は出店者の減少を招きかねないため、値上げには慎重を要する。

このままでは協賛金も減少し、イベントの開催自体が困難になる可能性もある。

現在の協賛企業は、ガス会社、飲料メーカー、建設会社、IT企業、小売業、食品製造業であるが、それらの業種と競合しない新たな業種、例えば調理器具や家電のメーカーや、直接「食」に関係していなくても地元のイベントを支える趣旨で金融機関やホテルなどの新たな業種からの協賛獲得や、協賛企業の広告効果が上がるような取組などを推進し、旭川市の負担割合や負担金額を増加せずとも継続していけるような事業となるよう検討を継続すべきである。

(2) 委託先の選定に関する入札方法について【意見】

当事業の支出のうち会場設営費・運営費は重要な金額を占めている。その会場設営・運営の主要な業務は委託によっている。委託先は入札によって決定しており、委託先は平成27年度から変わっていない。

入札の際の予定価格は、委員会で積算して算出することが原則であるが、特殊な事例などで委員会での算出が困難な場合には、業者から見積書を入手し、それを基に積算して予定価格を決定することができる。

当事業の入札における予定価格は、委員会での算出が困難なため前年度の委託先である業者から見積書を入手し、その見積書のみを主な根拠として算出されている。

委託の業務内容は、特定のイベントの会場設置・運営で特殊性があることから、委員会独自での積算が困難であることは理解できるが、現に業務を委託していた業者からのみ見積書を入手し、それを主な根拠として予定価格を算出していることは望ましい事務とは言えない。

結果としては、予定価格内で最も入札金額の低い者が前年度の委託先であったということで、委員会としては特に利益を損ねている状態には見えないかもしれないが、現在の予定価格の算出方法では、入札において最も重要視されるべき公平性や信頼性が保たれているとは言い難い。

見積書を他の業者からも入手し、前年度の委託先からの見積書と大きな乖離があるようであれば、その原因を調査し、前年度の委託先の見積書が過度に廉価になっていないかを確認することも必要であると思われる。また、10年以上も同じ業者が委託先となっていることはイベントの運営方法の固定化につながる可能性もあることや、特定の業者のみにノウハウが蓄積され、何らかの事情で現在の委託先における業務継続が困難になった際に、イベント自体の継続が危ぶまれる状況に陥る可能性もある。

入札における公平性と信頼性が保たれるよう、見積書の依頼方法や入手した見積書の検証などを再考すべきと考える。

また、北海道の四大グルメイベントの一つである函館市の「グルメワンダーパーク函館」では、令和7年度からイベントコンセプトや開催内容を見直したことを契機とし、事業の企画運営業務を公募型プロポーザル方式によって選定している。

公募型プロポーザル方式を採用すると委託費が高くなる可能性は否めないものの、企画運営方法が新しくなることで、新たな協賛が得られたり、来場者数が増えることで出店料を増額しても出店者が集まるようになれば、事業収入も増やしたりすることができる。そのため、価格面だけでなく、イベントへの提案力や技術力を競う公募型プロポーザルでの委託先選定も一考に値すると思われる。

(3) 補助金の成果指標について【意見】

補助金の成果指標として経済波及効果と売上を用いている。

令和4年度から令和6年度の各指標は下表のとおりである。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経済波及効果（千円）	2,619,584	2,930,092	3,202,425
売上（千円）	127,171	172,481	198,169

売上は出店者の売上の合算であり、成果指標として分かりやすく過年度からの推移を表すことに一定の利用価値があると思われる。一方、経済波及効果については、それが何を表す数値なのか分かりづらい。総務省統計局のホームページでは、経済波及効果とは、「ある産業に新たな需要が生じ、その需要に対応する生産活動が拡大すると、原材料や資材などの取引や消費活動を通じ、他の産業に次々と、水面に投げた石が波紋を起こすように多方面へ影響を及ぼす、この過程のこと。」とある。

旭川市では、食べマルシェの第1回目から財政課が作成した計算式に則って、経済波及効果を算出している。実際に経済波及効果の計算式を確認したが、かなり複雑な計算を行って算出される数値であり、それが何を意味しているのかを簡単には理解できない。また、目標値として利用するには計算式が複雑であり、数式に使う各数値を仮定することも困難である。

それでも、担当部局で数値の算出過程を理解し、達成すべき数値や目標値まで定められて利用されていれば問題はないが、数値を算出することで終わってしまっているのが現状である。

成果指標は実績の推移を把握することも重要であるが、目標値があつて、達成率を確認していくことも同じように重要である。また、補助金評価表は公表されており、市民が見たときの分かりやすさも大切である。

以上のことから、成果指標について、補助金の効果をより把握できるものに変更することも検討すべきである。

(4) 補助金評価表の補助金単位コストについて【意見】

補助金評価表に必ず記載される項目に補助金単位コストがある。補助金単位コストは、市負担額（一般財源＋特定財源＋人件費＋その他事務費）を受益対象者数で除して算出される。一般財源と特定財源は実際の負担額であるが、人件費に関しては、当事業に関わった職員の人工に年度ごとに定められる正職員1名当たりの人件費を乗じて計算される。

当事業では人工が0.1となっており、旭川市の正職員の年間所定労働時間2,015時間（7時間45分×52週で計算）を基に計算すると201時間程度ということになり、日数では26日間程度となる。

しかし、実際の市の職員の負担はこの程度で済んでいるとは思われない。実際に集計を行っている訳ではないとのことで正確な時間数は集計できないが、まだまだ多くの時間を割いていると思われる。

また、補助金単位コストの分母に当たる受益対象者数であるが、当事業では旭川市の人

口を用いている。当事業は農業や食関連産業の販路を開拓するとともに、中心市街地の活性化を目指して行われていることから、旭川市全体の人口を受益者として用いている。当事業のようなイベントで、受益対象者数に何を用いるのが最も適切であるかは難しい点ではある。

結果として算出された補助金単位コストであるが、当事業では令和 4 年度から令和 6 年度で 152 円、154 円、134 円となっている。この数値が意味することは、令和 6 年度であれば市民一人当たり 134 円の負担で当事業を開催したという事実であるが、それが望ましい水準であるのか過大なのか、今後どのように推移していくことが想定されているのかは何も分からない。

実際に、担当部局においても、補助金単位コストの目標値や適正值は設定していないとのことである。補助金単位コストは下がっていけばいいという訳でもない。補助金単位コストが同水準で推移していても、イベントの規模が大きくなっていくことはあり得るし、補助金単位コストが下がっても、イベント自体も縮小されて売上高も減少していくこともあり得る。

当事業のように人工も受益者も適正な数値が明確でない場合には、無理に補助金単位コストを算出する必要はないように思われるため、補助金単位コストを任意記載とすることも考えられる。

(5) 繰越金残高について【意見】

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会の令和 6 年度の繰越金残高は 8 百万円を超えている。収入と支出が必ずしも一致するわけではなく、事業を継続するためにはある程度の繰越金が必要であることから、一定程度の繰越金が生じることは問題ない。ただし、繰越金が多額になることは望ましくない。基本的には補助金は対象年度内に執行することが原則であり、翌年度への繰越は想定されていない。

繰越金の適正（許容）額がいくらかを明示することは難しいが、令和 6 年度は補助金交付額の 2 割を超え、総事業費の 1 割も超えている。金額も 8 百万円超となっており、残高として多額になっている感は否めない。

繰越金が過大にならないためには、交付申請の際の予算の精度を上げることが必要であるが、当事業に関しては、予算申請時ではイベントの具体的な内容も定まっておらず、出店者も募集前であるため、予算の精度をさらに上げることは難しい。

また、特定財源も乏しくなる中、次年度の財源の調整弁として、ある程度の繰越金を保有したいとの思いもあるであろう。

補助金交付事業の繰越金に関しては、旭川市として一律の明確な基準やルールは設けられていないが、例えば鈴鹿市の補助金等交付基準では、補助金等判断基準の中の「必要性」として、「繰越金が、補助金額の 10%を超えている場合には減点」とされている。

現状、補助金や負担金交付事業の繰越金に関して規制されるものはなく、また事業ごと

に状況は異なるため一律に規定することは困難であろうが、個別の事業ごとに必要な繰越金の目安を想定し、繰越金が過大にならないよう、また多額の繰越金が常態化することがないように注視することが必要である。

(6) 消費税について

北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会は消費税課税事業者となっている。令和6年度の交付要綱では、消費税申告書の提出は規定されていない。ただし、消費税申告に係る事務を市の職員が担当していたため、令和6年度分の消費税申告書は保管されていた。交付要綱における消費税申告書の提出に関しては、令和7年度に負担金交付要綱が改訂され、仕入控除税額報告書によって報告すべきことが規定された。

消費税は原則課税方式によって計算されている。消費税の計算事務に関しては総論で記載しており、特に追加して記載すべきことはないため、個別の意見とはしていない。

(7) 負担金の対象となる経費の範囲について【指摘】

「北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会負担金交付要綱」では、費用負担の対象として「負担金の対象は、実行委員会が実施する「北の恵み あさひかわ食べマルシェ」開催事業及びこれに付随する関連事業に要する費用とする。」とされており、対象から除外される費用は規定されていない。

しかし、「旭川市補助金交付基準」では以下のように規定されており、懇親会費等については補助の対象としないことが原則である。(なお、「旭川市補助金交付基準」における補助金には、一定の負担金も含まれることが規定されている。)

2 交付額等の基準

補助内容の確定に当たっては、次の事項を考慮すること。

(1) 対象経費

ア 事業費

(ア) 事業実施のための事前の調査研究や研修に係る経費や懇親会費等は、補助の対象としない。ただし、地場産業の振興のための製品開発、市勢発展に寄与する人材の育成に対する補助など、調査研究や研修に要する経費自体を補助対象とするものは除く。なお、補助額算定に当たっては、一定の上限額を設けること。

(イ) 事業の受益者（大会の参加者も含む。）に、受益に応じた適正な負担の有無を確認し、受益者負担額分を減額して補助額を決定すること。また、受益に応じた負担を求めるべきであると考えられる場合は、負担の有無にかかわらず、こうしたことを考慮して補助額を決定すること。

イ 運営費

運営費については、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は、補助の対象としないこと。ただし、会議等における必要な茶菓、食事に関する経費は対象とすることはできるが、一定の上限額を設けることとし、真にやむを得ないものに限ること。

当要綱で懇親会費等を補助対象経費から除外する旨の規定がないことについて、補助金評価表において「対象経費は食ベマルシェ開催事業及び関連事業であるが、食ベマルシェに出店する道外からの交流都市等との親睦会費・記念品など、事業を実施するに当たり必要と認められる場合は、一部食糧費も対象経費としている。」との記載がある。

交流都市等との親睦会費や記念品などに関しては、あくまでも例外的に対象経費となるだけであり、そうであれば要綱上は原則として懇親会費等は対象経費から除外する旨の規定を設けて、ただし書きとして例外規定を設けるべきである。

(8) 特定の収入が充当される経費について【指摘】

補助金又は負担金交付要綱の対象経費について、他の交付要綱では物販収入などの特定の収入がある場合には、それが充てられる経費は交付対象経費から除く旨規定されているが、「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会負担金交付要綱」にはその規定がない。

現在の要綱だと、特定の収入があっても、対象経費のすべてが負担金交付の対象となってしまう、収入で賄われている部分まで対象となり得る。当事業では、出店者から出店料を徴収しており、それが特定の収入に該当すると思われる。

実際には、特定の収入で賄われている経費分まで負担金が支払われていることはないが、特定の収入が充てられる経費は交付対象経費から除くように要綱を修正する必要があると思われる。

第13 冬季観光促進費

1 事業の概要

事業名	冬季観光促進費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

1960年から60年以上続き北海道の冬を代表する大イベントの1つである旭川冬まつりと、旭川冬まつりと同時に開催される日本国内で唯一実施されている公式大会である氷彫刻世界大会の開催負担金が主なものとなっている。

旭川冬まつりは、豪雪地帯の旭川の大量の雪を使って、子どもたちにも大人にも夢と希望のつまった元気で力のある雪の像を作ろうという声から始まったものであり、会場には世界最大級の大雪像（メイン雪像は幅140m×高さ20m）をはじめ、市民が有志で作った雪像が並ぶ。（旭川冬まつり公式ホームページより）

（↓第66回大雪像は、「大阪・関西万博」のキャラクター「ミャクミャク」や旭川と関わりの深い様々な動物たちが描かれている。）



大雪像の制作には例年陸上自衛隊の協力を得ている。

同時開催される氷彫刻世界大会は、国内唯一の氷彫刻の国際大会であり、全国から選抜された選手に加えて海外からの参加もある。個人戦では、氷柱（1m×53cm×26cm、重さ約135kg）8本を使って、38時間で制作する。

(↓ 第 66 回冬まつりと同時開催された氷彫刻世界大会の個人の部最優秀賞作品)



また、冬まつり会場では、旭川市及び道北の特色ある食材・物産を楽しめるグルメゾーン「冬マルシェ」を設置し、40 店舗が軒を連ねて各国や地域の食を提供している。

(2) 事業の成果指標と実績

① 旭川冬まつり

項目名	単位	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績値	実績値	実績値
観光客動員数	人	496,000	915,000	823,000
観光客宿泊延数	人	672,800	974,200	1,031,600

② 氷彫刻世界大会

項目名	単位	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績値	実績値	実績値
観光客動員数	人	496,000	915,000	823,000

旭川冬まつりと氷彫刻世界大会は同時に開催されているため、観光客動員数は同じ数値となっている。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	10,920	75,758	79,090
決算額	10,556	75,707	75,458

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
報酬	670	会計年度任用職員給与
手当	54	会計年度任用職員期末手当
報償費	22	氷彫刻世界大会
旅費	92	氷彫刻夏季大会旅費 34、会計年度任用職員旅費 58
消耗印刷費	44	事務用品
使用料及び賃借料	29	コピー機使用料
負担金、補助金及び交付金	74,547	旭川冬まつり開催負担金 68,327 氷彫刻世界大会開催補助金 5,600 氷彫刻推進補助金 620
合計	75,458	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

① 旭川冬まつり開催負担金

負担金名称	旭川冬まつり開催負担金
根拠法令要綱等	旭川冬まつり開催負担金交付要綱
交付先	旭川冬まつり実行委員会
負担金交付目的	観光客の誘致及び関連事業をはじめとする地域経済の活性化
対象経費と算定方法	負担金の交付の対象となる経費（以下「負担対象経費」という。）は、負担金の交付の対象となる事業（以下「負担事業」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費及び旭川市が補助金、負担金等を交付している他団体への負担金などは除く。 (1) 会場費 電気・重機・給水工事費、警備・清掃経費、会場

	<p>維持費、車両・暖房器具費等</p> <p>(2) 雪像制作費 雪像制作経費、雪像看板制作費、車両燃料費等</p> <p>(3) 氷像制作費 氷像制作経費、氷像看板制作費等</p> <p>(4) 宣伝行事費 イベント委託経費、イベント経費、各種行事経費分担金、各種印刷物作成費、歓迎塔・アーチ費等</p> <p>(5) 総務費 人件費、通信運搬費、保険料、総会・企画委員会費等</p> <p>2 前項の負担対象経費のうち、実行委員会が管理・運営する特定の事業による収入がある場合は、当該事業費よりその収入を差し引いた額を負担対象経費とする。</p> <p>負担金の額は、負担対象経費の100分の90以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。</p>
負担金の額	68,327 千円

② 氷彫刻世界大会開催補助金

補助金名称	氷彫刻世界大会開催補助金
根拠法令要綱等	氷彫刻世界大会開催補助金交付要綱
交付先	氷彫刻世界大会実行委員会
補助金交付目的	旭川冬まつりとの同時開催により、他地域と差別化された冬季観光イベントとして観光客を誘致する。
対象経費と算定方法	<p>対象経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、飲食費、懇親会費、公認料及び賞金を除く。</p> <p>(1) 会場費 会場設営費（台座制作費・氷代・照明費・看板等備品費等）、人件費等</p> <p>(2) 氷彫刻制作費 選手及び役員の旅費・宿泊費、分担金等</p> <p>(3) 行事費 前夜祭・表彰式会場費、表彰費等</p> <p>(4) 事務局費 会議費、保険料等</p> <p>補助金の額は、上記補助対象経費の100分の50以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。</p>
補助対象事業に要する経費	19,285,386 円
補助金の額	5,600,000 円
補助率	29.0%

③ 氷彫刻推進補助金

補助金名称	氷彫刻推進補助金
根拠法令要綱等	氷彫刻推進補助金交付要綱
交付先	特定非営利活動法人日本氷彫刻会
補助金交付目的	氷彫刻技術向上と氷彫刻文化の向上を通じ、氷彫刻のメッカとして旭川をPRし、旭川冬まつりの内容充実及び観光客増加に結び付ける。
対象経費と算定方法	<p>対象経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、市が補助金及び負担金を交付している事業・団体への補助金及び負担金、並びに交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、賞金等を除く。</p> <p>(1) 賃金 人件費等 (2) 報償費 表彰費等 (3) 旅費 海外派遣費、旅費・交通費、審査員招聘経費等 (4) 大会運営費 夏季大会運営費 (5) 組織運営費 会議費、総会費、通信運搬費、事務所賃借料、会費負担金、印刷費、代書（筆耕）費、備品費、資材費等 (6) 委託費 機関誌発行費用等</p> <p>上記のうち、日本氷彫刻会が管理・運営する事務・事業で、特定の収入が充当される経費については、対象外とする。</p> <p>補助金の額は、上記補助対象経費の2分の1以内とし、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。</p>
補助対象事業に要する経費	13,753,277 円
補助金の額	620,000 円
補助率	4.1%

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

① 旭川冬まつり開催負担金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	5,708	6,329	2,167
市負担金・補助金	60,446	68,608	68,328
その他補助金・負担金	4,500	10,745	5,385
協賛金	13,032	13,646	14,365
事業収入	2,317	17,487	14,797
その他	73	43	62
収入合計	86,076	116,858	105,104
支出合計	79,747	114,691	103,888
次年度繰越	6,329	2,167	1,216

② 氷彫刻世界大会開催補助金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	—	—	—
市負担金・補助金	5,600	5,600	5,600
協議会負担	1,407	2,830	2,670
自己資金	3,276	10,466	8,785
広告協賛金	1,455	2,585	1,730
その他	500	500	500
収入合計	12,238	21,981	19,285
支出合計	12,238	21,981	19,285
次年度繰越	—	—	—

③ 氷彫刻推進補助金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	1,499	1,705	1,596
市負担金・補助金	620	620	620
協議会負担	4,034	4,778	4,694
参加料	140	4,432	7,650
技能認定料	177	240	66
その他	2,364	68	632

収入合計	8,834	11,843	15,258
支出合計	7,129	10,247	13,753
次年度繰越	1,705	1,596	1,505

3 監査の結果と意見

(1) 過年度における旭川市包括外部監査の指摘及び意見について

令和元年度の包括外部監査で氷彫刻世界大会開催補助金に対して三つの指摘及び意見が記載されていた。

一つ目は、補助対象経費に金額根拠の明確ではない公認料が含まれる点につき、金額根拠の明確でないものは含めるべきでない旨の指摘があった。これについては、現在、公認料は補助対象経費から除外されており、適切に対応がなされていた。

二つ目は、賞金を補助対象経費としていることについて、補助金交付目的である観光客誘致と地域イメージの向上に直接的に結びつかないとして補助対象経費から除外すべきとの意見があった。これについても、現在、賞金は補助対象経費から除外されており、適切に対応がなされていた。

三つ目は、補助対象経費の積算間違いについての指摘であったが、今回はそのような積算間違いは発見されていない。

以上、令和元年度の包括外部監査における指摘及び意見については、全て適切に対応がされていたことを確認した。

(2) 報酬の勤務時間集計誤りについて【指摘】

冬まつりのパート従業員に対する時間外勤務手当について時間集計と支給額の正確性を確認したところ、時間集計に誤りがあり支給額が1時間分過少となっていた。

時間外勤務に関しては、パート従業員が時間外勤務等命令票に手書きで時間外勤務時間を記入し、それをもとに職員が時間外勤務時間を集計している。

今回の誤りの原因は、時間外勤務等命令票に日ごとに手書きで記入された時間外勤務時間を集計する際に計算を誤ったためである。ダブルチェックを行う等の対応で防止できるものであるから、今後は必要な防止策を講じるべきである。

なお、当パート従業員には速やかに不足分の支払を行う予定である。

(3) 入札における予定価格について【意見】

冬まつりの仮設電気設備設置業務委託の入札において、予定価格を決定する際の参考見積を前年度の委託先に依頼して入手している。

イベントにおける仮設電気設備設置という特殊な業務であり、委員会でも積算を行っているものの、参考として委託先業者からも見積書を入手している。

予定価格は、委託先から提出を受けた見積の内容を主たる根拠として算出しており、他

の事業者からも見積りの提出を受けるなどの対応はされていない。

業務の特殊性もあり、委員会で算出した積算価格のみを基に予定価格を算出することが困難であることは想像に難くないものの、現に前年度において業務を実施している委託先から見積書の提出を受けて、それを主な根拠として予定価格を算出すれば、前年度の委託先に有利な入札となってしまう。実際、見積書を作成した前年度の委託先である業者が落札するという状態が継続している。

結果としては、予定価格の範囲内で最も安価で契約できているため、委員会にとっては不都合がないように思えるが、入札の最も重要な要素の一つである公平性が保たれているとは言い難い。

他の業者に見積書を依頼するとしても、見積書の作成は負担の大きな作業となるため十分な配慮も欠かせないところではあるが、現状の事務手続きを改善できる余地がないかを検討することは必要と思われる。

(4) 一者特命随意契約について【意見】

冬まつりの重機業務委託契約は一者特命随意契約となっている。

契約に関しては、地方自治法第 234 条で「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされ、同条第 2 項で「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。この条文内の政令で定める場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 で具体的に決められており、第 2 項で「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とある。

随意契約はあくまで例外的な取扱いであるため、旭川市では随意契約の方法により締結することを予定している契約については、一定事項を公表するものとされている。

冬まつりの重機業務委託契約は、契約の主体は旭川冬まつり実行委員会であり、これらの法令等が直接適用されるわけではないため、当該契約に関しても公表はされていない。しかし、市の補助率が高く、実質的に市の行政の一部を担っていると考えられる団体に関しては、公共性が高いことから、一定程度の説明責任を有するものと考えられる。

当契約においては、起案の中で一者特命随意契約とすることの理由が詳細に記載されている。かなり詳細な記載となっており、要約すると「旭川冬まつりの大雪像は、国内に類例のない特殊工法による制作であり、雪上での高所作業、気象条件への対応、自衛隊との連携など高度な専門性と経験を要する。契約先は、昭和 61 年以降継続して本業務を担ってきており、限られた期間内に安全かつ確実な履行が可能な唯一の業者である。」との記載となっている。

理由の説明は詳細な記載となっており、一定程度の説明責任を果たしているとは思わ

れるが、たとえば補助率の高い団体における一者特命随意契約の金額が大きなものに関しては、何らかの方法により契約の概要と一者特命随意契約としている理由を公表していくことも今後の課題と考えられる。

当該業務は、実際に特殊な業務であることは理解できるものの、特殊な業務であるがゆえに、当該事業者が何らかの理由で業務を継続できなくなった場合、旭川市の冬の一大イベントである冬まつりの開催に支障を来すおそれがある。現時点では、一者特命随意契約が最も適した契約方法だとしても、他の事業者による実施の可能性については継続して検討していく必要がある。

(5) 補助金評価表の項目について

補助金評価表に必ず記載される項目に補助金単位コストがある。補助金単位コストは、 $(\text{総事業費} + \text{旭川市職員の人件費等}) \div \text{受益対象者数}$ で算出される。

旭川市職員の人件費は、当事業に関わった職員の人工に年度ごとに定められている人件費を乗じて算出される。また、受益対象者数は事業ごとに相応しい数値が採用される。

旭川冬まつり開催負担金では、人工は2.2、受益対象者数は旭川冬まつり動員数が採られており、氷彫刻世界大会開催補助金では、人工は0.2、受益対象者数は旭川冬まつり動員数が採られている。

算出された補助金単位コストは、旭川冬まつり開催負担金で令和4年度157円、令和5年度94円、令和6年度105円となっており、氷彫刻世界大会開催補助金では、令和4年度14円、令和5年度8円、令和6年度9円となっている。

このように算出された補助金単位コストであるが、どのように活用されているかが不明である。担当部局においても目標値などは定められておらず、算出された数値が適正なものであるのか、改善を要するものであるのかも分からない。また、人件費を算出するための人工は、集計しているわけではなくおおよその数値であるため、正確性に欠ける。

補助金等評価表に記載欄があるゆえに数値を埋めているだけの作業になっている。意味のない数値であれば記載自体をやめることも検討すべきと思われる。ただし、当事業だけで記載をやめることは出来ず、補助金等評価表全体での見直しが必要と思われるため、当事業としての個別意見とはしていない。

(6) 氷彫刻推進補助金の補助金対象事業における支出項目について【意見】

補助金対象事業の決算書の支出項目に定期預金という項目がある。

他の口座預金への預入れが支出として認められてしまえば、旭川市に提出される決算書では見えないところで補助金交付先団体の資金が増えて、結果として補助金がなくても団体運営や事業に支障がないのに補助金を支出することになる可能性がある。

補助金は、補助対象経費に交付要綱で定められた割合を乗じた金額以内であれば交付することは可能であるが、資金に余裕のある団体や事業に補助金を支出する必要はない。

補助金交付先の実態を示すためにも、預金への預入れは支出項目として認めず、繰越金として処理するか、または何らかの目的を達するために定期預金口座に振り替えているならば、その口座に関する情報も報告を求めべきである。

(7) 冬まつり実行委員会の消費税について

実行委員会は令和 6 年度から課税事業者となっているが、令和 6 年度の消費税申告書は提出されていない。消費税の申告まで終了して、決算が終了したと言えるので、今後は消費税の納税申告書の提出も求めるべきである。この点、令和 7 年度からは負担金交付要綱が改訂され、仕入控除税額報告書によって報告すべきことが規定された。

冬まつり実行委員会は消費税の計算を原則課税方式で行っている。簡易課税方式よりも納税額が少ないためであるが、そのための事務負担は相当であり、また、税制改正が度々行われる現状で、職員が作りこんだ表計算ソフトを利用した消費税の計算では誤りの発生する可能性も高くなる。

この点については、他の事業でも同様の意見があるため、個別意見とはしていない。

(8) 氷彫刻推進補助金の必要額について【意見】

氷彫刻推進補助金については、上記(6)で記載した定期預金への預入れを支出と処理したとしても、なお繰越金が 150 万円となっており支出総額の 1 割を超えている。事業の継続性の確保からある程度の繰越金を有することは必要であり、支出総額の 1 割が多額であるとは一律には言い切れない。

しかし、繰越金が補助金額の 2 倍超になっていることから、補助金がなくても資金がマイナスになることはなかったということである。また、補助金額が支出総額に占める割合は 4%程度であり、補助金額も 62 万円と多くないことから、そもそも補助金がなければ運営が困難と言えるのかも疑問が残る。

補助金額の適正額を一律に示すことは困難であるが、旭川市補助金交付基準では、運営費の補助金の交付対象は「団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合とする。」と規定されている。

特定非営利活動法人日本氷彫刻会においては、年会費と賛助会費はある程度安定した収入と捉えられ、それらの収入で運営が継続できる状態を目指すべきである。必要な補助金の交付は否定されないが、旭川市からの補助金の額はしばらく 62 万円で推移しているため、補助金額の適正性を見直すことが必要である。

(9) 氷彫刻推進補助金における事業期間と補助金交付期間の相違について【意見】

事業者の事業期間（1 月 1 日から 12 月 31 日）と補助金交付対象期間（4 月 1 日から 12 月 31 日）が相違している。補助金は交付決定以後の支出しか対象経費とできないため、補助金交付対象期間の開始を 1 月 1 日とすることができない。

現状、補助金の交付対象経費の集計においては、1月から3月の分は控除されており計算自体に問題はない。また、補助金対象期間と団体の会計年度それぞれの決算書も提出されており、現状においては特に指摘すべき事項はない。ただし、1月1日から3月31日までの補助金対象期間外があることで、恣意的に決算数値を操作できる余地があることは否めないため、今後も二つの決算書で期間区分の妥当性を確認する必要がある。

また補助金等評価表の補助対象事業の収支状況は交付先団体の会計年度である1月1日から12月31日の実績が記載されており、補助金交付対象期間（4月1日から12月31日）の実績とはなっていない。

この点、補助金交付対象期間（4月1日から12月31日）の収支状況を記載すると当期末（12月31日）の繰越金が翌期首の繰越金と一致せず（当期末の繰越金に1月から3月までの収支を加味した繰越金が翌期首4月1日時点の繰越金となるため）、表としての連続性が保てない。

補助金等評価表に補助金交付対象期間と異なる収支状況の記載であることを注記するか、補助金交付先の特定非営利活動法人日本氷彫刻会（以下、「彫刻会」という。）に4月1日から3月31日までの収支を作成してもらって提出を受けることも考えられる。彫刻会としては、二つの収支を作成する手間は増えるが、現状としても1月から3月の収支は除いて収支報告をしており、月単位での集計は出来ているから、それほど過度な負担にならずに作成できると思われる。

(10) 冬まつりの補助金等評価表の成果指標について【意見】

冬まつりの補助金等評価表の成果指標は観光動員数と観光客宿泊延数となっている。観光動員数は冬まつりの入場者延人数であり、成果指標として意義のある数値である。一方、観光客宿泊延数は、1年間の宿泊延数となっており、必ずしも冬まつりの成果指標として適切とは言えない。月別の宿泊延数も集計しているとのことなので、冬まつりが影響すると思われる1月、2月の宿泊延数とした方が冬まつりの成果指標としてより相応しいと考える。

(11) 氷彫刻世界大会実行委員会の決算について【意見】

氷彫刻世界大会実行委員会の主要な構成員は北海道新聞社であり、事務なども北海道新聞社が担っている。

氷彫刻世界大会の決算において繰越金は生じていない。収入と支出の差額が繰越金となるはずであるが、収入と支出が同額になるように北海道新聞社の負担金を調整している。つまり、予算どおりに北海道新聞社が負担金を支出すると繰越金が生じる場合（収入＞支出）には、予算よりも北海道新聞社の負担金を減らして収支均衡（収入＝支出）とし、逆に収入より支出が多くなってしまいう場合には、北海道新聞社が予算額よりも多く負担金を支出している。

北海道新聞社が主な構成員であるとしても、実行委員会は別組織であるから、北海道新聞社だけで収支の調整を行うことは望ましいとは言えない。

北海道新聞社の負担金の金額が予算通りであったとしても、当事業年度における経費の金額が変わるわけではないので、旭川市の補助金の金額には基本的に影響はないものの、北海道新聞社の負担金が予算通りに支出され繰越金が発生した結果、実行委員会の資金に余裕が生じ、次年度の旭川市の補助金を減額しても支障がないことも想定できなくはない。

ただし、実行委員会として資金的な余裕があるわけではないので、旭川市の負担を減らすことができるという観点よりも、実行委員会が独立した組織として運営されていることを明確にするために、差額の調整を当事業年度内で一者のみで行う事務は改善すべきである。

北海道新聞社の創意工夫や運営努力により繰越金が生じた場合には、その旨を決算報告において明確にし、次年度における大会の質の向上や北海道新聞社の協賛金を減らすなどの方法で調整すべきである。

第14 旭川市スポーツ協会補助金

1 事業の概要

事業名	スポーツ大会開催負担金・補助金
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

旭川ハーフマラソン、バーサーロペット・ジャパンにおける事業運営を円滑にするために、大会運営に係る人件費を当事業で支弁することとなった。令和5年度以前は、バーサーロペット・ジャパン開催負担金の中でまとめて支弁していたが、旭川ハーフマラソン事業に係る人件費が混入してしまうのは望ましいことではない。

また、各種大会事業にて予算を割り当て支給したとしても、最終的にはほぼ同額が旭川市スポーツ協会に人件費補助として支給されるものであり、当補助事業を設け、直接旭川市スポーツ協会へ支給されることで、事務効率が確保されるという観点から、令和6年度より設けられた事業である。

このように、当事業を創設し人件費を支給することで、円滑なスポーツ大会運営を図るものである。

(2) 事業の必要性

事業の必要性はあるものと判断する。当事業を創設することで、バーサーロペット・ジャパン開催負担金の中にハーフマラソンの人件費が混入するという事案を防ぐことにもなる。また、スポーツ大会人件費の支払を迅速に行うことも可能になると考えられる。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
ハーフマラソン大会参加者数	人	962	2,225	3,483
バーサーロペット・ジャパン大会参加者数	人	1,276	1,364	1,432

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	—	—	18,800
決算額	—	—	18,800

特定財源	—	—	11,804
一般財源	—	—	6,996

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	18,800	
合計	18,800	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

補助金名称	公益財団法人旭川市スポーツ協会補助金
根拠法令要綱等	公益財団法人旭川市スポーツ協会補助金交付要綱
交付先	公益財団法人旭川市スポーツ協会
補助金交付目的	スポーツ大会の運営等に係る人件費を支弁することにより、スポーツ大会の円滑な実施を図り、市民のスポーツ推進を図る。
対象経費と算定方法	スポーツ大会の運営等に要した人件費で、予算の範囲内。 補助対象経費は、スポーツ大会の運営等に要した人件費（市長が派遣した職員は除く。）のうち、役員報酬、給与、手当、賃金、福利厚生費、旅費交通費、雇用保険料及び社会保険料とする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は除く。 補助金の額は、補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。
補助対象事業に要する経費	19,134,000円
補助金の額	18,800,000円
補助率	98.3%

3 監査の結果と意見

成果指標の妥当性について【指摘】

現在設定されている成果指標は、必ずしも補助金額の効果を測定するうえで適切とは言えないと考える。こちらの補助金は、ハーフマラソン大会、及びバーサーロペット・ジャパン大会にて発生する、スポーツ協会の人件費の補助であるが、大会参加人数の大小をもって、当補助金の成果を計測するのは適切ではないと考える。特に、ここでの評価においては、より多くの参加者を、より少ない人数、または、より少ない人件費でカバーできたかといった、事業の効率性を評価できる指標とすることが重要だと考える。

例えば、人件費/大会参加者数といった、参加者1人当たり人件費を成果指標として掲

げ、その指標が減少することをもって、効率的に運営できたと評価することができる。

よって、参加者数のみをもって、事業の有効性を評価するのは難しいと思われるため、成果指標の見直しが必要である。

第15 旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金

1 事業の概要

事業名	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

当事業は、スポーツ競技人口の増加や競技力の向上、地域の活性化を図るため、スポーツ合宿等の誘致活動を行うとともに選手・関係者へのサポート体制や合宿環境等の充実、全市的な歓迎の気運醸成に取り組むことを目的とする。

主な活動内容は、以下の通りである。

- ・ スポーツ大会や合宿の誘致活動に関すること
- ・ スポーツ観光に関すること
- ・ スポーツ大会や合宿の受入れ及び体制づくり等に関すること
- ・ その他、協議会で必要と認めたこと

令和6年度事業計画より、具体的な事業内容は以下の通りである。

① 合宿等

(ア) 慶應義塾体育会野球部旭川合宿

実施内容：交流戦野球教室等の市民交流事業

(イ) 近代3種世界選手権大会強化合宿

実施内容：強化合宿の他、オリンピックを招いての近代5種体験教室

(ウ) 合宿誘致活動

レスリング女子やパラノルディックスキー、スノーボード、パワーリフティング等について、地元競技団体等と連携し、合宿誘致・受入を行う。

(エ) 広報宣伝等

合宿誘致の推進及び旭川市の知名度向上を図るためのPRを行う。

② 大会等

(ア) 1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭

場所：花咲スポーツ公園陸上競技場

(イ) 第44回北海道障がい者冬季スポーツ大会

場所：カムイスキーリンクス

③ パリオリンピック・パラリンピック関係

(ア) 応援イベント

実施内容：本市出身オリンピック出場選手の競技時に、パブリックビューイング等の応援イベントを行う。

(イ) 凱旋イベント

実施内容：本市出身のオリンピック出場選手が帰郷した際に、旭川市内においてパレード等のイベントを行う。

なお、こちらの凱旋イベントの中で、北口榛花選手凱旋パレードについては、別の事業にて予算を設け、支出されている。

(2) 事業の必要性

当事業は、スポーツを通じた地域活性化を目的として行われている。スポーツと地域活性化の関連は、統計的なことは言えないが、スポーツ競技人口の増加により旭川市民の健康増進へつながり、地域の活気に紐づく可能性があると言える。

また、スポーツ競技を行う者において、アスリートの練習風景の視察や、交流イベントの開催は、学びの機会として有用なものであると考えられる。

更に、道外・市外のスポーツ選手を誘致することで、旭川市の観光PRにもつながるものと考えられる。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
スポーツ合宿者数	人	6,045	2,258	3,724

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	8,543	8,368	8,339
決算額	4,403	4,289	7,637
特定財源	650	0	0
一般財源	3,753	4,289	7,637

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	7,637	
合計	7,637	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金
根拠法令要綱等	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金交付要綱
交付先	旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会
負担金交付目的	スポーツ合宿等の誘致活動を行うとともに、選手・関係者へのサポート体制や合宿環境等の充実を図る。
対象経費と算定方法	スポーツ合宿誘致等の実施に要する経費とする。ただし、交際費、食糧費は負担対象経費から除くこととするが、負担金の交付を受けて行う事業の目的を達成するため真にやむを得ないものに限り負担対象経費とする。 負担金の額は、負担対象経費から当該経費に係るその他の負担金並びに協賛金等の額を控除した額を上限とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。
負担金の額	7,636,269円

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	2,545	2,545	2,545
市負担金・補助金	4,402	4,288	7,636
その他補助金・負担金	300	300	2,100
協賛金	—	—	—
広告料	—	—	—
雑収入	—	—	3
その他	—	—	—
収入合計	7,248	7,134	12,285
支出合計	4,702	4,588	9,739

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
次年度繰越	2,545	2,545	2,545

3 監査の結果と意見

(1) 委任先団体の会長が市長となっている体制について【意見】

旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会（以下、「協議会」という。）の会長が旭川市長となっており、旭川市が発行する委任状の委任者と受任者が同一人物となっている。ただし、委任状を取り交わした後は、旭川市長とは別の協議会事務局長が窓口となり、手続きが進められているため、この点に関してはコンプライアンス上問題はない。

今後も引き続き、旭川市と協議会間で委任状を取り交わすとともに、協議会での手続き・支払処理は旭川市長以外の者が行うということで徹底継続していただきたい。

(2) 成果指標の追加について【意見】

成果指標について、スポーツ合宿者数の他に、スポーツ合宿環境の充実度を測れる指標の設定を検討すべきである。当該負担金の交付目的として、「スポーツ合宿等の誘致活動を行うとともに、選手・関係者へのサポート体制や合宿環境等の充実を図る。」と評価表にて公表されている。

この点、合宿者数はスポーツ合宿の活性化を図るものとして有用な成果指標と判断できるが、選手・関係者へのサポート体制や合宿環境等の充実度を計測する指標としては、不十分である。合宿者の満足度などをアンケートを実施して、合宿者にとって、旭川市へのスポーツ合宿のサポート体制の充実度を数値化するなどして、成果指標と紐づけることで、当負担金の有効性をより高めることにつながると思う。

令和7年度において、本負担金を活用した補助金の交付対象団体に対し、合宿終了後にアンケート調査を実施したとのことであった。これらの結果から、満足度を数値化して成果指標へつなげることが望まれる。

第16 北口榛花選手凱旋パレード事業

1 事業の概要

事業名	北口榛花選手凱旋パレード事業
所管部署	観光スポーツ部



出典：北口榛花選手凱旋パレード実施報告書

(1) 事業の内容

旭川市の北口榛花選手凱旋パレード事業は、金メダル獲得という歴史的快挙を市民全体で祝福し、地域の誇りと一体感を高めるために企画された記念事業である。

(a) 開催目的

旭川市出身で陸上女子やり投げにおいて日本女子初の金メダルを獲得した北口榛花選手の偉業を称え、市民・地域社会が一体となって祝福する場を創出することを目的としています。

(b) 開催日時・場所

日時：令和6年（2024年）10月13日（日）

セレモニー：10:30～10:45（旭川市役所総合庁舎特設ステージ）

パレード：11:00～11:30（旭川平和通買物公園、約900m区間）

場所：旭川市中心部（7条通～宮下通手前まで）。

(c) 主催団体

北口榛花選手凱旋パレード実行委員会

（旭川市、旭川商工会議所、旭川観光コンベンション協会、（公財）旭川市スポーツ協会、道北陸上競技協会、旭川東高等学校同窓会、旭川平和通買物公園企画委員会）。

(d) 事業内容の具体的取組

セレモニー：市長による歓迎挨拶、北口選手本人からの結果報告、市民栄誉賞授与。

パレード：母校・旭川東高等学校吹奏楽部の演奏、陸上部員による横断幕先導、市民や観光客と共に祝福の行進。

安全管理：交通規制（午前10時～正午）、警備員・スタッフによる誘導、混雑緩和対策。

資金調達：クラウドファンディングや募金箱設置による市民参加型の運営資金確保。

広報活動：商店街によるポスター掲示、公式チャンネルでの動画配信、メディア取材対応。

(e) 事業の意義

地域の誇りの醸成：世界的な舞台での快挙を市民全体で共有し、旭川市の歴史に残る一日を創出。

スポーツ振興：若年層への刺激や地域スポーツ活動の活性化につながる。

観光・経済効果：市外・道外からの来訪者を呼び込み、商店街や地域経済の活性化を促進。

市民参加型事業：クラウドファンディングや募金を通じて、市民が主体的に関わるこ

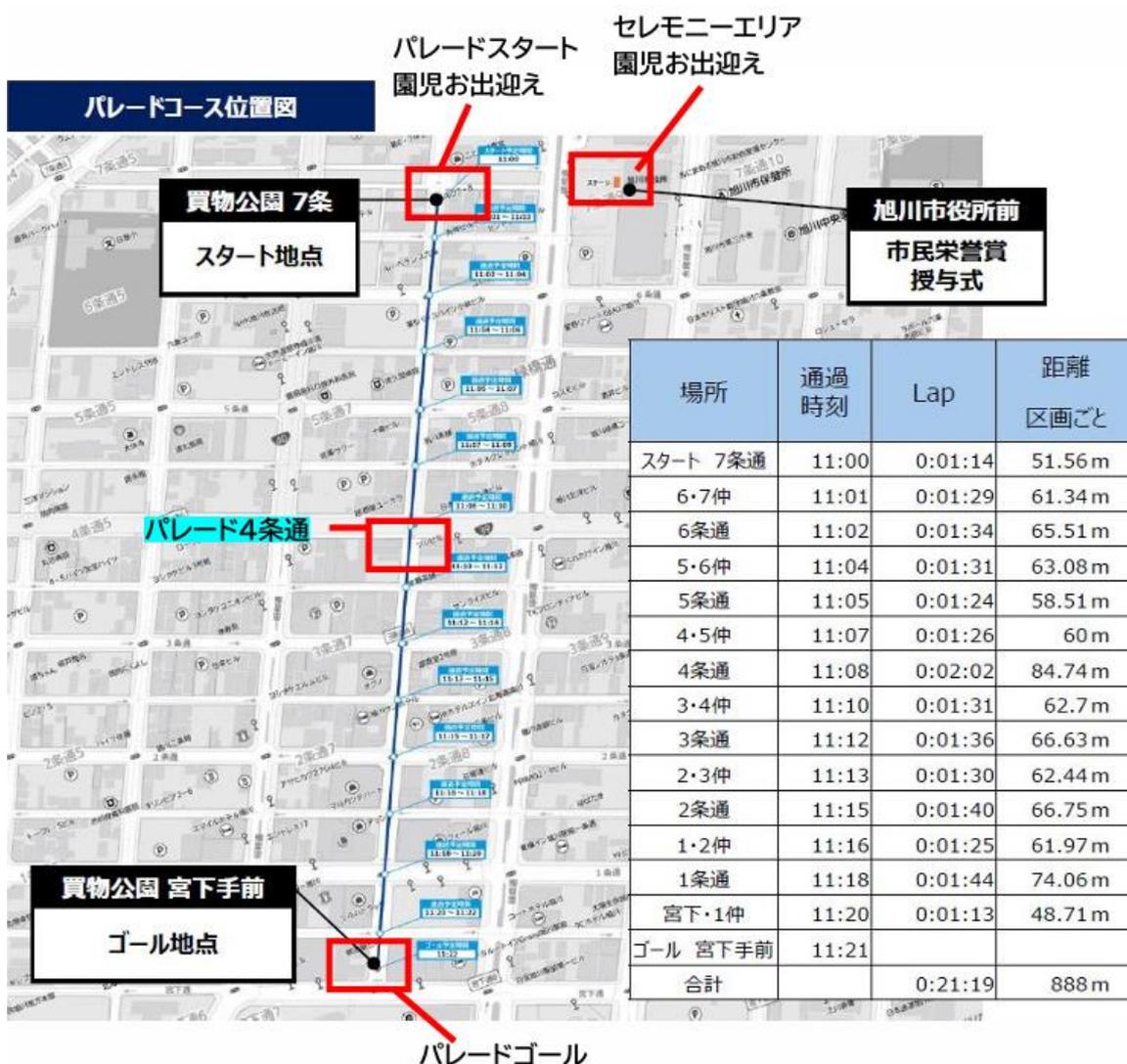
とで一体感を強化。

この事業は単なる祝賀イベントにとどまらず、「地域の誇りを共有し、未来の世代に夢をつなぐ」という意義を持つ総合的なまちづくり事業と位置付けられている。

(f) パレード開催に当たっての開催基準

オリンピックにおける金メダル獲得を凱旋パレードの開催の基準としており、今回凱旋パレードが実施されたものである。

凱旋パレードのコースは以下の通りである。



(出典：旭川市 HP より 1003_凱旋パレードメディア向け資料 抜粋)

(2) 事業の必要性

当事業は必要性のあるものと判断する。

旭川市では、スポーツによる地域活性化に力を入れている。旭川市スポーツ推進計画を掲げて取り組んでいるところである。北口榛花選手によるパリオリンピックでのやり投げ金メダルの獲得は、旭川市民にとっての誇りとなっており、北口榛花選手を間近で観覧することができることは、旭川市民へのスポーツ機運を高めることにもつながる。また、北口榛花選手のファンは旭川市外にもおり、凱旋パレードの観覧と併せて旭川観光にもつながる。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
観覧者数	人	—	—	48,000

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	—	—	15,900
決算額			13,364
特定財源	—	—	0
一般財源	—	—	13,364

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	13,364	
合計	13,364	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	北口榛花選手凱旋パレード実行委員会負担金
根拠法令要綱等	北口榛花選手凱旋パレード実行委員会負担金交付要綱
交付先	北口榛花選手凱旋パレード実行委員会
負担金交付目的	パリ 2024 オリンピックの金メダリストである北口榛花選手の凱旋パレードを円滑に実施するため
対象経費と算定方法	負担金の交付の対象となる経費の範囲は、パレードの実施のために必要な業務に要する経費とする。ただし、交際費、食糧費は負担対象経費から除くこととするが、負担金の交付を受けて行う事業の目的を達成するため真にやむを得ないものに限り負担対象経費とする。 負担金の額は、負担対象経費から当該経費に係るその他の負担金及び協賛金等の額を控除した額を上限とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。
負担金の額	13,363,130 円

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

単位：千円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	—	—	—
市負担金・補助金	—	—	13,363
その他補助金・負担金	—	—	3,000
協賛金	—	—	2,505
広告料	—	—	—
雑収入	—	—	1
その他	—	—	490
収入合計	—	—	19,360
支出合計	—	—	19,360
次年度繰越	—	—	0

3 監査の結果と意見

関係書類の通査と、旭川市観光スポーツ部スポーツ推進課へのヒアリング実施の結果、交付要綱に基づき適正に運用されていた。よって、指摘・意見はない。

第17 バーサーロペット・ジャパン開催負担金

1 事業の概要

事業名	バーサーロペット・ジャパン開催負担金
所管部署	観光スポーツ部



出典：バーサーロペット・ジャパン公式 HP 内

(1) 事業の内容

バーサーロペット・ジャパンとは、旭川市で毎年3月に開催される、クロスカン트리スキー大会である。当クロスカントリスキー大会の開催に際して、旭川市より負担金を拠出し、大会運営が行われているものである。

当大会は、1981年（昭和56年）3月21日に第1回目が開催され、当時の参加者数は1,800人という規模であった。バーサーロペットはスウェーデンにて1922年に発祥した大会であり、旭川でもバーサーロペットのような大会を開催したいという熱意に基づき、スタートしたイベントとなっている。

第2回大会では、国際スキー連盟（FIS）の公認を得て、国際大会に認定された。1984年（昭和59年）の第4回大会では、参加者が10,000人を超える規模に拡大している。

1990年（平成2年）第10回大会では、スウェーデンからカール16世グスタフ国王が来日している。

2007年（平成19年）第27回大会から、開催日を2日間とし、クロスカントリースキージャンプと歩くスキーを分離したほか、幼児を対象としたミニロケットや競馬場の周回コースを利用したスプリントリレー等のレースが盛り込まれている。

2012年（平成24年）第32回大会から、歩くスキー会場を旭川駅近くで発着する北彩都特設コースへ変更している。

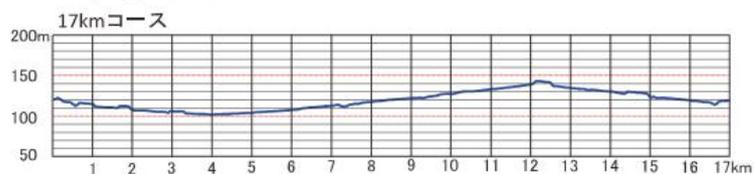
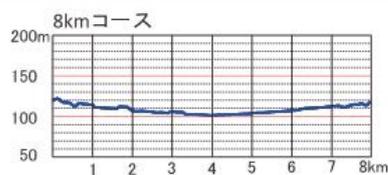
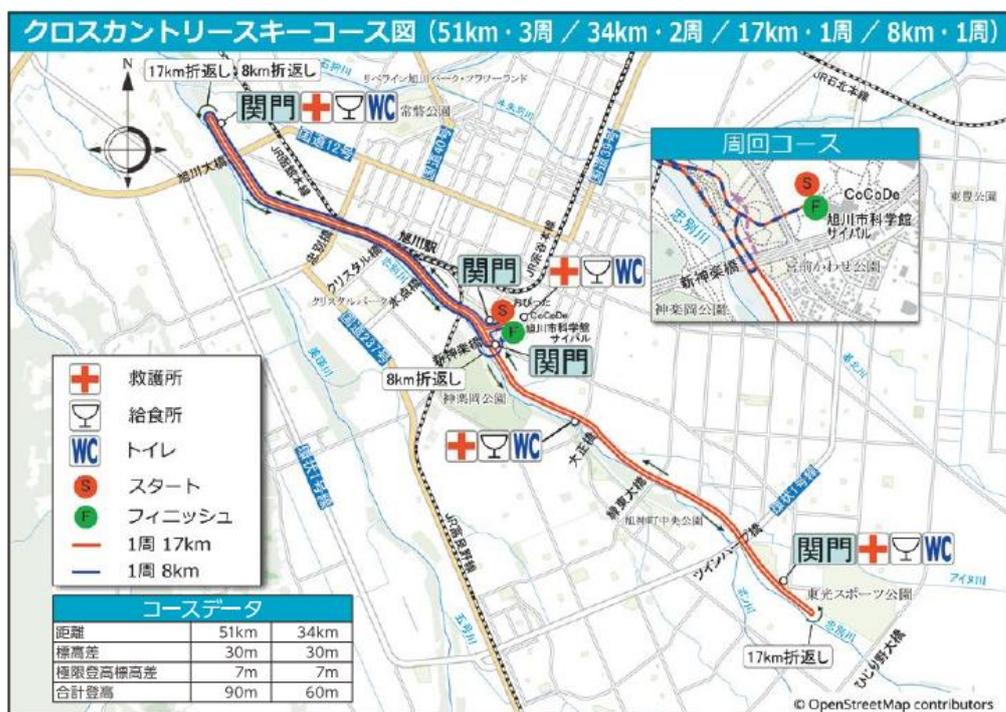
2020年（令和2年）～2022年（令和4年）は、新型コロナウイルス感染拡大による影響で中止となっている。

第45回バーサーロケット・ジャパンの詳細は以下の通りとなっている。

開催日	令和7年3月8日(土)～9日(日)																																																																			
開催受付期間	令和6年12月16日～令和7年2月3日																																																																			
申込方法	インターネットによる申し込み																																																																			
参加費	<p>① クロスカントリー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>参加資格</th> <th>距離</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">クロスカントリー</td> <td>16歳以上の男性</td> <td>51km</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>16歳以上の女性</td> <td>34km</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>16歳～59歳</td> <td>17km</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>17km</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>16歳以上</td> <td>17km</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>16歳以上</td> <td>8km</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>8km</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>8km</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：70歳以上は3,500円</p> <p>② 歩くスキー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>参加資格</th> <th>距離</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">歩くスキー</td> <td>一般</td> <td>11km</td> <td>4,000円(※2)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4.5km</td> <td>3,500円(※3)</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>11km</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4.5km</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>11km</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>4.5km</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ミニロケット</td> <td>小学3年生以下</td> <td>1km</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>1km</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>引率者</td> <td>1km</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：70歳以上は3,000円 ※3：70歳以上は2,500円</p>			種目	参加資格	距離	金額	クロスカントリー	16歳以上の男性	51km	5,500円	16歳以上の女性	34km	5,000円	16歳～59歳	17km	4,500円	60歳以上	17km	4,500円	16歳以上	17km	4,500円	16歳以上	8km	4,000円	中学生	8km	2,500円	小学生	8km	1,500円	種目	参加資格	距離	金額	歩くスキー	一般	11km	4,000円(※2)	〃	4.5km	3,500円(※3)	高校生	11km	2,500円	〃	4.5km	2,000円	中学生	11km	1,500円	〃	4.5km	1,000円	未就学児		無料	ミニロケット	小学3年生以下	1km	500円	未就学児	1km	無料	引率者	1km	500円
種目	参加資格	距離	金額																																																																	
クロスカントリー	16歳以上の男性	51km	5,500円																																																																	
	16歳以上の女性	34km	5,000円																																																																	
	16歳～59歳	17km	4,500円																																																																	
	60歳以上	17km	4,500円																																																																	
	16歳以上	17km	4,500円																																																																	
	16歳以上	8km	4,000円																																																																	
	中学生	8km	2,500円																																																																	
	小学生	8km	1,500円																																																																	
種目	参加資格	距離	金額																																																																	
歩くスキー	一般	11km	4,000円(※2)																																																																	
	〃	4.5km	3,500円(※3)																																																																	
	高校生	11km	2,500円																																																																	
	〃	4.5km	2,000円																																																																	
	中学生	11km	1,500円																																																																	
	〃	4.5km	1,000円																																																																	
	未就学児		無料																																																																	
ミニロケット	小学3年生以下	1km	500円																																																																	
	未就学児	1km	無料																																																																	
	引率者	1km	500円																																																																	

	③ スーパースプリント																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>参加資格</th> <th>距離</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スーパースプリント</td> <td>一般</td> <td>80m</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>80m</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>小学生4～6年</td> <td>70m</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>小学生1～3年</td> <td>70m</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シットスキー</td> <td>一般クラス</td> <td>80m</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ビギナズクラス</td> <td>70m</td> <td>1,000円(※4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4:小・中学生は700円</p>	種目	参加資格	距離	金額	スーパースプリント	一般	80m	1,000円	中学生	80m	700円	小学生4～6年	70m	700円	小学生1～3年	70m	700円	シットスキー	一般クラス	80m	1,000円	ビギナズクラス	70m	1,000円(※4)																																								
種目	参加資格	距離	金額																																																														
スーパースプリント	一般	80m	1,000円																																																														
	中学生	80m	700円																																																														
	小学生4～6年	70m	700円																																																														
	小学生1～3年	70m	700円																																																														
シットスキー	一般クラス	80m	1,000円																																																														
	ビギナズクラス	70m	1,000円(※4)																																																														
参加者数の推移 単位：人	<p>① 種目別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目名</th> <th>第44回</th> <th>第45回</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者合計</td> <td>1,364</td> <td>1,432</td> <td>+68</td> </tr> <tr> <td>クロスカントリー</td> <td>458</td> <td>491</td> <td>+33</td> </tr> <tr> <td>スーパースプリント</td> <td>31</td> <td>39</td> <td>+8</td> </tr> <tr> <td>歩くスキー</td> <td>685</td> <td>705</td> <td>+20</td> </tr> <tr> <td>ミニロケット</td> <td>190</td> <td>197</td> <td>+7</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 地域別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者地域</th> <th>第44回</th> <th>第45回</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道外</td> <td>64</td> <td>81</td> <td>+17</td> </tr> <tr> <td>道内</td> <td>434</td> <td>472</td> <td>+38</td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>866</td> <td>879</td> <td>+13</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 年齢別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加者年齢</th> <th>第44回</th> <th>第45回</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児</td> <td>113</td> <td>117</td> <td>+4</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>171</td> <td>194</td> <td>+23</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>62</td> <td>46</td> <td>△16</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>+13</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,006</td> <td>1,050</td> <td>+44</td> </tr> </tbody> </table>	種目名	第44回	第45回	比較	参加者合計	1,364	1,432	+68	クロスカントリー	458	491	+33	スーパースプリント	31	39	+8	歩くスキー	685	705	+20	ミニロケット	190	197	+7	参加者地域	第44回	第45回	比較	道外	64	81	+17	道内	434	472	+38	市内	866	879	+13	参加者年齢	第44回	第45回	比較	幼児	113	117	+4	小学生	171	194	+23	中学生	62	46	△16	高校生	12	25	+13	一般	1,006	1,050	+44
種目名	第44回	第45回	比較																																																														
参加者合計	1,364	1,432	+68																																																														
クロスカントリー	458	491	+33																																																														
スーパースプリント	31	39	+8																																																														
歩くスキー	685	705	+20																																																														
ミニロケット	190	197	+7																																																														
参加者地域	第44回	第45回	比較																																																														
道外	64	81	+17																																																														
道内	434	472	+38																																																														
市内	866	879	+13																																																														
参加者年齢	第44回	第45回	比較																																																														
幼児	113	117	+4																																																														
小学生	171	194	+23																																																														
中学生	62	46	△16																																																														
高校生	12	25	+13																																																														
一般	1,006	1,050	+44																																																														

なお、コースの詳細は、以下の通りである。



※大会日、気象条件などによりコースが一部変更になる場合があります。

出典：バーサーロペット・ジャパン大会プログラム

会場図



出典：バーサーロペット・ジャパン大会プログラム

なお、バーサーロペット・ジャパンにおいては、クロスカントリー大会だけではなく、4つの事業が併せて運営されているので、ここで紹介しておく。

① バーサーロペット・ジャパン基金協会事業

大会運営の遂行に必要な協賛金を維持するため、様々な企業に募る他、市内数か所に募金箱を設置する。

こちらの基金協会は、旭川商工会議所が主に運営主体となっている。

② 国際バーサーロペット交流委員会事業

「花いっぱい運動」として、「青少年文化交流事業」実施のために広く協賛を募り、市内各所にフラワーポットを設置している。

事業目的は、次代を担う青少年を対象に、4か国（スウェーデン、アメリカ、中国、日本（旭川））の文化や人々とのふれあい（ホームステイ）を通じて国際友好親善の絆を深めることを趣旨に青少年文化交流事業を実施し、その海外派遣や旭川市での受け入れ費用の一部とするためである。

なお、この国際バーサーロペット交流委員会では、当委員会での収支管理がなされており、収支が黒字の場合には、繰越金として翌期の支出に当てている。

③ 国際バーサーロペット交流事業

3年に1度、「バーサーロペット」を冠する大会開催国の代表者が集まり、相互の交流を図るとともに、今後のバーサーロペットの在り方について方向性を定める会議を開催する。

ホスト国は、各国で交代制となっており、令和6年度は中国がホスト国となっている。

④ スキー用具貸出事業

市内の小中学校を対象にクロスカンリースキー用具を無料で貸し出し、冬季スポーツの普及と低年齢層のスキー人口の拡充を図り、本大会への参加者増に繋げることを目的に実施している。

運営に当たっては、バーサーロペット・ジャパン組織委員会へ委任している。

(2) 事業の必要性

第45回と回数を重ね、旭川市内での伝統ある大会となっている。

参加者には、旭川市外の人もあり、旭川市での食や観光へのつながりも推測される。今後、参加者の増加という課題は有するものの、旭川市の魅力のPRにつながっているものと考えられることから、事業の必要性はあるものとする。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
大会参加者数	人	1,276	1,364	1,432

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	38,000	36,400	16,800
決算額	38,000	36,400	16,800
特定財源	20,500	12,500	16,800
一般財源	17,500	23,900	0

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金	16,800	
合計	16,800	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	バーサーロペット・ジャパン開催負担金							
根拠法令要綱等	バーサーロペット・ジャパン開催負担金交付要綱							
交付先	バーサーロペット・ジャパン組織委員会							
負担金交付目的	バーサーロペット・ジャパン開催に当たって、大会の安全で円滑な運営と参加者に対する良好なサービスの提供のため							
対象経費と算定方法	<p>大会運営に要する経費。ただし、慶弔費及び懇親会費を除き交際費及び飲食費は、なお、組織委員会の設立目的と密接に関連する経費として次表に掲げるものに限るものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担対象経費とするもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交際費</td> <td>国際交流事業に係る記念品等の購入に係る経費</td> </tr> <tr> <td>飲食費</td> <td> 1 総会，実行委員会（各部会を含む。）のほか競技役員による会議等における必要な茶菓，食事に係る経費 2 参加者用給食サービスに係る経費 3 競技役員やスタッフへの必要な茶菓，食事に係る経費 4 選手及びTD並びに外国公館員招へいに係る経費 </td> </tr> </tbody> </table> <p>負担金の額は、負担対象経費から当該経費に係る参加料、広告料プログラム印刷に係る広告掲載相当経費及び雑収入の収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。</p>		区 分	負担対象経費とするもの	交際費	国際交流事業に係る記念品等の購入に係る経費	飲食費	1 総会，実行委員会（各部会を含む。）のほか競技役員による会議等における必要な茶菓，食事に係る経費 2 参加者用給食サービスに係る経費 3 競技役員やスタッフへの必要な茶菓，食事に係る経費 4 選手及びTD並びに外国公館員招へいに係る経費
区 分	負担対象経費とするもの							
交際費	国際交流事業に係る記念品等の購入に係る経費							
飲食費	1 総会，実行委員会（各部会を含む。）のほか競技役員による会議等における必要な茶菓，食事に係る経費 2 参加者用給食サービスに係る経費 3 競技役員やスタッフへの必要な茶菓，食事に係る経費 4 選手及びTD並びに外国公館員招へいに係る経費							
負担金の額	16,800,000円							

3 負担金又は補助金対象事業における収支状況

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	5,299	4,968	4,968
市負担金・補助金	38,000	36,400	16,800
その他補助金・負担金	1,800	2,350	2,800
協賛金	4,820	4,820	4,820
広告料	850	780	810
雑収入	609	522	554
参加料	2,704	2,862	4,025
その他	28	—	—
収入合計	54,111	52,702	34,777
支出合計	49,142	47,734	32,130
次年度繰越	4,968	4,968	2,647

令和6年度より、バーサーロペット・ジャパンにおける開催負担金、及び、支出が大きく減少している。これは、旭川市スポーツ協会にて発生する人件費を、別の補助金の中で負担することとしたためである。令和5年度と令和6年度で、大幅な大会規模の変更はない。

4 監査の結果と意見

(1) 成果指標について【意見】

成果指標について、目的に応じた見直しが必要と思われる。例えば、バーサーロペット・ジャパンを国際大会として存続させるのであれば、海外参加者数等を成果指標として掲げ、達成状況を毎年確認していく等の取組が必要と考えられる。また、親子が参加しやすいイベントにするという趣旨が強いのであれば、幼児～小学生の参加者数を成果指標に置くことも考えられる。参加者数合計のみでなく、どこをターゲットにして当イベントを盛り上げていくかを考え、適切な成果指標を絶えず模索する必要がある。

(2) 大会PRについて【意見】

令和4年実施より、参加者数は少しずつ増加傾向となっているが、全盛期の1万人規模の大会に比べると、参加者数は少ない状況となっている。市の負担金を低減させるためには、参加者数の増加が必要であり、クロスカントリーといったスポーツの敷居を下げる等の啓蒙活動、大会PRが必要と考える。

特に、バーサーロペット・ジャパンは国際大会でありながら、海外参加者は、令和6年

度で7名となっており、全体の0.4%と低い水準となっている。国際大会としての位置づけからは、加盟国であるスウェーデン、アメリカ、中国との交流会議を実施し、大会情報を共有し、各国にてPRを行うことも必要と考える。

また、現状の国内でのPR方法としては、バーサーロペット・ジャパンHPでの情報更新の他、一般社団法人旭川観光コンベンション協会運営の旭川観光情報への掲載、facebookへの掲載が主なものとなっているが、まだまだ当イベントを国内に認知されていないと思われる。町内会でのチラシ配りや、旭川観光大使を活用した周知活動等、多くの方々にイベント内容を認知してもらう取組が必要と思われる。

旭川ハーフマラソンでのチラシにも、バーサーロペット・ジャパン大会のPRチラシを折り込む等、大会の認知度を高めるとともに、高齢の方から子供まで参加しているという情報をアピールし、参加者増加につなげるなど、他のイベントとも連携したPR活動も併せて検討すべきである。

第18 HALFマラソン開催負担金

1 事業の概要

事業名	HALFマラソン開催負担金
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

旭川市にて開催されるHALFマラソン大会の開催に当たり支出される負担金である。

事業実施目的は、以下の通りである。

ランニング競技の普及やスポーツの振興を目指し、市民の健康増進や体力づくりなどに資することを目的に開催する。

- 1 スポーツの振興、マラソン、ランニング競技の普及
- 2 健康志向の高まりを背景とした市民の健康増進や体力づくり
- 3 雄大な大雪山連峰を望む、自然豊かな旭川の秋季スポーツイベント



旭川HALFマラソンは、2007年まで30回開催された旭川マラソン大会を継承し、2009年より、「旭川HALFマラソン」として開催されるようになったものである。

第1回大会は、平成21年9月27日に開催され、現在令和7年9月28日で第17回目を迎えている。

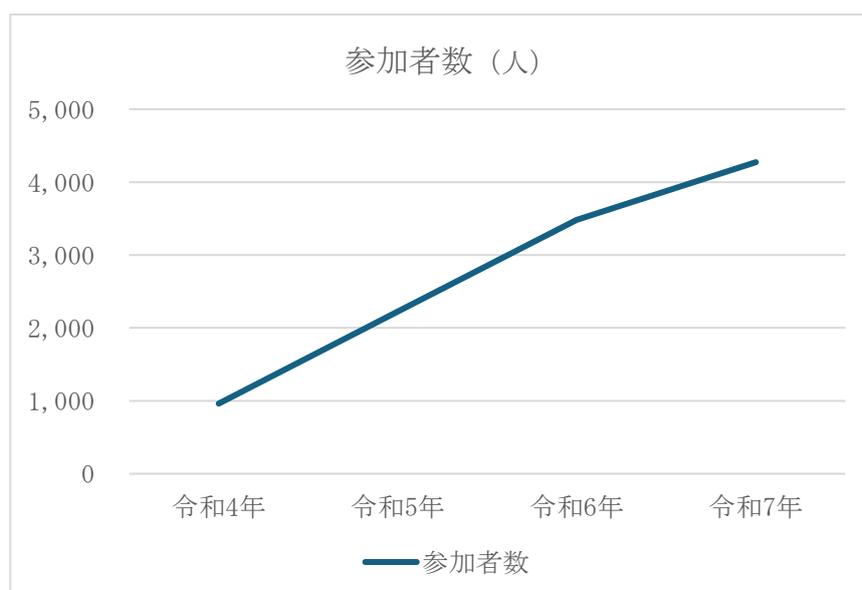
令和2年～3年の第12回～13回大会については、新型コロナウイルスの感染防止のため、中止となった。

令和4年第14回大会より再開した。そして、令和6年第16回大会より、コースをリニューアルし、ランナーには旭川銘菓等を配布する「ご当地エイド」や、ゴール地点での旭川ラーメンをはじめとした飲食ブース、北海道コンサドーレ札幌・ヴォレアス北海道の協力によるスポーツ体験コーナーなど、大会の魅力向上につながる取組が行われている。

運営に当たっては、旭川HALFマラソン実行委員会へ委任している。

旭川HALFマラソンの詳細は以下の通りである。

開催日	令和7年9月28日(日)																																						
開催受付期間	令和7年4月14日～令和7年7月25日																																						
申込方法	インターネットによる申し込み																																						
参加費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>参加資格</th> <th>距離</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハーフ</td> <td>一般</td> <td>21.0975km</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>〃</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10km</td> <td>一般</td> <td>10km</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>〃</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>2km</td> <td>小学生 中学生</td> <td>2km</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2kmファミリーラン</td> <td>一般</td> <td>2km</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>〃</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>幼児 (3歳以上)</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>				種目	参加資格	距離	金額	ハーフ	一般	21.0975km	6,500円	高校生	〃	4,000円	10km	一般	10km	4,500円	高校生	〃	2,500円	2km	小学生 中学生	2km	2,000円	2kmファミリーラン	一般	2km	2,500円	高校生	〃	2,000円	小中学生	〃	1,500円	幼児 (3歳以上)	〃	500円
種目	参加資格	距離	金額																																				
ハーフ	一般	21.0975km	6,500円																																				
	高校生	〃	4,000円																																				
10km	一般	10km	4,500円																																				
	高校生	〃	2,500円																																				
2km	小学生 中学生	2km	2,000円																																				
2kmファミリーラン	一般	2km	2,500円																																				
	高校生	〃	2,000円																																				
	小中学生	〃	1,500円																																				
	幼児 (3歳以上)	〃	500円																																				
参加者数の推移 単位：人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>962</td> <td>2,225</td> <td>3,483</td> <td>4,273</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和7年はエントリー数</p>					令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	参加者数	962	2,225	3,483	4,273																									
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年																																			
参加者数	962	2,225	3,483	4,273																																			





出典：大会プログラム

(2) 事業の必要性

毎年参加人数が増加傾向であり、旭川市の地域振興という意味でも必要性のある事業である。多くの参加者を募り、活気あふれる街づくりにつなげていくことで、旭川市の魅力を発信することができ、市外からの参加者においては観光につながるものとする。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績値	実績値	実績値
大会参加者数	人	962	2,225	3,483

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	4,000	10,000	12,000
決算額	1,250	10,000	12,000
特定財源	1,250	10,000	12,000
一般財源	0	0	0

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

（単位：千円）

	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金	12,000	
合計	12,000	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	旭川ハーフマラソン開催負担金
根拠法令要綱等	旭川マラソン開催負担金交付要綱
交付先	旭川ハーフマラソン実行委員会
負担金交付目的	旭川ハーフマラソンの開催にあたり、運営費に充てるため。
対象経費と算定方法	大会運営に要する経費。ただし、事業実施のための事前の調査研究及び研修に要する経費、交際費、慶弔費並びに懇親会費を除く。 負担金の額は、当該大会等の内容、経費等を検討し負担対象経費の2分の1以内で、かつ、市長が必要と認めた予算の範囲内とする。 前項の規定にかかわらず、他の団体等から負担対象経費の10分の4を超える補助金が交付される場合には、この負担金は支出しないものとする。
負担金の額	12,000,000円

(4) 負担金又は補助金対象事業における収支状況

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入内訳			
前年度繰越	3,223	4,150	1,215
市負担金・補助金	1,250	10,000	12,000
その他補助金・負担金	2,950	400	400
協賛金	650	700	1,040
広告料	715	770	1,240
雑収入	1	166	110
参加料	4,980	9,518	18,218
その他			
収入合計	13,770	25,705	34,225

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出合計	9,620	24,489	32,255
次年度繰越	4,150	1,215	1,969

3 監査の結果と意見

(1) 成果指標について【意見】

成果指標について、参加者の満足度を数値化し、成果指標として評価するという方法も検討すべきである。今は、参加者数が増加傾向のため、特別な対策はせずとも順調に推移するであろう。しかし、今後参加者数が伸び悩んだ際には、原因分析に基づく対策の検討が必要となる。また、満足度の低下は参加者数の減少の予兆と捉えられ、早期に手を打つことで参加者数の減少を防ぐことにもなると考えられる。

(2) 大会の分析について【意見】

大会アンケート結果を増やし、今後の参加者満足度向上につなげるための分析を行うべきである。

現時点では、種目別、年齢別の人数把握ができていますが、アンケートは十分に取れていない状況である。参加者の属性を細分化することで、どの種目が人気なのか、逆にどの分野のサービスに力を入れるべきか、課題が明確になり今後の参加者数増加につながる事となる。アンケート結果の収集においては、アンケート回答で電子クーポン発行等、特典を付けることでの情報収集も検討すべきである。

アンケート項目では、大会のことだけではなく、「今大会の他、市内を観光する予定か、その理由」等の観光に関する項目も追加することで、観光につなげ旭川市の魅力をPRすることも必要である。

どのコーナーに魅力を感じているか等の参加者の声を点数化して把握できると、今後の大会内容の充実につながると考えられる。

第19 カムイスキーリンクス索道等整備費

1 事業の概要

事業名	カムイスキーリンクス索道等整備費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

老朽化しているカムイスキーリンクスの索道・施設等について、必要な更新、改修を行い、市民等に対し安全で快適なスキー等の環境の場を提供するための各種整備が事業内容である。カムイスキーリンクスは指定管理者制度による運営が行われており、現在の指定管理者は一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO である。

令和6年度の当事業はさらに、以下の細節で構成されている。

- ① 修繕費
- ② 委託料
- ③ 備品購入費

(2) カムイスキーリンクスの概要

カムイスキーリンクスは、旭川市西部に位置し、旭川市街から車で約40分の場所にあるスキー場である。全26コースを有し、様々なレベルの利用客に対応している。近年は市民や道内、道外の利用客だけではなく、多くのインバウンドも訪れている。カムイスキーリンクスは平成15年に当時の運営会社が倒産したことにより旭川市に寄附された。その後10年間は施設を賃貸借契約により運営委託し、平成25年から指定管理者制度を導入し、現在に至っている。施設の概要をまとめると以下のとおりである。

目的	市民の心身の健全な発達及びスポーツの振興を図る。
所在地	旭川市神居町西丘
設置日	昭和59年12月18日
敷地面積	約166ha（市有地：約79ha 国有地：約87ha）
コース数	全26コース（うちFIS公認コース3本）
開設期間	12月1日から翌年の3月31日まで
開設時間	午前9時から午後5時（スキーリフトは午後4時）まで
開設経過	・昭和初期に「国設神居山スキー場」として開設

- ・昭和 58 年 8 月 12 日 日本ゴルフ振興が旭川神居山スキー場(株)を設立
- ・昭和 59 年「カムイスキーリンクス」として営業開始
- ・平成 15 年 9 月 29 日 日本ゴルフ振興が経営破綻し、旭川市がスキー場資産を寄付受入
- ・(株)旭川北インター開発公社が公有財産使用貸借契約により運営開始
- ・平成 25 年 7 月 10 日 指定管理者制度によりアライ地所(株)が運営開始
- ・平成 30 年 4 月 1 日 指定管理者制度により(一社)大雪カムイミンタラ DM0」が運営開始
- ・令和 5 年 4 月 1 日 (一社)大雪カムイミンタラ DM0 が指定管理者更新により運営継続

施設内容

(1) 建物

用途	構造等	面積
センターハウス	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,352.72 m ²
受電室・汚水処理室	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平家建	63.85 m ²
レストハウス	鉄骨造平家建	287.01 m ²
山頂レストハウス	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建	460.24 m ²
倉庫	ブロック造平家建	7.00 m ²
山頂パトロール詰所	軽量鉄骨造平家建	6.48 m ²
ゴンドラ山頂駅	鉄骨造平家建	571.12 m ²
ゴンドラ山麓駅	鉄骨コンクリート造一部鉄骨造 2 階建	991.57 m ²
	鉄骨造平家建 ※平成26年12月増築	291.21 m ²

(2) 工作物

ゴンドラ・リフト	ゴンドラ	第 1	第 2	第 3	第 4	第 5
傾斜長 (m)	2,327.52	833.87	974.55	636.83	754.26	999.61
高低差 (m)	583.06	136.65	296.04	160.10	126.07	280.30
速度 (m/s)	5.0	2.0	2.3	2.3	1.8	2.3
搬器間隔 (秒)	12	6	6	9	6	6
定員 (人)	4	2	2	2	2	2
輸送能力 (人/時)	1,200	1,200	1,200	800	1,200	1,200

利用者数 (※夏季利用者を除く)

	12月	1月	2月	3月	合計
R 6	18,408人	45,584人	40,326人	17,783人	122,101人
R 5	12,466人	39,259人	38,339人	16,925人	106,989人
R 4	12,656人	34,585人	30,532人	14,854人	92,627人
R 3	10,004人	31,109人	26,472人	14,776人	82,361人
R 2	9,319人	28,126人	21,820人	12,874人	72,139人

(3) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	34,281	50,778	71,047
決算額	31,661	41,577	54,458

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
需用費	3,984	4件、細節は修繕費
委託料	31,674	4件
備品購入費	18,799	
合計	54,458	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

<需用費>

① カムイスキーリンクス山頂レストラン受水槽修繕

件名	カムイスキーリンクス 山頂レストラン受水槽修繕
委託先	東洋設備(株)
委託内容	山頂レストランの利用者が増加したことにより、既存の受水槽だけでは必要な水を確保することが困難になったため、受水槽の増設を行う。
契約方法	随意契約
契約額（税込）	1,298,000円
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び旭川市契約事務取扱規則第16条の2第1号
業務履行の確認方法	修繕完了報告書（写真含む）にて履行確認。

② カムイスキーリンクスエネセーバー部品更新修繕

件名	カムイスキーリンクスエネセーバー部品更新修繕
委託先	西山坂田電気㈱
委託内容	受変電室、 Gondola、第1・2キュービクルのエネセーバーの部品であるコンデンサが老朽化しているため更新する。
契約方法	随意契約
契約額（税込）	781,000 円
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び旭川市契約事務取扱規則第 16 条の 2 第 1 号
業務履行の確認方法	修繕完了報告書（写真含む）にて履行確認。

③ カムイスキーリンクスセンターハウステーブル修繕①

件名	カムイスキーリンクスセンターハウステーブル修繕
委託先	デザイントーク(有)
委託内容	センターハウスに設置しているテーブルの脚が破損しているため、脚の取替を行う（13 台分）。また、新コース設置に伴い、テーブル天板に貼り付けているコースマップを新しいものに張替える。
契約方法	随意契約。しかし急を要し、特定一者でなければ提供できないことから一者特命として一者のみから見積書を徴収
契約額（税込）	719,400 円
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び旭川市契約事務取扱規則第 16 条の 2 第 1 号
一者特命の理由	修繕を行うテーブルは 12 月 1 日の開業に合わせて修繕を行う必要があることから緊急性を要し、また、テーブルは、カムイスキーリンクスセンターハウスのトータルコーディネートを行っているデザイントーク(有)を相手方として一者特命の随意契約により作成、購入した経緯がある。このことから、同テーブルの修繕については制作者であるデザイントーク(有)でなければ履行が困難であると考えられるため、一者特命での契約とする。
業務履行の確認方法	修繕完了報告書（写真含む）にて履行確認。

④ カムイスキーリンクスセンターハウステーブル修繕②

件名	カムイスキーリンクスセンターハウステーブル修繕
委託先	デザイントーク(有)
委託内容	センターハウスに設置しているテーブルの脚が破損しているため、脚の取替修繕を行う（16 台分）。また、テーブル天板にコースマップの貼付けを行う（28 台分）。
契約方法	随意契約。しかし特定一者でなければ提供できないことから一者特命として、一者のみから見積書を徴収
契約額（税込）	1, 185, 800 円
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び旭川市契約事務取扱規則第 16 条の 2 第 1 号
一者特命の理由	カムイスキーリンクスのセンターハウスのトータルコーディネーターは、デザイントーク(有)が担ってきた。そのため、これまでセンターハウスで使用しているテーブルの製作や修繕については同者を指定して行ってきた。今回のテーブル修繕についても、同者が培ってきたノウハウや同者が保有しているデザインを用いなければ目的を達成できないと考えられるため、一者特命での契約を結ぶことが適当であると判断した。
業務履行の確認方法	修繕完了報告書（写真含む）にて履行確認。

<委託料>

① 有害物含有量調査業務

件名	有害物含有量調査業務
委託先	(株)コンストラクションサポート藤井
委託内容	支柱塗膜に含まれる有害物含有量の調査
契約方法	随意契約
契約額（税込）	104, 500 円
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、旭川市契約事務取扱規則第 16 条の 2 第 6 号
業務履行の確認方法	業務完了報告書（写真含む）にて履行確認。

② ゴンドラリフト支えい索切詰業務

件名	ゴンドラリフト支えい索切詰業務
委託先	日本ケーブル(株)札幌支店
委託内容	ゴンドラリフトの支えい索(ワイヤーロープ)の切詰作業を実施し、ゴンドラリフト運行の健全性を確保する業務 (1) 緊張設備が正常に作動するよう支えい索を適正な長さに切り詰める。 (2) 試運転及び動作確認を実施し、施工内容の妥当性の検証を行うとともに運転に支障がないよう調整する。
契約方法	随意契約
契約額(税込)	2,970,000円
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び旭川市契約事務取扱規則第16条の2第1号 本切詰作業(スプライス作業)は、支えい索(ワイヤーロープ)を切断し、中心の太いロープを切り詰めてから、周りの細いロープを編み込み、接続する作業である。切断部の間隔や長さ等の詳細なスプライスデータは、2014年のゴンドラリフト改修時に支えい索を交換した日本ケーブル(株)札幌市店しか把握していないことから、他者ではゴンドラリフトの計算基礎に基づいた安全な施工ができない。また、支えい索の接続部に使用している部材(ゴムブレード)は、メーカーオリジナル品を使用しており、切詰作業時と同じ部材を使用して接続する必要があることから、確実な施工と部品調達が可能で当該1者を選定する。
業務履行の確認方法	業務完了報告書(写真含む)にて履行確認。

③ カムイスキーリンクス索道整備設計委託(R6.3.25~R7.3.12)

件名	カムイスキーリンクス索道整備設計委託 (履行期間:令和6年3月25日~令和7年3月12日)
委託先	(株)ドーコン
委託内容	第5リフト施設改修に伴う実施設計
契約方法	一般競争入札
契約額(税込)	20,900,000円
業務履行の確認方法	業務完了報告書にて履行確認。

④ カムイスキーリンクス第5リフト地形測量調査委託

件名	カムイスキーリンクス第5リフト地形測量調査委託 (履行期間：令和6年3月25日～令和6年9月30日)
委託先	(株)日興ジオテック
委託内容	調査面積 0.62 km ² 三次元点群測量一式
契約方法	一般競争入札
契約額(税込)	7,700,000円
業務履行の確認方法	業務完了報告書にて履行確認。

<備品購入費>

件名	圧雪車等車両元利償還金
支払先	北海道市町村備荒資金組合
内容	圧雪車やバックホウ等の購入にあたり、購入資金を北海道市町村備荒資金組合から調達し、その購入資金の償還を行うもの。
償還額	令和6年9月30日：9,399,937円 令和7年3月31日：9,399,468円 年度計：18,799,405円
償還対象資産	乗用草刈機：2,268,000円 バックホウ：2,095,200円 圧雪車(2台)：70,416,000円 圧雪車(2台)：38,019,930円 いずれも平成30年度購入

3 監査の結果と意見

(1) 一者特命随意契約について【意見】

需用費(修繕費)のうち、「カムイスキーリンクスセンターハウステーブル修繕」は2件あったが、どちらも一者特命随意契約とされている。その理由は、起案書に添付されている書類には以下のように説明されている。

今回修繕の対象となるテーブルは、令和元年度に調達特例の適用を受けて購入した経緯がある。その際、リンクスのトータルコーディネートを行っているデザイントーク有限会社を相手方として一者特命の随意契約を結んでいる。今回の修繕は、デザイントーク有限会社に特注して購入したテーブルに関する修繕を行うものであり、制作者でないと履行することが困難であると考えられるため、今回の修繕についても一者特命としてデザイントーク有限会社と契約を結ぶことが適当であると判断した。

そして、令和元年度に調達特例を適用した理由は以下のように説明されている。

(中略)

センターハウスの内装に関しては、都市型スノーリゾートの拠点にふさわしいデザイン、レイアウトが必要との観点から、昨年度はセンターハウスの滞在空間の快適性を向上させるため、デザイントーク有限会社にトータルコーディネートをお願いした。今年度は、食堂で使用するイスとテーブルについてのコーディネートを依頼している状況である。

(中略)

テーブルについては、センターハウス内装イメージに合わせ、色や天板デザインを決定することができることから、製作品とし、センターハウス内装のトータルコーディネートを行っているデザイントーク有限会社に製作を依頼するのが適当である。

(中略)

以上の理由から、今回購入を希望する物品（イス、テーブル）については、旭川市物品購入等事務取扱要綱第36条第2号に規定されている、資格者名簿に登録されている者からの調達ができないため、それ以外の者から調達する必要があるものに該当し、物品の調達に関し特殊事情又は特別な条件があるため、指定職員の判断により直接調達させることが適当と認められることから、調達特例の適用を必要とする。

これらの理由から、令和元年度に調達特例を適用し、一者特命随意契約を締結したことは理解できる。しかし今回の修繕はテーブル破損箇所の原状回復と、テーブル天板にコースマップを貼り付ける業務である。修繕完了報告書に添付されている写真を見ても、特殊な作業のようには見えない。本当に他の業者では対応ができなかったのか、修繕であれば場合によっては他の業者の方がコストを抑えられた可能性はないか、疑問が残る。過去の経緯も重要だが、他の業者も入れた契約方法の実現可能性はなかったであろうか。

一者特命随意契約とする場合には、第三者が納得する明確な理由があることは当然であり、その際、コスト抑制の観点も考慮した十分な検討が必要である。

第20 カムイスキーリンクス施設整備基金積立金

1 事業の概要

事業名	カムイスキーリンクス施設整備基金積立金
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

カムイスキーリンクスの施設等の整備に必要な経費の財源に充てるために基金を積み立てるものである。具体的には基金は、カムイスキーリンクス索道等整備費に充てられる。カムイスキーリンクスの索道・施設等について、必要な更新、改修を行い、市民等に対し安全で快適なスキー等の環境の場を提供するためにこの基金は活用される。施設の運営に当たっては指定管理者制度が採用されており、現在の指定管理者は一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO である。

(2) 事業の成果指標と実績

基金の積立てであるため、成果指標は無い。

2 事業費の概要

(1) 直近3年の基金運用実績は以下のとおりである。

単位：円

	①収入額	②充当額	③積立額 (①-②)	年度末基金残高
令和4年度	6,599,759	4,929,002	1,670,757	22,325,628
令和5年度	6,542,267	11,440,000	△4,897,733	17,427,895
令和6年度	8,569,798	9,858,700	△1,288,902	16,138,993

直近3年に限れば収入額は、ふるさと納税による寄附およびその運用利息で構成される。充当額は、カムイスキーリンクス索道等整備費に充てられたものである。

(2) 基金の設置経緯について

当該基金は、平成25年12月、カムイスキーリンクスの施設整備等に活用するために設置されたものである。平成25年度から指定管理者による運営が始まった際、旭川市と指定管理者との間で基本協定書が締結された。そこには、運営による利益の25%を納付金として市に納めることとされている。当該基金はこの納付金を積み立てるために設置された経緯がある。

令和2年度の包括外部監査において、この納付金の取扱いについて確認をしていたが、今回の包括外部監査において、令和6年度までは取扱いに変更がないことを確認した。

しかし、令和7年度以降はこの取扱いが一部見直された。見直し内容は後述する。

近年は、ふるさと納税による寄附が基金の積立財源となっている。指定管理者からの納付金による積み立ては、平成25年度に約47万円の納付があったが、それ以降の納付実績はなかった。しかし、令和6年度は運営による利益が発生したため市への納付金があり、当該基金への積み立てが行われている。

(3) 基本協定書の見直し

基本協定書において、運営による利益の25%を納付金として市に納めることとされているのは前述のとおりであるが、この納付金の取扱いが令和7年度以降変更された（令和7年3月25日起案）。変更前と変更後の協定書の内容は以下のとおりである（関係箇所を一部抜粋）。文中の波線は便宜上、監査人が表示したものである。

(変更前)

一般社団法人大雪カムイミンタラDMOは、リンクスに係る収支決算（助成金及び補助金に係る収支及び利便施設の設置・運営に係る収支を除く）において余剰が生じた場合、総額から25/100を乗じて得た額を甲に納付するものとする。なお、甲が受けた納付金は、カムイスキーリンクス施設整備基金として積み立てる。

(変更後)

一般社団法人大雪カムイミンタラDMOは、指定管理業務及び自主事業の運営に係る収支決算において余剰が生じた場合、余剰額に25/100を乗じて得た額（10万円未満切捨）を甲に納付するものとする。また、利便施設の設置・運営に係る収支決算において余剰が生じた場合は、圧雪車更新等、必要な経費の財源に充てるため、甲・乙協議の上、納付金額を決定し、甲に納付するものとする。なお、いずれの収支決算も助成金及び補助金に係る収支を除くものとし、甲は納付金をカムイスキーリンクス施設整備基金として積み立てる。

すなわち、変更前と変更後の大きな違いは、利便施設の設置・運営（いわゆる利便事業）に係る収支決算において余剰額が発生した場合、当該余剰額を財源として市に納付金を納付する取扱いに変更されたことである。なお、施設における事業は以下の三つに区別される。

指定管理事業	リフト利用料を主な収入とする事業
自主事業	二次交通としてのバス運行による乗車料金の主な収入とする事業
利便事業	施設内のレストラン売上やスキー用品等のレンタル料を主な収入とする事業

(4) 令和 6 年度の収支決算余剰額に基づく市への納付金

令和 6 年度は収支決算余剰額が発生したため、令和 7 年度において、市へ 80,000,000 円の納付金が発生した。その内訳は以下のとおりである。

指定管理事業及び自主事業による納付金	10,200,000 円
利便事業による納付金	69,800,000 円

指定管理事業及び自主事業分については、変更前の協定書に基づいて算定された納付金であるが、利便事業分については、変更前の協定書では納付金の対象外とされていたが、利便事業の収支に余剰額が発生したため、市と指定管理者が協議した結果、納付することとなったものである。

(5) 今後の基金の活用について

直近 3 年では毎年、施設整備等の財源として基金の充当が行われている。令和 6 年度は、施設修繕に 3,984 千円、業務委託料に 5,874 千円の充当が行われた。今後の基金の活用について所管部局によれば、施設内で稼働している 4 台の圧雪車の更新費用に充てたい意向とのことである。

3 監査の結果と意見

(1) 利便事業における収支決算余剰額を納付金の対象に含めることについて【意見】

基金の積立財源としては前述のとおり、ふるさと納税による寄附とその運用利息、及び施設運営による利益を財源とした納付金の二つがある。施設運営による利益は、指定管理事業、自主事業及び利便事業の 3 事業による利益で構成される。

このうち、指定管理事業と自主事業から生じた余剰額は、その 25%を納付することが基本協定書において定められている。一方で利便事業から生じた余剰額をどの程度納付金とするかについて、令和 6 年度は市と指定管理者との協議の上で決定している。以下が、各事業で生じた直近 5 年の収支状況の推移である。

指定管理事業の収支は年度によってばらつきがある。自主事業の収支は基本的に赤字である。利便事業の収支は安定して黒字を確保している。

●指定管理事業

単位：円

	収入	支出	収支
令和2年度	142,380,581	149,316,258	△6,935,677
令和3年度	172,115,311	171,067,875	1,047,436
令和4年度	208,706,118	202,342,796	6,363,322
令和5年度	264,100,547	275,457,809	△11,357,262
令和6年度	424,639,864	337,157,058	87,482,806

●自主事業

単位：円

	収入	支出	収支
令和2年度	9,316,026	13,137,285	△3,821,259
令和3年度	893,200	13,897,553	△13,004,353
令和4年度	1,011,600	18,677,661	△17,666,061
令和5年度	10,858,450	23,297,964	△12,439,514
令和6年度	4,861,100	38,297,336	△33,436,236

●利便事業

単位：円

	収入	支出	収支
令和2年度	45,558,768	31,360,552	14,198,216
令和3年度	63,567,745	39,783,765	23,783,980
令和4年度	94,883,882	56,822,433	38,061,449
令和5年度	137,418,514	92,657,559	44,760,955
令和6年度	218,258,887	132,080,064	86,178,823

今後も施設の必要な更新、改修のためには一定規模の財源が必要であろう。その財源確保として、ふるさと納税による寄附も大事な財源ではあるが、寄附を毎年安定的に確保できるかどうかは不透明であろうと思われる。より重要なことは、施設運営により余剰額を安定的に獲得し、それを財源とした納付金を基金へ安定的に積み立てていくことであろうと思われる。そのためには、安定して黒字を確保している利便事業からの納付金を獲得することが重要であると考えらる。

この点、利便事業の収支決算において余剰額が発生した場合は、市と指定管理者が協議の上、納付金額を決定し、市に納付するものとされているが、指定管理事業と自主事業に利便事業も含めた、施設全体の余剰額のうち一定割合を納付金として納付するという考え方もあり得るのではないと思われる。もちろん利便事業での余剰額が施設の運転資金となる事情もあるであろうから納付割合は検討の余地があるが、施設の更新や改修の財源を安定的に確保するための一つの方策になり得ると思われる。

納付金を安定的に確保するための方策を検討することが望ましい。

(2) 計画的な納付金の確保について【意見】

施設の更新や改修を行うには、まずもって財源がなければならない。その際、どのような見通しで財源が確保できるかについて、一定程度の計画性があることが望ましい。財源の裏付けがあれば、更新や改修も計画的に実施可能になると思われる。

見通しの根拠となり得るのは、施設の事業計画及び収支計画であろう。指定管理者は、年度ごとの事業計画及び収支計画を作成しているものと思われるが、それらの計画に基づき、翌年度はどの程度の納付金が見込まれるかという、いわゆる「納付金受領計画」を立てることは有用であろうと思われる。

第21 旭川ミュージックウィーク開催負担金

1 事業の概要

事業名	旭川ミュージックウィーク開催負担金
所管部署	社会教育部

(1) 事業の内容

旭川ミュージックウィークは、毎年6月上旬～中旬の約1週間、旭川市中心部で開催される音楽イベントである。旭川市の各所にて、ストリートライブや合唱など、ホールに限らず様々な場所で開催される音楽イベントとなっている。公式発表や確認できる記事からは、次のように整理できる。

1. 「北の音楽の都」を目指すまちづくり
 - ・ 旭川は「音楽の街」として長い歴史を持ち、吹奏楽・クラシック・合唱・ポップス・ロック・ジャズなど多様な音楽文化が根付いている。その伝統をさらに発展させ、街かどから音楽が聴こえる都市像＝“北の音楽の都”を実現することが大きなテーマである。
2. 市民参加型の音楽文化振興
 - ・ コロナ禍や人口減少で減っていた音楽イベント・発表の機会を、市民が主役となる形で取り戻す。市民が日頃の音楽活動の成果を発表し合うことで、音楽に親しむ日常を維持・拡大する狙いである。
3. 世代・ジャンルを超えた交流の場づくり
 - ・ 吹奏楽部や合唱団、バンド、ソロプレイヤー、子どもから高齢者までが一緒に参加できる。ジャンルの垣根を超えた共演やコラボレーションを通じて、世代間・団体間の交流やネットワーク作りを促す。
4. 中心市街地の賑わい創出・観光振興
 - ・ 駅前広場や買物公園など中心市街地で開催することで、まちなか回遊・商店街の活性化につなげる。旭川の音楽文化の魅力を対外的にも発信し、観光客や市外からの来訪者に旭川の新たな魅力を知ってもらう。
5. 音楽を通じた地域アイデンティティの継承
 - ・ 北海道音楽大行進など、旭川の音楽の伝統を背景に、「音楽の街・旭川」というブランドを次世代へ引き継ぐ役割も担っている。

(2) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
満足度	%	—	71	—	100	—	100

※ 目標値に関しては定められていない。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	3,000	4,000	4,500
決算額	3,100	4,000	3,700

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	3,700	
合計	3,700	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	旭川ミュージックウィーク開催負担金
根拠法令要綱等	旭川ミュージックウィーク開催負担金交付要綱【R4.4.1 施行、R6.4.1 改正】
交付先	旭川ミュージックウィーク実行委員会
負担金交付目的	市民が様々なジャンルの音楽に親しみ、本市の音楽をさらに発展させるため。
負担金の額	3,700 千円
業務履行の確認方法	報告書の提出・検査により確認する。

3 監査の結果と意見

(1) 適切な成果指標の設定について【意見】

「補助金等評価表(令和6年度)」では、本負担金に対する成果指標は「満足度 (%)」とされている。他方、「補助金等評価表(令和6年度)」では、「交付目的」の「意図」について「市民が様々なジャンルの音楽に親しみ、本市の音楽をさらに発展させる」とされてい

る。

音楽活動をメインとするイベントであるため、その性質上成果指標も抽象的なものにならざるを得ないが、音楽の発展がどのような状況を指すのか、具体的な落とし込みがもう一歩必要と考えられる。また、満足度とは、誰の、何に対する満足度なのか、という点については追加で記載する方が望ましい。さらに、令和5、6年度の成果指標満足度は100%となっているが、そのような評価に至った流れについては、効果測定として、より具体的な評価を行うべきと考える。また、令和6年度補助金等評価表においては、受益対象者数＝参加団体数として記載されているが、本事業の受益者として参加団体はもちろんのこと、それを見に訪れる一般観覧者や音楽関連業者等も想定される。どこまで受益者とするかを明確にするのは難しいとも考えられるが、少なくとも観覧者数を含めることも検討する余地はあるのではないかと考えられる。

(2) 法人住民税の納付漏れについて

令和6年度において、令和4年度開催時の法人住民税（道民税均等割18,300円・市民税均等割55,000円）について、令和5年度に納付漏れがあったとして、令和6年度に納付を行っている。別団体のインボイス制度対応等での税務署への相談により課税対象であることが判明したとのことである。本論点については、総論にて記載しているため、個別での意見としては取り扱わないこととする。

第22 醸造文化活用産業観光振興事業費

1 事業の概要

事業名	醸造文化活用産業観光振興事業費
所管部署	観光スポーツ部

(1) 事業の内容

本市の醤油や酒、味噌といった醸造の伝統技術、歴史文化を活用した産業観光振興を図るため、他都市の事例等の産業観光振興の検討に必要な基礎資料の収集、関係者等を交えたワークショップの開催や産業観光振興ビジョンの作成等を実施することで、これまで本市で取り組んできたアドベンチャートラベルの「異文化体験」の新たなコンテンツとして欧米豪を中心とするインバウンドの誘客促進を図るとともに、地域産業連携による地域活性化や関係人口の拡大を図る。

- ① 産業観光振興の検討に必要な基礎資料の収集及び整理
 - ア 市内醸造業の建造物や文化の価値等に係る既往調査資料等の収集及び整理
 - イ 本市の上位・関連計画の収集及び整理
 - ウ 醸造を活用した産業観光振興の参考となる活用事例の収集及び整理
 - エ 醸造文化や産業観光振興に係る地域資源、関係者等の情報収集及び整理
- ② ワークショップの企画、実施等
 - ア 醸造関係者を対象としたワークショップの企画及び実施（想定2回）
 - イ 産業観光振興の基本的な考え方の作成
- ③ 関係機関、事業者等への醸造を活用した産業振興に係る聞き取り調査の企画、実施等
 - ア 醸造文化や産業観光振興に係る関係者への聞き取り調査
 - イ 醸造事業者への聞き取り調査
 - ウ 本市関連部局への聞き取り調査
 - エ 産業観光振興ビジョンの構成たたき台の作成
- ④ 醸造を活用した産業観光振興に係る懇談会等の企画、実施（想定1回）
 - ア 産業観光振興に係る懇談会等の企画、実施
 - イ 産業観光振興ビジョン（構成案）の作成

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標の設定は行われていない。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	—	—	4,480
決算額	—	—	4,477

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
委託料	4,477	
合計	4,477	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

委託業務の名称	旭川醸造文化を活用した産業観光振興調査・検討業務
委託先	株式会社石塚計画デザイン事務所
委託理由	当該事業については、特別交付税措置の算定対象となる総務省の「地域力創造アドバイザー制度」を活用し、本市における醸造文化の歴史的価値の共有と、それを活用した産業観光の考え方を整理し、今後のモデル事業の実施などにより持続可能な醸造文化を活用した産業観光振興を図るものであり、北海道内においては当該事業者を含め9者が登録されている。
契約方法	随意契約
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業観光振興の検討に必要となる基礎資料の収集及び整理 (2) ワークショップの企画、実施等 (3) 関係機関、事業者等への醸造を活用した産業振興に係る聞き取り調査の企画、実施等 (4) 醸造を活用した産業観光振興に係る懇談会等の企画、実施（想定1回）
契約額（税込）	4,477,000円（うち消費税及び地方消費税の額407,000円）

随意契約の理由	当該事業の実施に当たっては、市内の醸造業事業者が保有する歴史的建造物を含む醸造業の歴史的価値について評価を行うことが必要であり、当該事業者は道内外の他都市において同様の業務に多く関わっており事業の実施に必要な要件を満たしていることから、1者から見積書を徴取する。 なお、このことについては、令和6年4月17日に持ち回りで開催した「競争入札等参加者等選考委員会」において承認済である。
業務履行の確認方法	報告書の提出・検査により確認する。

積算金額については以下のとおりである。

(単位：円)

項目	数量	単位	単価	令和6年度 積算額	主な内訳
アドバイザー活動	72	日	55,000	3,960,000	地域力創造アドバイザーとして各種調整、調査研究、企画立案等を実施
旅費	10	回	9,010	90,100	関係者等との打合せに係る札幌～旭川間の旅費
印刷費	38	部	500	19,000	懇談会等における資料印刷費
会場借上費	1	回	3,000	3,000	懇談会会場費として
小計				4,072,100	
消費税及び地方消費税の額				407,210	
合計				4,479,310	

3 監査の結果と意見

(1) 事業者の選定について【意見】

株式会社石塚計画デザイン事務所は、札幌と東京に拠点を置き、全国各地で「まちづくり」のコンサルティングや計画策定支援を行っている専門家集団であり、同社の業務内容と実績については以下のとおりである。

① 基本コンセプト：3つのデザイン

同社は、まちづくりにおいて以下の3つの視点を統合したデザインを掲げています。

「像（ビジョン）」のデザイン：まちが目指すべき将来像や構想の策定。

「場（プレイス）」のデザイン：人々が集まり、活動が生まれる具体的な空間や拠点の創出。

「しくみ（システム）」のデザイン：活動を持続可能にするための組織づくりや運営ルールの構築。

② 主な業務領域

都市計画・景観：マスタープランの策定、景観ガイドラインの作成。

歴史・文化の継承：歴史的建造物の活用、地域独自の文化（醸造文化など）を軸とした振興。

コミュニティ・エリアマネジメント：住民参加型ワークショップの運営、商店街や駅周辺の活性化体制づくり。

観光・産業振興：産業観光の調査、広域観光ルートの策定支援（奄美群島や北海道内各自治体など）。

③ 主な業務実績

● 都市開発・エリアマネジメント関連

南町田グランベリーパーク（東京都町田市）：官民連携による拠点の創出と、コミュニティ形成の支援。

札幌駅前通地区（北海道札幌市）：チ・カ・ホ（札幌駅前通地下歩行空間）の活用や、エリアマネジメント組織の立ち上げ支援。

● 住民参加・ワークショップ関連

クラブサバーブ（東京都国立市）：郊外住宅地での参加型まちづくりプロジェクト。

ちょこまち（北海道伊達市）：市民が自分たちの「やりたい」を形にする協働まちづくり事業。

● 地域資源の活用（観光・文化）

奄美群島観光マスタープラン：自然・文化資源を活かした持続可能な観光施策のとりまとめ。

上記のように、地域に密着した課題解決や、大規模な再開発に伴うコミュニティ形成などで多くの実績がある。

このように、本事業の目的達成において、委託先は十分な実績が伴っていると考えられる。ただし、随意契約とする理由として「当該事業の実施に当たっては、市内の醸造業事業者が保有する歴史的建造物を含む醸造業の歴史的価値について評価を行うことが必要であり、当該事業者は道内外の他都市において同様の業務に多く関わっており事業の実施に必要な要件を満たしていることから、1者から見積書を徴取する。」としており、この点、同社と競合すると考えられる他社は道内・道外にも存在していると考えられ、随意契約として行うのであれば、継続性を重視したコスト削減の視点や、旭川市の事情に特に精通しているなど、より固有の理由付けが必要と考えられる。したがって、同事業の委託先の選定においては、競争入札の選択も視野に入れるべきである。

第23 ジオパーク構想推進費

1 事業の概要

事業名	ジオパーク構想推進費
所管部署	社会教育部

(1) 事業の内容

この負担金は、大雪山カムイミンタラ ジオパーク構想推進協議会の運営や、以下の具体的な活動に充てられるものである。

- ・ 日本ジオパーク認定に向けた活動：日本ジオパークネットワーク（JGN）への加盟継続や、正会員認定に向けた調査・申請書類の作成。
- ・ 地域資源の調査・研究：神居古潭の変成岩類や大雪火山群、石狩川がつくる地形など、地域の大地に関する学術的調査。
- ・ 人材育成（ジオガイドの養成）：地域の魅力を伝える専門員や市民ガイドの育成講座の開催。
- ・ 教育・普及啓発：小中学校での出前授業、市民向けのジオカフェ（講演会）、パンフレットやウェブサイトによる情報発信。
- ・ 広域連携事業：構成自治体（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町）が連携した広域的な観光・教育ルートの開発。

(2) 事業の必要性

① 地域のブランド化と観光振興（経済的必要性）

「日本ジオパーク」の認定を受けることで、国内外に向けた強力な地域ブランドとなり、地球科学的な価値を背景とした「ジオツーリズム」を展開することで、滞在型観光の促進や交流人口の拡大が期待されている。

② 教育資源としての活用（教育的必要性）

郷土の自然がどのように形成され、それがアイヌ文化や明治以降の開拓史にどう影響を与えたかを学ぶことは、子どもたちの郷土愛を育む重要な教材となる。

③ 広域連携による地域課題の解決（行政的必要性）

大雪山系という共通の自然資産を持つ近隣町村と足並みを揃えることで、単独自治体では難しい大規模な自然保護や広域観光ルートの整備が可能になります。特に旭川市は圏域の中心都市として、この連携を主導する役割を担っています。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
事業参加者数	人	—	2,991	—	4,053	—	4,129

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	2,010	5,573	16,100
決算額	1,988	2,000	7,073

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	7,000	
委託料	61	
災害保険料	12	
合計	7,073	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

負担金名称	ジオパーク構想推進事業負担金
根拠法令要綱等	上川中部地域ジオパーク構想負担金交付要綱
交付先	大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会
負担金交付目的	本市及び周辺地域が、学術的に価値のある地質・地形の保全と活用を通じて地域の成り立ちと人の関わりを学べる場所「ジオパーク」として認定され、郷土愛を育みながら地域振興を図る取組を持続可能とする体制を整備する。
負担金の額	7,000 千円
業務履行の確認方法	報告書の提出・検査により確認する。

3 監査の結果と意見

手続きは、関係資料の閲覧（補助金交付要綱、補助金交付申請書、交付決定通知、収支計画書等）、および関係部署へのヒアリングにより行った。その結果、適切に事務運営が行われているものと判断する。

第24 優佳良織普及促進事業補助金

1 事業の概要

事業名	優佳良織普及促進事業補助金
所管部署	社会教育部

(1) 事業の内容

優佳良織普及促進事業補助金は、旭川発祥の伝統工芸である優佳良織の技術継承と、観光資源・地場産業としての再生を目的としており、次のような内容となっている。

① 技術の伝承と人材育成

「優佳良織伝承の会」に所属する織子（職人）の雇用・育成を支援。
高度な技術を持つ織子による、後継者への指導。

② 普及啓発・観光活用

市民や観光客を対象とした「織体験教室」の実施。
優佳良織の認知度向上を図るとともに、体験料による新たな収益源の確保。

③ 地場産業としての基盤整備

製品生産の維持と、将来的な自立化に向けた体制構築。

(2) 事業の必要性

旭川市では家具（旭川家具）や染織物などの「ものづくり」が都市ブランドの核となっており、その中でも優佳良織は、旭川の自然（大雪山の四季）をテーマにした独自の技法であり、他地域にはない唯一無二の観光資源と考えられる。一度途絶えた伝統技術や職人のノウハウを再興させるには、維持費の数倍～数十倍のコストがかかり、本文化を途絶えさせることは旭川市におけるブランドの一つを失うことを意味する。

また、近年の観光市場は、製品を買う「モノ消費」から、体験を重視する「コト消費」へシフトしており、旭山動物園などの「見る」観光に加え、優佳良織の「織り体験」のような「参加する」コンテンツは、観光客の滞在時間を延ばし、地域内での消費額を底上げする効果があると考えられる。さらに、この事業は、熟練した技術を持つ織子（主に女性や高齢層）の職域を守る側面も持っており、長年培われた高度な手織り技術は、代替不可の知的資本とも考えられる。補助金を通じてこの雇用を維持することは、地域の福祉的側面及び多様な働き方の確保という点でも一定の必要性があるといえる。

(3) 事業の成果指標と実績

項目名	単位	令和6年度	
		目標値	実績値
織体験会の参加人数	人	—	184
育成中の織子が作成した試作品の販売額	千円	—	94

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	—	—	4,329
決算額	—	—	3,305

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
負担金、補助及び交付金	3,305	
合計	3,305	

(3) 負担金、補助金及び委託料の概要

補助金名称	優佳良織普及促進事業補助金
根拠法令要綱等	優佳良織普及促進事業補助金交付要綱
交付先	合同会社優佳良織工房
補助金交付目的	本市発祥の「優佳良織」の技術を伝承する合同会社優佳良織工房が実施する織子の育成と市民を対象とした普及促進事業 優佳良織工芸の観光資源、地域産業としての永続的な発展
対象経費と算定方法	1 技術者確保及び養成を目的として実施する事業費 ・ 給料手当 ・ 法定福利費 ・ 福利厚生費 ・ 旅費交通費 2 市民及び観光客向け優佳良織の織体験会開催に関する事業費 ・ 通信費 ・ 消耗品費 ・ 水道光熱費

	<ul style="list-style-type: none"> ・支払手数料 ・地代家賃 ・保険料 ・広告宣伝費 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項各号に規定する補助対象事業の実施のために直接必要と認められる費用 <p>補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。</p>
補助金の額	3,305,000円
補助率	補助対象経費の1/2以内で、かつ予算の範囲内とする。

3 監査の結果と意見

手続きは、関係資料の閲覧（補助金交付要綱、補助金交付申請書、交付決定通知、収支計画書等）、および関係部署へのヒアリングにより行った。その結果、適切に事務運営が行われているものと判断する。

第25 アイヌ文化振興費

1 事業の概要

事業名	アイヌ文化振興費
所管部署	社会教育部

(1) 事業の内容

旭川市の「アイヌ文化振興費」は、主に旭川市博物館（分館等を含む）を中心に、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるための事業を行うための予算である。社会教育部の事業説明資料では、事業内容が次のように整理されている。

1) 鑑賞・体験型イベント

- ・ アイヌ民族音楽会の実施（学校等での鑑賞・体験機会の提供）
- ・ 事業計画では、市内小中学校で古式舞踊や楽器（ムックル等）の鑑賞・体験、アイヌ語に触れる内容（最大10校程度）としての説明がある。
- ・ 「アイヌ文化に親しむ日」（文化の日 11/3）の開催
- ・ 博物館の展示室無料開放、講演会・公演・製作体験ブース等、という形での実施が示されている。
- ・ 「アイヌ文化ふれあいまつり」の開催
- ・ 「食ベマルシェ」時期に中心部で、古式舞踊披露、ムックル演奏、アイヌ食文化体験、伝統工芸展示などを想定している。

2) 講座・学習プログラム

- ・ アイヌ語講座、アイヌ刺繍講座、ゴザ編み講座の開催

初心者向け文法講座・上級者向け読解講座に加え、ものづくり系として刺しゅう講座や新たにゴザ編み講座などの実施が示されている。また、関連した活動として、市内小中学校向けのアイヌ学習プログラムがある。

3) 情報発信・理解促進（まちの中での見える化）

- ・ アイヌ語地名表記の推進（表示板の設置・保守、バスツアー、講演、Webマップ/音声ガイド制作など）

4) 企画展（資料展示を通じた普及）

- ・ アイヌ政策推進交付金を活用して企画展を実施。令和7年度の企画展予定が記載されている。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	2,810	2,344	2,845
決算額	1,531	1,838	2,143

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
報償費	1,396	講師・出席者への謝礼
旅費	118	講師・出席者への交通費
消耗印刷費	81	インク代、ムックル購入代他
手数料	41	アイヌ衣装クリーニング代
災害保険料	2	賠償責任保険料
委託料	439	アイヌ語地名表示板「石狩川」設置業務委託料 264 アイヌ語地名表示板「パラモイ」製作交換業務委託料 76 他
使用料及び賃借料	65	アイヌ語地名ツアー貸切バス運行業務借上料
合計	2,143	

3 監査の結果と意見

関係書類の通査等の結果、適切に事務運営が行われているものと判断する。

第26 アイヌ施策推進費

1 事業の概要

事業名	アイヌ施策推進費
所管部署	社会教育部

(1) 事業の内容

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される地域社会の実現とともに、アイヌ文化の振興のみならず、地域振興、産業振興、観光振興など多方面にわたる「アイヌ文化を生かすまちづくり」を展開する。

(文化振興課) 知里幸恵紹介リーフレット作成など

(博物館) アイヌ学習プログラムの推進やアイヌ民族資料複製など

より具体的には以下のような事業を行っている。

○ 施設・環境の整備

- ・ 体験学習用資料の製作：学校や博物館での学習プログラムで使用するための、実際に触れられるレプリカ（民具など）を製作する

○ 教育・普及活動

次世代への伝承と、市民理解の促進を目的とした事業を行う。

- ・ 次世代への伝承：市内小・中学校の児童生徒が博物館やアイヌ記念館を訪問して、アイヌの歴史や文化を学び体験する学習活動を支援する。
- ・ 市民理解の促進：博物館においてアイヌ語地名に関する講演会を開催する。

○ 地域団体への支援

- ・ アイヌ文化伝承事業：市内のアイヌ団体の自主的活動を支援するための委託事業。

(2) 事業の成果指標と実績

成果指標なし。

2 事業費の概要

(1) 予算と決算額

(単位：千円)

支出額	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	219,830	36,482	12,190
決算額	216,742	32,640	4,387

令和4年度予算と比較し、令和5年度予算が大幅に減少している要因は、令和4年度ではアイヌ記念館施設整備として174,894千円の国庫支出金が計上されており、当該補助金を財源としたアイヌ記念館施設整備が行われていたためである。

(2) 令和6年度の決算額（実績）内訳

(単位：千円)

節	令和6年度 決算額	主な内訳
報償費	92	講師派遣謝礼
旅費	8	講演会講義のための出張費
消耗印刷費	78	学習用消耗品
災害保険料	1	博物館外の行事開催に係る参加者傷害保険
委託料	2,824	旭川市博物館民族資料レプリカ製作業務委託料 440 アイヌ学習プログラム実施業務委託料 210 アイヌ文化紹介冊子制作業務委託料 302 知里幸恵紹介リーフレット作成業務委託料 382 川村カ子トアイヌ記念館紹介小冊子英語版制作業務委託料 660 アイヌ文化紹介冊子監修業務委託料 330 旭川駅構内でのアイヌ古式舞踊実施イベントの開催業務委託料 499
使用料及び賃借料	1,383	アイヌ学習プログラム利用に係る送迎用貸切バス借上げ 1,370 アイヌ学習プログラム利用に係る送迎用タ

		クシー借上げ 13
合計	4,387	

委託料の支出に係る詳細は以下の通りである。

① 旭川市博物館民族資料レプリカ製作業務委託料

件名	旭川市博物館民族資料レプリカ製作業務委託料
委託先	旭川チカップニアイヌ民族文化保存会
委託内容	<p>(1) 委託者が所蔵し、貸与する資料のレプリカを製作する。レプリカ製作終了後は、委託者に貸与品及び成果品を引き渡す。</p> <p>(2) 本業務の対象となる資料の内訳は次のとおりとする。 捧酒箸（資料番号 4250 及び 7387） 2 点</p> <p>(3) レプリカ製作に関する材料等は可能な限り資料と同じものを使用するが、現在では入手できない等、万が一使用できない場合は委託者の許可を得た上で代替品を使用する。</p> <p>(4) 貸与する資料は細心の注意を払って保管、取扱をするものとする。</p> <p>(5) 別途、記録保存・公開のために製作過程を撮影するため、日程等の打合せは綿密に行うこと。なお、撮影は資料レプリカの製作が主題であるため、レプリカ本体、製作中の風景や手元などを撮影する予定である。</p> <p>(6) レプリカ製作記録映像の著作権は旭川市に帰属する。</p>
契約方法	随意契約
契約額（税込）	440,000 円
随意契約の理由	本業務は旭川市博物館が所蔵するアイヌ関係民族資料のレプリカを製作するものであり、その製作にはアイヌの人々に伝承されてきた知識や技術を、深く理解し習得していることが必要なことから、旭川市在住のアイヌの人々によって構成され、アイヌ古式舞踊をはじめ上川アイヌの文化を深く理解し、伝承や保存に取り組む旭川チカップニアイヌ民族文化保存会を選定した。
業務履行の確認方法	完了報告・検査調書により確認

② アイヌ学習プログラム実施業務委託料

件名	アイヌ学習プログラム実施業務委託料
委託先	一般社団法人川村カ子トアイヌ記念館
委託内容	<p>旭川市内小中学校の児童生徒が上川アイヌの歴史や生活、文化を学び、伝統等を体験する学習活動を推進するため、川村カ子トアイヌ記念館において、アイヌ学習プログラム「アイヌの暮らし」を実施する。</p> <p><アイヌ学習プログラム「アイヌの暮らし」></p> <p>(1) アイヌの歴史、特に上川アイヌの人々の歩みを小中学校の児童生徒が理解できるように解説する。</p> <p>(2) アイヌの暮らし（衣食住）を紹介する。</p> <p>(3) ムックル演奏や歌、物語等、アイヌの伝統文化を紹介する。</p> <p>(4) (1)～(3)についての資料を作成して配布する。</p> <p>○第1回 70,180円 第2回 105,270円 第3回 35,090円</p>
契約方法	随意契約
契約額（税込）	1回あたり 35,090円
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 旭川市随意契約ガイドライン2(1)ア(イ)
業務履行の確認方法	実施報告書の提出

③ アイヌ文化紹介冊子制作業務委託料

件名	アイヌ文化紹介冊子制作業務委託料
委託先	有限会社協同アドコム
委託内容	<p>アイヌ自身がアイヌ文化を紹介する小冊子を、「ものづくり」「植物」「踊り」のテーマ毎に分けて作成し、アイヌの歴史文化の理解促進を図る。作成した小冊子は、アイヌ記念館のほか、市の施設、民間文化施設、市内及び近郊の観光施設（駅や空港、旭山動物園等の観光案内センター等）、道内のアイヌ常設展示のある博物館等に送付し、配置を依頼する。</p>
契約方法	指名競争入札
契約額（税込）	302,060円
業務履行の確認方法	実施報告書の提出

④ 知里幸恵紹介リーフレット作成業務委託料

件名	知里幸恵紹介リーフレット作成業務委託料
委託先	株式会社 doco
委託内容	旭川市で育った知里幸恵の生涯や著作『アイヌ神謡集』についての紹介及び市内外で知里幸恵関連資料を有する施設を紹介するリーフレットを作成（委託業務）し、アイヌ文化の発信と普及振興に寄与する。作成したリーフレットは、アイヌ記念館のほか、市の施設、民間文化施設、市内及び近郊の観光施設（駅や空港、旭山動物園等の観光案内センター等）、道内のアイヌ常設展示のある博物館等に送付し、配置を依頼する。
契約方法	指名競争入札
契約額（税込）	381,700 円
業務履行の確認方法	実施報告書の提出

⑤ 川村カ子トアイヌ記念館紹介小冊子英語版制作業務委託料

件名	川村カ子トアイヌ記念館紹介小冊子英語版制作業務委託料
委託先	有限会社かとう印刷
委託内容	令和 5 年度に制作した川村カ子トアイヌ記念館の展示資料等を紹介した小冊子の英語版を制作し、国内外に広くアイヌ文化について発信することでアイヌ文化の振興と発展に寄与する。作成した小冊子は、アイヌ記念館のほか、市の施設、民間文化施設、市内及び近郊の観光施設（駅や空港、旭山動物園等の観光案内センター等）、道内のアイヌ常設展示のある博物館等に送付し、配置を依頼する。
契約方法	指名競争入札
契約額（税込）	660,000 円
業務履行の確認方法	実施報告書の提出

⑥ アイヌ文化紹介冊子監修業務委託料

件名	アイヌ文化紹介冊子監修業務委託料
委託先	一般社団法人川村カ子トアイヌ記念館
委託内容	アイヌ文化を紹介する小冊子 3 冊（植物・踊り・ものづくり）の制作に係る内容の監修 (1) 説明文の筆耕 (2) 小冊子に掲載する写真等の提案・選定等 (3) その他、小冊子制作のために必要な業務

契約方法	随意契約
契約額（税込）	330,000 円
随意契約の理由	同館には、令和2年度及び令和5年度にアイヌ政策推進交付金の対象事業として制作したアイヌ文化紹介小冊子の監修業務を委託し、良好な履行実績があるほか、長年にわたりアイヌ自身によるアイヌの生活や文化を紹介する施設を運営しており、当該業務の履行にあたり必要とされる技術及び知識を有する相手方として特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、旭川市随意契約ガイドライン2（1）ア（イ）及び取扱規則第17条ただし書により、同館1者から見積書を徴収する。
業務履行の確認方法	実施報告書の提出

⑦ 旭川駅構内でのアイヌ古式舞踊実施イベントの開催業務委託

件名	旭川駅構内でのアイヌ古式舞踊実施イベントの開催業務委託
委託先	旭川チカップニアイヌ民族文化保存会
委託内容	ア 旭川駅構内におけるアイヌ古式舞踊の披露 演者15名～20名程度で実施すること。また、事前申込は不要とし、通行人が自由に観覧できるようにすること。 イ 市民によるアイヌ古式舞踊体験の実施 ウ 観客へのアイヌ伝統のお茶の無料提供の実施
契約方法	随意契約
契約額（税込）	499,950 円
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、取扱規則第16条の2第6号
業務履行の確認方法	実施報告書の提出

3 監査の結果と意見

関係書類の通査等の結果、適切に事務運営が行われているものと判断する。

第27 アイヌ施策推進基金積立金

1 事業の概要

事業名	アイヌ施策推進基金積立金
所管部署	社会教育部

(1) 事業の内容

本基金は、アイヌ関連施設等の保存・整備とアイヌ文化の普及・担い手の育成の両面に充当されている。主な事業は以下の通りである。

① 文化基盤の保存・整備

- ・ チセ（伝統的家屋）等の維持管理

「アイヌ文化の森・伝承のコタン（嵐山公園内）」にあるチセの茅葺き屋根の補修、壁面修繕、防腐処理等、専門的技術を要する維持管理費。

② 普及啓発・教育

- ・ 博物館記念展関連事業の開催

企画展関連講座の講師招へいなど

- ・ 市民向けイベント等の開催

旭川駅構内でのアイヌ古式舞踊実施イベントの開催

(2) 事業の成果指標と実績

基金の積立てであるため、成果指標は無い。

2 事業費の概要

(1) 直近3年の基金運用実績は以下のとおりである。

単位：千円

	寄付額	積立額	利息額	取崩額	年度末基金 残高
令和4年度	—	16,234	9	947	28,749
令和5年度	65,806	36,316	11	5,421	59,655
令和6年度	81,931	45,184	17	3,308	101,547

- ・ 令和6年度の寄付額のうち、ふるさと納税に係る寄付84,799千円、直接寄付280千円である。ふるさと納税に係る寄付では、ポータルサイト運営等により、その45%が経費として充てられている。
- ・ 取崩額3,308千円の内訳は以下のとおりである。
 - ① アイヌ施策推進費 アイヌ文化伝承活動事業 499,950円
 - ② 博物館管理費 チセ等保存管理業務委託料 2,794,000円
 - ③ 博物館企画展示費 講演会講師招へい旅費 13,210円

(2) 基金の設置経緯について

平成31年4月、国において「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）が施行され、アイヌの人々が法律上初めて「先住民族」として明記された。同法に基づき、市町村が作成する「アイヌ施策推進地域計画」が内閣総理大臣の認定を受けることで、交付金（アイヌ政策推進交付金）の活用が可能となるなど、アイヌ施策を推進するための法的・財政的枠組みが整備された。

旭川市においては、同法の趣旨を踏まえ、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発等の施策を、安定的かつ持続的に推進するための財源確保が課題となっていた。特に、近年増加傾向にあるふるさと納税等の寄附金について、寄附者の意向を明確に区分し、単年度予算主義にとらわれず将来の事業として、チセの改修や大規模イベント等に備えて積立を行うため、特定の資金を管理する受け皿が必要と判断された。

これを受け、令和3年第2回旭川市議会定例会において条例案が可決され、令和3年6月25日より「旭川市アイヌ施策推進基金条例」（令和3年旭川市条例第34号）が施行、同日より基金の運用が開始された。

3 監査の結果と意見

(1) 寄付金収入の安定的な確保について【意見】

基金の積立財源としてはふるさと納税をはじめとする寄付金と、基金の運用収益である。

寄付金額については、令和6年度では件数は4,315件であり前年度比△137件、金額は

約 81,931 千円であり、対前年比約 16,125 千円と、増加傾向にある。また、寄付金額のうち、ふるさと納税による寄付金額は 81,661 千円であり、寄付金全体の 99%はふるさと納税による特定寄付金となっている。(表 1)

(表 1)

	令和 5 年度	令和 6 年度	前年度比
件数	4,452 件	4,315 件	△137 件
寄付金額	65,806 千円	81,931 千円	+16,125 千円
内ふるさと納税	65,544 千円	81,661 千円	+16,117 千円
内直接寄付	272 千円	270 千円	△2 千円

この点、寄付金の大部分をふるさと納税による寄付から収入を得ていることがわかる。「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」(令和 6 年度 調査時期は 2025/1/23~2/24)では、「アイヌの人々や文化と接した機会が“ある”】【全国】が 21.0% (前回:令和 4 年度) → 28.4% (令和 6 年度)に増加しており、【北海道】も 50.0% (前回:令和 4 年度) → 61.9% (令和 6 年度)に増加。国内のアイヌ文化に関する理解に変化も見られており、また、アイヌ文化を題材にした漫画の発行、映画の上映などもあり、アイヌ文化に触れる機会は増加傾向にあると考えられる。

一方、旭川市においては、ふるさと納税の返礼品の種類は多いものの、アイヌ文化に関する工芸品などは現在のところ確認できていない。この点、旭川市の現況として、アイヌ工芸品に関しては、生産従事者の不足や、安定的な生産体制が整っていないという状況にある。また、体験事業の面では川村カ子トアイヌ記念館における古式舞踊やアイヌ刺繍などの体験プログラムがあるが、国内外からのツアー客等の対応により収容力が不足している状況である。旭川市では、これらの状況についてはすでに認識しており、「仕事の創出」を基本方針の一つに備えた中長期的な取組みを行うことで、将来的な事業成果に応じた返礼品の設定も検討しているとのことである。今後は、市内のアイヌ工芸品生産体制の整備、および体験事業の収容力拡大を通じて、ふるさと納税の返礼品数の充実を図り、基金としての財源確保の施策としての多様性を確保し、アイヌ工芸品と体験事業の両面から、財源確保のさらなる検討を行うことが望ましいと考えられる。